

FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (FCI)

Place Albert 1er, 13, B-6530 Thuin (Belgique), Tel: +31.71.59.12.38, fax: +31.71.59.22.29, email: <http://www.fci.be>

INTERNATIONALE RETTUNGSHUNDE ORGANISATION (IRO)

Moosstrasse 21, A-Salzburg, Tel.: +43 662 82 65 26, Fax: +43 662 82 65 26 20

FCI 世界蕃犬連盟 / IRO 世界救助犬連盟

国際救助犬試験規定

IPO-R 2019

Internationale Prüfungsordnung

für

Rettungshundeprüfungen

der

Fédération Cynologique Internationale (FCI)



und der

Internationalen Rettungshundeorganisation (IRO)



FCI / IRO 合同特別作業委員会作成、救助犬規定 IPO-R 2012 改訂版

FCI 執行委員会による当試験規定採用決議 (2018年2月28日～3月1日、リスボン)

IRO 通常総会による当試験規定採用決議 (2018年6月24日、アーニフ、ザルツブルグ)

2019年1月1日より有効

第二種社会福祉法人 アジアワーキングドッグサポート協会 (AWDSA)、

特定非営利活動法人 犬の社会化推進機構 (OPDES)、特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会 (RDТА)

© 2019

序文

当救助犬試験規定は「世界蓄犬連盟」（以下 FCI と省略）救助犬委員会及び「世界救助犬連盟」（以下 IROI と省略）によって作成、FCI 執行委員会及び IRO 通常総会によって可決され、これまで有効であった FCI 及び IRO 救助犬試験規定の代わりに採用される。

当試験規定は独語にて協議、作成され、他言語翻訳により解釈問題が発生した場合、原文である独文を規準とする。

当試験規定採用によって得られた経験値や内容の現実性を考慮し、新规定採用後最短 5 年で内容が再検討され、必要に応じ改訂、適合又は拡大される。

当試験規定の改訂に当たり、採用決議権を有する FCI 及び IRO 担当委員会の正式な容認が必要となる。当試験規定は全 FCI 加盟国内統括傘団体並びにこれら傘下団体及び、IRO 加盟団体を対象に有効と見なされる。

当規定は各国出動団体より実施される救助犬養成の基盤となるべきであり、世界的なプラットフォームとして機能すべきである。

出動適正を計る試験は各国内及び国際出動団体により独自に設定し、実施される。

当規定は実用的な理由から名詞の男性表記形のみ用いるが、女性にも該当する。

目次	
序文	2
目次	3
第1章 一般事項	10
1.1 目的及び実行方法	10
1.2 一般的な省略記号及び各種定義	11
第2章 試験計画及び実行	13
2.1 主催者義務	13
2.2 受験者義務	13
2.3 犬の受験条件	15
2.4 試験会場の特性	17
2.4.1 服従熟練試験会場の設定	18
2.4.2 嗅覚作業試験会場の設定	20
2.4.3 仮想要救助者	22
2.5 試験審査員	23
2.5.1 試験審査員採用条件	23
2.5.2 一般事項	23
2.6 「警告」、「中止」、「失格」	24
2.6.1 「警告」	24
2.6.2 「中止」	24
2.6.3 「失格」	25
2.7 試験規定違反行為に対する制裁及び異議申し立て	25
第3章 試験内容及び評価	25
3.1 一般規定	26
3.2 評価段階及び点数	27
3.3 服従熟練作業の実施要領及び評価法	27
3.3.1 指導手と受験犬の評価法	27
3.3.2 試験課目の抽選及び実施順序	29
3.3.3 試験課目開始及び終了方法	30
3.3.4 発砲に対する過敏反応の評価方法	30
3.3.5 試験課目「紐付き／紐無し脚側行進」	31
3.3.6 試験課目「群衆内行進」	31
3.3.7 試験課目「常歩行進中の伏臥及び招呼」	32
3.3.8 試験課目「遠隔操作による3姿勢」	33
3.3.9 試験課目「平面持来」	33
3.3.10 試験課目「移送」	34
3.3.11 試験課目「状況下に於ける休止」	35
3.3.12 試験課目「瓦礫歩行」	35
3.3.13 試験課目「トンネル通過」	35

3.3.14	試験課目「一本橋渡り」(固定式木製橋渡り)		36
3.3.15	試験課目「ディスタンスコントロール」		36
3.3.16	試験課目「遠隔操作による方向変換」		37
3.3.17	試験課目「可動式バレルブリッジ」		38
3.3.18	試験課目「水平梯子渡り」		38
3.4	各嗅覚作業構成及び評価方法		39
3.4.1	試験の流れ		39
3.4.2	指導手を対象とする評価項目		40
3.4.3	受験犬を対象とする評価項目		41
3.4.4	告知方法		42
3.4.5	嗅覚作業 単体告知作業課題 実施要領及び評価方法		45
3.4.6	「国際救助犬 足跡追及試験 (RH-F)」	嗅覚作業	47
3.4.7	「国際救助犬 広域搜索試験 (RH-FL)」	嗅覚作業	47
3.4.8	「国際救助犬 瓦礫搜索試験 (RH-T)」	嗅覚作業	49
3.4.9	「国際救助犬 雪崩搜索試験 (RH-L)」	嗅覚作業	50
3.4.10	「国際救助犬 マントレーリング試験 (RH-MT)」	嗅覚作業	52
3.5	「国際救助犬 水難救助試験 (RH-W)」嗅覚作業		52
第4章	国際救助犬 前段階試験 (RH-V) 専用「服従熟練作業」(種目 B)		52
4.1	「国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫搜索前段階試験」(RH-F、FL、TV) 共通		52
4.1.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	52
4.1.2	第一試験課目「紐付き脚側行進」	10点	52
4.1.3	第二試験課目「群衆内行進」	10点	53
4.1.4	第三試験課目「常歩行進中の伏臥及び招呼」	10点	53
4.1.5	第四試験課目「遠隔操作による3姿勢」	15点	53
4.1.6	第五試験課目「状況下に於ける休止」	10点	54
4.1.7	第六試験課目「移送」	10点	54
4.1.8	第七試験課目「瓦礫歩行」	15点	54
4.1.9	第八試験課目「トンネル通過」	10点	55
4.1.10	第九試験課目「一本橋渡り」	10点	55
4.2	「国際救助犬雪崩搜索前段階試験 (RH-LV)」専用「服従熟練作業」		56
4.2.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	56
4.2.2	第一試験課目「紐付き脚側行進」	10点	56
4.2.3	第二試験課目「群衆内行進」	10点	56
4.2.4	第三試験課目「常歩行進中の伏臥及び招呼」	10点	56
4.2.5	第四試験課目「遠隔操作による3姿勢」	15点	57
4.2.6	第五試験課目「状況下に於ける休止」	15点	57
4.2.7	第六試験課目「移送」	10点	58
4.2.8	第七試験課目「遠隔操作による方向変換」	10点	58
4.2.9	第八試験課目「深雪足跡追尾歩行」	10点	59
4.2.10	第九試験課目「雪上移動手段への搭乗」	10点	59
4.3	「国際救助犬マントレーリング前段階試験 (RH-MTV)」専用「服従熟練作業」		60
4.3.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	60
4.3.2	第一試験課目「紐付き脚側行進」	15点	60
4.3.3	第二試験課目「群衆内行進」	15点	60

4.3.4	第三試験課目「遠隔操作による3姿勢」	15点	61
4.3.5	第四試験課目「状況下に於ける休止」	15点	61
4.3.6	第五試験課目「瓦礫歩行」	15点	62
4.3.7	第六試験課目「一本橋渡り」	10点	62
4.3.8	第七試験課目「移送」	15点	62
4.4	「国際救助犬水難救助前段階試験 (RH-WV)」専用「服従熟練作業」		63
4.4.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	63
4.4.2	第一試験課目「300メートル遠泳」	20点	63
4.4.3	第二試験課目「紐付き脚側行進」	10点	64
4.4.4	第三試験課目「群衆内行進」	10点	64
4.4.5	第四試験課目「遠隔操作による3姿勢」	15点	64
4.4.6	第五試験課目「状況下に於ける休止」	10点	64
4.4.7	第六試験課目「岸部からの救助器具水中運搬」	15点	65
4.4.8	第七試験課目「水中物品持来」	10点	65
4.4.9	第八試験課目「ボート乗船」	10点	66
第5章 国際救助犬 A 段階試験「服従熟練作業」(種目 B)			67
5.1	「国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫搜索 A 段階試験」(RH-F、FL、TA) 共通		67
5.1.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	67
5.1.2	第一試験課目「紐無し脚側行進(群衆内行進含む)」	15点	67
5.1.3	第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15点	67
5.1.4	第三試験課目「平面持来」	10点	68
5.1.5	第四試験課目「移送」	10点	68
5.1.6	第五試験課目「遠隔操作による方向変換」	10点	68
5.1.7	第六試験課目「可動式バレルブリッジ」	10点	69
5.1.8	第七試験課目「水平梯子渡り」	10点	69
5.1.9	第八試験課目「トンネル通過」	10点	70
5.1.10	第九試験課目「状況下に於ける休止」	10点	70
5.2	「国際救助犬雪崩搜索 A 段階試験 (RH-LA)」専用「服従熟練作業」		71
5.2.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	71
5.2.2	第一試験課目「紐無し脚側行進(群衆内行進含む)」	15点	71
5.2.3	第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15点	71
5.2.4	第三試験課目「平面持来」	10点	72
5.2.5	第四試験課目「移送」	10点	72
5.2.6	第五試験課目「遠隔操作による方向変換」	20点	72
5.2.7	第六試験課目「状況下に於ける休止」	10点	73
5.2.8	第七試験課目「深雪足跡追尾歩行」	10点	73
5.2.9	第八試験課目「移動手段への搭乗」	10点	74
5.3	「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MTA)」専用「服従熟練作業」		75
5.3.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	75
5.3.2	第一試験課目「紐無し脚側行進(群衆内行進含む)」	15点	75
5.3.3	第二試験課目「遠隔操作による3姿勢」	15点	75
5.3.4	第三試験課目「瓦礫歩行」	15点	76
5.3.5	第四試験課目「一本橋渡り」	10点	76
5.3.6	第五試験課目「トンネル通過」	15点	76

5.3.7	第六試験課目「移送」	15点	76
5.3.8	第七試験課目「状況下に於ける休止」	15点	77
5.4	「国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-WA)」専用「服従熟練作業」		78
5.4.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	78
5.4.2	第一試験課目「500m 遠泳」	20点	78
5.4.3	第二試験課目「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」	10点	79
5.4.4	第三試験課目「遠隔操作による3姿勢」	10点	79
5.4.5	第四試験課目「移送」	10点	79
5.4.6	第五試験課目「状況下に於ける休止」	10点	80
5.4.7	第六試験課目「水中物品持来 (岸辺より投擲)」	10点	80
5.4.8	第七試験課目「サーフボードの搭乗及び移動」	10点	81
5.4.9	第八試験課目「遠隔操作による水中方向変換」	10点	81
5.4.10	第九試験課目「ボート乗船」	10点	82
第6章	国際救助犬 B 段階試験「服従熟練作業」(種目 B)		83
6.1	「国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫搜索 B 段階試験 (RH-F FLT B) 共通」		83
6.1.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	83
6.1.2	第一試験課目「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」	15点	83
6.1.3	第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15点	83
6.1.4	第三試験課目「平面持来」	10点	84
6.1.5	第四試験課目「移送」	10点	84
6.1.6	第五試験課目「遠隔操作による方向変換」	10点	85
6.1.7	第六試験課目「可動橋渡り」	10点	85
6.1.8	第七試験課目「水平梯子渡り」	10点	86
6.1.9	第八試験課目「トンネル通過」	10点	86
6.1.10	第九試験課目「状況下に於ける休止」	10点	86
6.2	「国際救助犬雪崩搜索 B 段階試験 (RH-LB)」専用「服従熟練作業」		87
6.2.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	87
6.2.2	第一試験課目「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」	15点	87
6.2.3	第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15点	88
6.2.4	第三試験課目「平面持来」	10点	88
6.2.5	第四試験課目「移送」	10点	88
6.2.6	第五試験課目「状況下に於ける休止」	10点	89
6.2.7	第六試験課目「遠隔操作による方向変換」	20点	89
6.2.8	第七試験課目「深雪足跡追尾歩行」	10点	90
6.2.9	第八試験課目「移動手段搭乗」	10点	90
6.3	「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MTB)」専用「服従熟練作業」		91
6.3.1	各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100点	91
6.3.2	第一試験課目「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」	15点	91
6.3.3	第二試験課目「遠隔操作による3姿勢 (抽選実施)」	15点	92
6.3.4	第三試験課目「瓦礫歩行」	15点	92
6.3.5	第四試験課目「可動式バレルブリッジ」	15点	92
6.3.6	第五試験課目「トンネル通過」	15点	93
6.3.7	第六試験課目「移送」	10点	93
6.3.8	第七試験課目「状況下に於ける休止」	15点	93

6.4 「国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)」専用「服従熟練作業」		94
6.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	94
6.4.2 第一試験課目「800 メートル遠泳」	20 点	94
6.4.3 第二試験課目「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」	10 点	95
6.4.4 第三試験課目「遠隔操作による 3 姿勢 (抽選実施)」	10 点	95
6.4.5 第四試験課目「移送」	10 点	96
6.4.6 第五試験課目「状況下に於ける休止」	10 点	96
6.4.7 第六試験課目「サーフボードの搭乗及び移動」	10 点	96
6.4.8 第七試験課目「遠隔操作による水中方向変換」	10 点	97
6.4.9 第八試験課目「水中物品持来 (船上投擲)」	10 点	98
6.4.10 第九試験課目「ボート乗船」	10 点	98
第 7 章 国際救助犬前段階試験 嗅覚作業 (種目 A)		99
7.1 「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」嗅覚作業		99
7.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	99
7.1.2 「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」会場設定		99
7.1.3 「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」実施要領		99
7.1.4 「単体告知作業課題」実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)		99
7.2 「国際救助犬広域搜索前段階試験 (RH-FL V)」嗅覚作業		100
7.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	100
7.2.2 「国際救助犬広域搜索前段階試験 (RH-FL V)」会場設定		100
7.2.3 「国際救助犬広域搜索前段階試験 (RH-FL V)」実施要領		100
7.3 「国際救助犬瓦礫搜索前段階試験 (RH-TV)」嗅覚作業		100
7.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	100
7.3.2 「国際救助犬瓦礫搜索前段階試験 (RH-TV)」会場設定		100
7.3.3 「国際救助犬瓦礫搜索前段階試験 (RH-TV)」実施要領		100
7.4 「国際救助犬雪崩搜索前段階試験 (RH-L V)」嗅覚作業		101
7.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	101
7.4.2 「国際救助犬雪崩搜索前段階試験 (RH-L V)」会場設定		101
7.4.3 「国際救助犬雪崩搜索前段階試験 (RH-L V)」実施要領		101
7.5 「国際救助犬マントレーリング前段階試験 (RH-MT V)」嗅覚作業		102
7.5.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	102
7.5.2 「国際救助犬マントレーリング 前段階試験 (RH-MT V)」会場設定		102
7.5.3 「国際救助犬マントレーリング 前段階試験 (RH-MT V)」実施要領		102
7.6 「国際救助犬水難救助前段階試験 (RH-W V)」嗅覚作業		102
7.6.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	100 点	102
7.6.2 第一試験課目「救助ロープ水中運搬 (岸辺から投擲)」	30 点	102
7.6.3 第二試験課目「岸辺からの水難者救出牽引」	70 点	103
第 8 章 国際救助犬 A 段階試験 嗅覚作業 (種目 A)		104
8.1 「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」嗅覚作業		104
8.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	104
8.1.2 「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」会場設定		104
8.1.3 「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」実施要領		105

8.2 「国際救助犬広域捜索 A 段階試験 (RH-FLA)」 嗅覚作業		106
8.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	106
8.2.2 「国際救助犬広域捜索 A 段階試験 (RH-FLA)」 会場設定		106
8.2.3 「単体告知作業課題」 実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)		106
8.2.4 「国際救助犬広域捜索 A 段階試験 (RH-FLA)」 実施要領		106
8.3 「国際救助犬瓦礫捜索 A 段階試験 (RH-TA)」 嗅覚作業		107
8.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	107
8.3.2 「国際救助犬瓦礫捜索 A 段階試験 (RH-TA)」 会場設定		107
8.3.3 「単体告知作業課題」 実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)		107
8.3.4 「国際救助犬瓦礫捜索 A 段階試験 (RH-TA)」 実施要領		107
8.4 「国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験 (RH-LA)」 嗅覚作業		108
8.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	108
8.4.2 「単体告知作業課題」 実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)		108
8.4.3 「科学探知作業」 会場設定及び実施要領	10 点	109
8.4.4 「生物探知作業」 会場設定		109
8.4.5 「生物探知作業」 実施要領	190 点	109
8.5 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MTA)」 嗅覚作業		109
8.5.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	109
8.5.2 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MTA)」 会場設定		110
8.5.3 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MTA)」 実施要領		110
8.6 「国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-WA)」 嗅覚作業		110
8.6.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	110
8.6.2 第一試験課目「岸辺からの救助器具水中運搬」	20 点	110
8.6.3 第二試験課目「岸辺からの水難者救出牽引」	60 点	111
8.6.4 第三試験課目「ボートからの救助器具水中運搬」	20 点	111
8.6.5 第四試験課目「ボートからの水難者救出牽引」	60 点	112
8.6.6 第五試験課目「自走不能ボートの水中牽引」	40 点	112
第 9 章 国際救助犬 B 段階試験 嗅覚作業 (種目 A)		113
9.1 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-FB)」 嗅覚作業		113
9.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	113
9.1.2 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-FB)」 会場設定		113
9.1.3 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-FB)」 実施要領		114
9.2 「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FLB)」 嗅覚作業		115
9.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	115
9.2.2 「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FLB)」 会場設定		115
9.2.3 「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FLB)」 実施要領		115
9.3 「国際救助犬瓦礫捜索 B 段階試験 (RH-TB)」 嗅覚作業		116
9.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	116
9.3.2 「国際救助犬瓦礫捜索 B 段階試験 (RH-TB)」 会場設定		116
9.3.3 「国際救助犬瓦礫捜索 B 段階試験 (RH-TB)」 実施要領		116
9.4 「国際救助犬雪崩捜索 B 段階試験 (RH-LB)」 嗅覚作業		117
9.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200 点	117
9.4.2 「科学探知作業」 会場設定及び実施要領	10 点	117
9.4.3 「生物探知作業」 会場設定		117

9.4.4 「生物探知作業」実施要領	190点	118
9.5 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」嗅覚作業		118
9.5.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200点	118
9.5.2 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」会場設定		118
9.5.3 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」実施要領		119
9.6 「国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)」嗅覚作業		119
9.6.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点数	200点	119
9.6.2 第一試験課目「岸辺からの救助器具水中運搬」	20点	119
9.6.3 第二試験課目「岸辺からの水難者救出牽引」	60点	119
9.6.4 第三試験課目「ボートからの救助器具水中運搬」	20点	120
9.6.5 第四試験課目「ボートからの水難者救出牽引」	60点	120
9.6.6 第五試験課目「自走不能ボートの水中牽引」	40点	121
付録 10 「服従作業試験課目」作業実施要領図		122
図 10.1 「紐付き」／「紐無し脚側行進」実施要領図		122
図 10.2 「群衆内行進」実施要領図		123
図 10.3 「常歩行進中の伏臥及び招呼」実施要領図		123
図 10.4 「遠隔操作による 3 姿勢」実施要領図		124
図 10.5 「移送」実施要領図 (国際救助犬前段階試験 V 専用設定)		125
図 10.6 「移送」実施要領図 (国際救助犬 A、B 段階試験 共通)		125
図 10.7 「ディスタンスコントロール」実施要領図		126
付録 20 「熟練作業試験課目」作業実施要領図		127
図 20.1 「瓦礫歩行」実施要領図		127
図 20.2 「一本橋渡り」実施要領図		128
図 20.3 国際救助犬 雪崩搜索段階試験 (RH-LV) 専用 「遠隔操作による方向変換」実施要領図		129
図 20.4 国際救助犬 雪崩搜索 A、B 段階試験専用 (2 試験段階共通) 「遠隔操作による方向変換」実施要領図		129
図 20.5 「遠隔操作による方向変換」実施要領図		130
図 20.6 「可動式バレルブリッジ」実施要領図		131
図 20.7 「水平梯子渡り」実施要領図		132
図 20.8 「トンネル通過」実施要領図		133
図 20.9 「可動橋渡り」使用器具の特性及び、実施要領図		134

第1章 一般事項

1.1 目的及び実行方法

目的

当試験規定集に含まれる各試験は、個々の犬による救助犬制度内用途に応じた、継続育成の参考となる資格付与を目的とする。試験合格は該当救助犬作業部門に於ける救助犬を目指す為、受験時まで実施された訓練が十分成果を上げた事を証明する。当規定集に含まれる各試験合格は、その後出動団体独自に実施する出動を想定した継続訓練の基礎となる。

出動適正

出動適正はあくまでも、各出動団体によってのみ試され言い渡される。出動適正を試すに当たり、特定試験の定期的な再受験、指導手専門知識要求、無線通信講座や登山体験講座受講、犬と指導手の年齢制限、体力測定、個人装備品規則、応急救命講座受講等、更なる条件設定を可能とする。

試験計画及び実行

救助犬試験は通年開催可能とする。人と犬の安全や健康が脅かされる恐れがある場合、試験開催は見合わされる必要がある。

受験頭数が多い行事、国内一決定行事や世界選手権開催等大規模行事開催に当たり、受験希望者数やタイムスケジュールを考慮し、計画的な受験制限を設けることが可能である。

各部門嗅覚や服従熟練作業のみが実施される「嗅覚作業」や「服従熟練単種目試験」開催も可能とする。嗅覚又は服従熟練作業何れか「一種目」のみ受験される。訓練手帳には「点数」と「評価」が記載されが、「単種目受験」である記載が付け加えられなければならない。

訓練手帳への記載例

RH-F B	訓練資格が付与される通常受験
RH-F B, N	足跡追及 B 段階試験設定下の「嗅覚作業単種目を受験」
RH-F B, UO	足跡追及 B 段階試験設定下の「服従熟練作業単種目を受験」

尚、試験規定、ドッグショーや繁殖展覧会規定、繁殖規定や種犬選定試験規定等に則り受験合格時の訓練資格は付与されない。資格取得には「両種目の受験と合格」（「嗅覚」と「服従及び熟練作業」）が必須となる。

1.2 一般省略記号及び各種定義

団体名称

FCI	世界畜犬連盟 (Fédération Cynologique Internationale)
LAO	FCI 加盟国内統括団体 (Landesorganisation der FCI)
IRO	世界救助犬連盟 (Internationale Rettungshunde Organisation)
NRO	IRO 国内加盟団体 (Nationale Rettungshundeorganisation der IRO)

規定

IPO-R	国際救助犬試験規定 (Internationale Prüfungsordnung für Rettungshunde)
-------	--

設定試験部門

RH-F	国際救助犬足跡追及試験 (Rettungshunde-Fährtenprüfung)
RH-FL	国際救助犬広域搜索試験 (Rettungshunde-Flächenprüfung)
RH-T	国際救助犬瓦礫搜索試験 (Rettungshunde-Trümmerprüfung)
RH-L	国際救助犬雪崩搜索試験 (Rettungshunde-Lawinenprüfung)
RH-W	国際救助犬水難救助試験 (Rettungshunde-Wasserprüfung)
RH-MT	国際救助犬マントレーリング試験 (Rettungshunde-Mantrailerprüfung)

指導手、犬 関連

H	犬 (Hund)
HF	指導手 (Hundeführer)
RH	救助犬 (Rettungshund)
RHT	救助犬指導手チーム (指導手 1 名 + 犬 1 頭) (Rettungshundeteam)
HZ	声符 (Hörzeichen)
SZ	指符 (Sichtzeichen)

試験役員及び各種要員 関連

HP	試験要員 (Hilfsperson、Hilfspersonal)
PL	試験監督／試験実行委員長 (Prüfungsleiter)
PR	試験審査員 (Prüfungsrichter)
RA	審査員指示 (Richteranweisung)
VP	仮想要救助者 (Versteckperson)
FHL	印跡者 (Fährtenleger)
TL	トレール設定要員 (Trailleger)

その他

F	足跡追及作業 (Fährte)
FL	広域搜索作業 (Fläche)
GW	熟練度／熟練作業 (Gewandheit)
GS	基本姿勢 (Grundstellung)
ID	識別物品 (Identifikationsgegenstand)
L	雪崩 (Lawine)
LH	訓練手帳 (Leistungsheft)
LVS	雪崩遭難者探知機 (Lawinen-Verschütteten-Suchgerät)
MT	マントレーリング作業 (Mantrailing)
T	瓦礫搜索作業 (Trümmer)
TO	機械探知 (Technische Ortung)
UO	服従作業 (Unterordnung)
W	水難救助作業 (Wasser)

試験段階関連

A	「国際救助犬 A 段階試験」 (Prüfung Stufe A)
Abt.A	「種目 A」 「嗅覚作業」 (Nasenarbeit)
Abt.B	「種目 B」 「服従及び熟練作業」 (Unterordnung und Gewandheit)
B	「国際救助犬 B 段階試験」 (Prüfung Stufe B)
V	「国際救助犬前段階試験 (旧名称 適正試験) (Vorprüfung、vormals Eignung)

第2章 試験計画及び実行

2.1 主催者義務

試験開催権

試験開催許可権限は主催団体が属する親団体（各 FCI 加盟国国内統括傘団体又は IRO 加盟団体）にある。試験結果は全 FCI 加盟国代表団体及び各 IRO 加盟団体により相互承認される。相違する指導手最低 4 名が受験しない限り、試験開催は不可能とする。

主催者への要求設定

主催団体は「試験開催ガイドライン」が定める必要人員、物質、ロジスティック手段を有する必要がある。主催団体は試験を単体又は他団体と共同開催する事が認められる。「仮想要救助者 (VP)」並びに「試験要員 (HP)」は審査員補佐であり、常時審査員指示を厳守しなければならない。犬によって実施される告知作業の誘発行為等を行う、審査員指示に従わない仮想要救助者や試験要員は入れ替えられる必要がある。群衆構成犬には社会性が高い犬のみを採用する事を可能とし、非社会的な行動が見受けられた場合入れ替えられる必要がある。

試験実行委員長

主催者試験開催に当たり、所属する又は他団体より適正を有する試験実行委員長を立てる必要がある。試験実行委員長は試験準備並びに試験実行中、全関連作業を当規定に則り調整、監視する。試験監督は規定に則り、適時に各会場が設定されている責任を担い、試験開催期間中に於いては常時審査員補佐役を務める。

試験開催期間保護

試験実行委員長は試験開催を、適時且つ必要となる形式で指定された行政担当部局や関連団体に申請する必要がある。

試験実行管理

全管理関連責任を担う為、チェックリストに基づく作業実施が推奨される。

試験要員

試験実行委員長は必須専門知識を有する全要員の選定、提供責任を担う。

タイムスケジュール

各受験者の作業時間が明白に把握可能なタイムスケジュールを試験開始前に作成、公示する事が合理的である。試験開催最低 3 日前迄に担当審査員に提供されるべきである。タイムスケジュール設定に当たり、同一部門及び種目を受験する全救助犬ペアーが同じ審査員に審査される様、考慮しなければならない。更に、試験審査員一日当たりの合計審査時間が 9 時間を超過しない方法で設定される必要がある。

試験成績一覧

試験成績の書面化や伝達方法は国内規定を基準とする。

許容審査単位の厳守

1日当たり、審査員一名の最大審査可能単位は厳守される必要がある。

「種目 A」嗅覚作業

各「国際救助犬 V 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」

各「国際救助犬 A 段階試験審査単位設定」 = 「2 単位」

各「国際救助犬 B 段階試験審査単位設定」 = 「3 単位」

「種目 B」服従及び熟練作業

各「国際救助犬 V 階試験審査単位設定」 = 「1 単位」

各「国際救助犬 A 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」

各「国際救助犬 B 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」

審査員 1 名、1 日当たり認められる審査可能な最大単位数は「合計 36 単位」とする！

2.2 受験者義務

受験申込

指導手は受験申込みを適時に行わなければならない。会場への定時到着が不可能である場合、直ちに試験実行委員長に連絡を取らなければならない。「受験申込締切り」に関する情報収集は受験者責任とする。受験する指導手はそれぞれの種目受験に当たり適した服装と装備品を持参、着用しなければならない。

作業開始並びに終了申告

審査員元で実施される作業開始申告は第一試験課目実施前に、作業終了申告は最終試験課目実施後、約 1 メートルの長さを有するリードと首輪が装着された状態にある受験犬と共に基本姿勢にて行われる必要がある。識別や搜索作業用ハーネスや救命胴衣等の装着は受験する部門該当規定が使用を定める又は認める場合のみ認められる。指導手は試験審査員及び試験実行委員長指示を厳守しなければならない。各指導手は、例え既に実施済み作業の評価結果により合格に必要な最低得点に達していない場合にあっても全種目作業を終了しなければならない。試験は結果発表及び訓練手帳返却をもって終了する。

受験犬や指導手の急病、負傷や重要な理由等に起因する試験早退は試験実行委員長に報告される必要がある。理由なき早退は「失格」を引き起こし、訓練手帳に記載される。

動物愛護

動物愛護法、安全基準及び環境保護法は厳守しなければならない。

試験開催期間中、如何なる強制行為も禁止とする。よって、犬に対する過剰なプレッシャ

一掛け又は犬の粗野な取扱いは当規定「第2章6条」に基づき処罰される。

損害賠償責任

万一試験中事故が発生した場合、指導手は自らの及び受験犬の全責任を負う。受験犬所有者は、犬が引き起こす全人身並び物損損害を補償する義務が生じる為、受験前に自ら損害賠償責任保険に加入し終え、保険締結完了を証明できる必要がある。審査員又は試験主催者側指示に対し指導手は任意且つ、自己責任にて従わなければならない。

使用可能な補助器具

嗅覚作業課題の解決に限り、受験犬による作業を戦術的に補佐する下記補助器具の使用が認められる。

- ア) 笛 作業開始前に審査員に人間聴覚により感知可能な笛による使用する各シグナルを聞かせる必要がある。笛の使用は使用可能声符の代わりと見なされる為、声符との兼用は認められない。
- イ) 水又はスポンジ 嗅覚作業中、作業環境や気象状況によって使用が避けられない場合、審査員了承の上使用が認められるが、原則告知作業中や直後の使用は禁止とする。

マントレーリング作業

受験前に担当審査員に提示される限り、GPS機の使用は認められる。

使用が禁止されている補助器具

- ア) 嗅覚作業中の記録装置やGPS機の使用（マントレーリング嗅覚作業は例外とする）
- イ) 犬の意欲を向上させる各種モチベーション物品
- ウ) 餌、フード等

2.3 犬の受験条件

最低受験年齢 各試験段階受験最低年齢は下記の通りとする。

「国際救助犬試験 V 段階試験」	=	15 ヶ月
「国際救助犬試験 A 段階試験」	=	18 ヶ月
「国際救助犬試験 B 段階試験」	=	20 ヶ月

受験犬は受験当日必要となる最低年齢を満たす必要がある。

受験犬個体識別

入れ墨番号又はマイクロチップによって個体識別可能でない犬の受験は認められない。

各試験受験条件

各設定救助犬試験には「体高」、「犬種」、「血統書の有無」に関わらず全犬受験が認められる。各指導手は1日一試験受験のみ認められるが、一試験行事に於いて1頭以上、最大2頭迄指導する事が認められる。犬は一試験行事に於いて「最大2つの試験」を受験できる

とするが、最初に受験する試験を完全に終えた後に次試験の最初の種目に挑む必要が有る。

各国際救助犬前段階試験受験条件

なし（尚、IRO 加盟団体や FCI 加盟国内統括傘団体独自設定規則を厳守！）

各国際救助犬試験 A 段階試験受験条件

「受験希望 V 段階試験」前段階試験合格を必須とする。

各国際救助犬試験 B 段階試験受験条件

受験希望「B 段階試験」受験前に「同一部門 A 段階試験」をその都度違った審査員の元で最低 2 回、共に最低「総合評価 G 評価」で合格している事が条件となる。

「雪崩捜索」及び「水難救助犬試験」を対象とする特例

「総合評価 G 評価以上」による、一回の「A 段階試験合格」を証明する必要がある。

全試験段階の再受験回数には制限は無い。

試験不合格になった犬の同一部門試験再受験迄の最低経過日数は 5 日とする。

最低受験年齢に到達していれば、「最低総合評価 G 評価」による同一部門試験を二回目の合格した翌日に同一部門次段階試験受験を可能とする（例外、雪崩捜索及び水難救助試験）。

同一犬は一試験行事内に於いて複数指導手によって指導される事は禁止されている。席次決定される行事の受験に当たり犬はそれまでに合格した最も高い試験段階を受験する必要がある。発情犬は全試験への受験が認められるが、受験迄他受験犬から隔離されなければならない上、試験進行上可能であれば最後に審査される必要がある。病犬や伝染病発病の疑いがある犬は受験不可能とし、試験会場に持ち込む事も禁止とする。

訓練手帳

国内団体交付訓練手帳を常時携帯する事は全受験者義務であり、訓練手帳は該当国 FCI 国内統括傘団体又は IRO 加盟団体によって登録されている必要がある。「失格」は国際的に通用する省略記号（dis.）と掘られている専用印で捺印又は手書きで理由と共に記入される。

各種予防接種

指導手は当局指定予防接種の実施を証明する「予防接種手帳」を試験開始前に試験実行委員長指示にて提出しなければならない。

社会性

試験審査員には審査開始前から全試験過程に渡り常時受験犬の性格を観察し、稟性面に於いて明らかに問題を有する犬の作業を中止し、又は攻撃的な態度に出た犬に対し失格を言い渡しにより試験から除外する義務が生じる。当規定、「第 2 章 6 条」にて詳細に定義された方法に於いて即座に試験実行委員長に通知する義務がある。

明白に確認可能な稟性的欠点は下記の通り定義する

- 他者、他犬に対し攻撃的な態度に転じる犬
- 指導手又は試験会場を自主的に離脱する犬

服従心

受験犬の服従心が低迷し、即ち指導手によってコントロール不可能となった場合、試験審査員は指導手に対し犬を 3 回招呼する機会を与える。受験に必要な訓練到達水準が明白に不足場合や各試験部門にて課せられる課題実行が犬の明らかに作業意欲不足によって困難であった場合、明らかに指導手コントロール下にいない場合や明白な身体的欠点が確認可能な場合、審査員は作業を中止する権限を有する。

受験犬の装備品

瓦礫搜索作業以外、識別ハーネスの装着は認められる。照明器具と／又は鈴の装着は認められる。尚、照明器具とは犬の位置を把握可能にする為の小型点滅装置やケミホタルとし、犬の方向確認を補佐する目的とするライトやサーチライトを指す物ではない。首輪は手がかえられていない、市販品の使用が認められる。首輪は犬の首に装着される又は指導手によって携帯される。寄生虫対策用医薬首輪の装着は認められるが、適度な余裕を持って犬の首に装着されている必要がある。

「国際救助犬水難救助試験 (RH-W)」に付いて

犬は受験中、終始水中作業用ハーネス又はグリップ機能付き犬用救命胴衣を装着しなければならない。識別ハーネスは水中作業用ハーネスの代わりとは認められない。

2.4 試験会場特性

一般事項

各種使用器具の材質、構造、外寸法等、詳細情報は関連規定項目並びに当試験規定「付録」に含まれる各種図面を参照する事により入手可能である。試験開催に当たり、試験規定に則り設定される会場提供が必須とする。「種目 A 試験会場」への作業実施時間外の立ち入りの是非については主催者及び担当審査員決断に委ねられる。

安全確保

事故防止の為、各試験会場及び使用器具は試験開催国設定安全規格に適合する必要がある。主催者提供試験会場や器具使用により危険が生じる恐れがある場合、審査員は指導手や受験犬安全確保の為、使用を拒絶する権限を有する。

試験要員

作業中全要員は、犬に対し如何なる影響も及ぼすことなく中立的態度を維持する必要がある。

「国際救助犬水難救助試験 (RH-W)」について

当試験課目実施に当たり、犬が作業中大半を泳ぐ必要があり為、容易に岸辺へ登れる岸部にある会場が選定されなければならない。全水中作業又はボート乗船要員はウェットスーツ又は救命胴衣の着用が義務付けられる。指導手はウェットスーツ又は救命胴衣、受験犬は救命胴衣又は適切なハーネス装着が必須となる

2.4.1 服従熟練試験会場の設定

一般事項

主催者によって準備、提供される試験会場や器具が当試験規定に反する場合、担当試験審査員はそれらの使用を拒絶する権利を有する。

RH-F、FL、T、MT 各服従熟練会場

服従及び熟練作業実施に当たり、適切な規模を有する会場が準備、提供される必要がある。

RH-L 服従及び熟練会場の圧雪

全面又は部分的にローラーで圧雪された、或は積雪除去された平坦な適切な規模を有する会場が必要となる。

各種マーキング

各マーキング箇所は各試験課目設定説明又は当試験規定付録図に則り設定される必要がある。担当審査員による使用会場確認実施時に会場特性が考慮された使用器具の配置や各試験課目マーキング施行位置が審査員によって決定される。これは特に「状況下に於ける休止」、「群衆内行進」及び各遠隔作業に必要なマーキングに関して該当する。審査員と協議の上、各試験課目開始地点はマーキングされる。この場合、当規定にて「歩数」による設定が要求される場合、「1歩」を「70センチ」と計算した上、測定、印される事に注意を払う必要がある。

試験課目「群衆」(当試験規定「付録 10、図 10.2」を参照)

「群衆要員歩行経路マーキング」として適切な会場内箇所にて外円半径 2.5 メートル、内円半径 2 メートルと、二つの円マーキング設定が推奨される。群衆要員は内円内側を歩行し、指導手は外円内側を沿って行進することにより、指導手と群衆要員間の距離が常に 50 センチに保たれる。群衆は要員 4 名から構成される必要があり、内 2 名はそれぞれ良く社会化された紐付き状態にある犬(牡、牝各一頭)を伴う必要がある。群衆は時計回りにて円を描きながら動き、動作開始と停止は審査員又は試験実行委員長指示に従う必要がある。

試験課目「状況下の休止」(当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照)

線マーキングによって牡、牝専用休止範囲が設定され、各休止位置より隣接熟練作業用器具までの距離は最低 10 メートルとし、牡と牝の休止位置間の距離は最低 6 メートルとする。

試験課目「移送」用会場設定（当試験規定「付録 10、「前段階試験」は「図 10.5」、
「A、B 段階試験」は「図 10.6」を参照）

- 「テーブル 1 個」又は「高所地点」
- 「引き渡し位置」を印すマーキング 1 箇所
- 「作業終了地点」を示すマーキング 1 箇所

試験課目「持来物品」

最大で靴の大きさの木製、皮製、軽金属製、布製、プラスチックと／又はこれらの材質から成る混合材等最低 5 種類の指導手を使用する物品が用意される。マタイ棒、玩具や類似品等は「指導手実用物品」定義から外れる。更に手に加えられた物品（紐で巻かれた手袋等や他組み合わせさせた物品）の使用は禁止されている。

試験課目「瓦礫歩行」用の不快な材料（当試験規定「付録 20、図 20.1」を参照）

約 3 平方メートルの面積内に建材が無造作に置かれる。歩行時、犬にとって建材は明白に不快に感じられる必要があり、不安定に置かれると共に様々な物が用いられる必要がある。

試験課目「一本橋渡り」（当試験規定「付録 20、図 20.2」を参照）

一本橋（固定式木製橋）は地面に固定された支柱 2 個とその上部で固定された全長約 4 メートル、幅約 30 センチの渡し板から構成される。

試験課目「遠隔操作による方向変換」(RH-L 専用)（「付録 図 20.3、図 20.4」を参照）

- 作業開始地点マーキング一箇所（「前段階試験」と「A 段階、B 段階試験」共通）
- 「前段階試験」の場合、互いに距離 40 メートルに配置されるリュックサック 2 個
- 「A、B 段階試験」の場合、互いに距離 40 メートルに配置されるリュックサック 3 個
- テーブル到達順序決定用抽選カードを用意（B 段階試験のみ）

試験課目「遠隔操作による方向変換」(RH-F、FL、T 共通)（「付録、図 20.5」を参照）

使用テーブルは高さ 60 センチ、犬が乗る表面面積は 100×100 センチとする。滑り止めを施す事は認められる。テーブル 4 脚をテープ等で巻く、マーキングを施す等は禁止とする。

当試験課目用準備

- 作業開始地点マーキング 1 箇所
- テーブル到達順序決定用抽選カード（B 段階試験のみ）

試験課目「可動式バレルブリッジ」（当試験規定「付録 20、図 20.6」を参照）

可動式バレルブリッジは互いに等しい直径（40 センチ）を有する樽 2 個とその上に配置される全長約 4 メートル、幅約 30 センチの足場板から構成される。配置時、板が樽の上を約 20 センチ可動できる様設定される。同外寸法及び可動領域が保障される類似構造物使用も認められる。例えば固定支柱 2 個の上部に可動式なそり檣と言った構造物の使用も認められる。

試験課目「水平梯子渡り」（当規定規定「付録 20、図 20.7」を参照）

幅 5 センチの横木 14 本、横木中央位置の他横木間隔は 30 センチ、全長 4 メートルの横棧梯子と高さ約 50 センチの支柱 2 個から構成される器具を使用する。梯子に登る為に設定される外寸法長さ 1.2 メートル、幅 0.5 メートルの登攀板には登攀補助横木が施されていても良い。登攀構造物は頑丈で、梯子と強固に接続可能である必要がある。

試験課目「トンネル」（当試験規定「付録 20、図 20.8」を参照）

トンネルは、長さ 3 メートル、直径 50 センチ、固形進入部分と連結する柔らかい材質から成る長さ 3 メートルのチューブ部分から構成される（合計全長 6 メートル）。

試験課目「可動式橋」（当試験規定「付録 20、図 20.9」を参照）

可動橋の構造

- 全長約 3 メートル、幅約 30 センチの渡し板 1 枚
- 左右に各 1 個の支柱構造物（渡し板とそれぞれ固定する構成を有する）。
- 渡し板の地上設定高は 0.4 メートルとする

登乗及び降乗板

- 木製板 2 枚（長さ約 1.5 メートル、幅約 30 センチ）
- 登乗と降乗板上部短面の設定高は地上から 35 センチ
- 補助用横棧の設定は認められる

可動式橋は支柱 2 個とそれぞれ支柱とロープ又はチェーンで固定されている渡し板と、登乗及び降乗用板一枚ずつから構成される。渡し板は自由に可動可能となる方法で支柱に固定される。同一外寸法を有し、渡し板による左右前後方向への可動域を保障する類似器具の使用も認められる。

2.4.2 嗅覚作業会場の設定

国際救助犬足跡追及試験（RH-F）

足跡追及作業開始前、試験会場にて複数受験者作業順序がくじ引きにて決定される。「B 段階試験」に於いて、地面質変更、堀、農道と／或は道路横断等、明らかに足跡コース難度が高く設定される必要がある。適切な方法、且つ詳細図化される足跡コース図が担当審査員に提供される必要がある（例、足跡コース図及び GPS 座標）。

軽度の彎曲コース部は「方向変換」と見なされず、「方向変換地点」はコース上に設定される、明白なコーナー部で表される必要がある。

識別物品（ID 物品）

会場地面と然程色的に相違ない、体臭が十分に移行した物品が、指導手によって目視不可能な方法で配置される。

使用物品

様々な材質から成る、最大運動靴大の大きさの、体臭が十分に移行した、会場地面と然程色的に相違ない物品使用のみ認められる。印跡者は足跡コース印跡中、立ち止まることなく歩行中に物品を配置しなければならない。

国際救助犬瓦礫搜索試験 (RH-T)

搜索会場範囲は目視にて把握できる又は各会場側面が明白に識別可能である必要がある。主催者は試験審査員と協議し、安全規則が守られる方法で隠れ場所を選定、設定する。

国際救助犬瓦礫搜索前段階及び A 段階試験 (RH-T V、A)

搜索対象範囲は指導手によって見渡される様設定時配慮される必要がある。

国際救助犬瓦礫搜索 A、及び B 段階試験に於ける誘惑設定

焚火、エンジンやハンマー音を発する、太鼓や記録媒体音を鳴らす等、誘惑設定は可能とする。用いられる誘惑種別に付いて試験審査員と協議の上、設定される。

国際救助犬雪崩搜索試験 (RH-L)

特に雪穴を作るにあたり該当安全基準を厳守しなければならない。使用会場は全面又は部分的にローラーで圧雪と共に／又は複数スキー板痕を付ける事が可能である。会場範囲を容易に監視可能にする為、搜索対象範囲の各側面に旗を立てる事により限定すべきである。

雪崩遭難者探知機の搜索作業

各側面がマーキングされた面積 20×20 メートルの会場内にて雪崩遭難者探知機が任意の場所にて埋められる。埋められる深さは A 段階に於いては地下 30 センチ、B 段階試験に於いては 50 センチとする。一度使用された雪穴の再使用は可能であるが、仮要素救助者が設定されていない時は入口を塞がず解放しておく必要がある。

国際救助犬マントレーリング試験 (MT)

如何なる会場の使用が認められ、選定作業は試験実行委員長が行う。トレールコースは GPS 機又は地図を用いて完全に記録されなければならない。受験犬毎に新たなトレールが違った会場にて設定される必要がある。

トレールコースは可能な限り自然な方法且つ、会場地表性質に沿って地表変化を富みながら設定されるべきである。会場は森、草原や畑等を含む田園地帯又は環境が静かな交通量が少ない市街地が選定対象となり、小道や道路横断箇所を含む事が認められる。

トレール設定後、犬の作業開始迄に最低でも市街地部分を通るトレールコース部分を複数の第三者が交差する様に設定されるべきである。誘惑トレールが設定されていない場合、審査員は設定を指示する権限を有する。終着地点に於いてトレール設定要員は車両に乗車し、一旦現場を離れるがトレール作業開始迄に乗車地点に戻る。この際、トレール設定要

員が乗車している車両は設定された体臭痕を交差してはならない。

マントレーリング作業で使用される移行臭付着遺留品

トレール設定要員は移行臭が十分に付着した遺留品を使用しなければならない。これらはトレール設定開始最低 1 時間前からズボンポケット内又は身体に密着した状態で携帯される必要がある。使用される移行臭付着遺留品はトレール設定作業開始直前にトレール設定要員自らによって未使用ビニール製袋に入れられ付着臭が漏れないよう密閉される。この袋は更にねじ込み蓋を有するガラス製容器に収められる。この密閉され、識別が施された容器は試験実行委員長に手渡される。搜索開始直前、指導手にトレール設定要員遺留品が含まれる密閉容器が手渡される。トレール上の体臭残留方角を指導手に伝える事は禁止されている。

2.4.3 仮想要救助者

一般事項

仮想要救助者は試験審査員の補佐である。隠れ場所内にて静かに居止まる必要があり、如何なる時も指導手とノヤ犬に対し補助行為を行ってはならず、特に犬による告知作業実行時の補助行為は禁止されている。一旦使用され、開放中の隠れ場や雪中穴には敷き毛布やリュックサック等の残留品があってはならない。

国際救助犬広域搜索試験 (RH-FL)

仮想要救助者着衣は会場内に於いて目立ってならず、特に反射しやすい又は眩しい色の着衣は控えるべきである。

試験審査員指示にて仮想要救助者は指定された隠れ場にて潜む。配置される仮想要救助者間の距離は最低 20 メートル必要である。隠れ場内にて試験審査員指示に従い振る舞う。隠れ場内にて横たわる又は座る姿勢を取る必要がある。犬による作業開始前最低 10 分前迄に全仮想要救助者は配置し終えられている必要がある。仮想要救助者は犬にとって目視並びに接触可能でなければならない。シート、毛布や類似品によって仮想要救助者は完全に覆われていてはならない。発見された仮想要救助者は試験審査員指示にて隠れ場を離れる必要がある、その際下敷きも除去されなければならない。使用隠れ場は作業終了毎に変更可能とする。一旦使用された隠れ場の再利用は可能とする。

国際救助犬瓦礫搜索試験 (RH-T)

仮想要救助者配置は犬による作業開始最低 10 分前迄に完了している必要がある。仮想要救助者は完全密閉された状態で配置されてはならない。隠れ場内に於ける有毒ガスの存在確認には特に細心の注意を払わなければならない。配置仮想要救助者間の距離は最低 10 メートル必要であり、隠れ場選定に当たり他配置仮想要救助者体臭に影響を受ける事無く犬が

明白な告知作業が行えるよう配慮すべきである。一旦使用された隠れ場の再利用は可能とする。配置位置変更に当たり、使用されない隠れ場は完全開放された状態に保つ等、誤告知誘発危険度を極力抑える配慮が必要となる。

国際救助犬雪崩搜索試験 (RH-L)

配置直前に仮想要救助者による雪穴掘り作業参加は禁止されている。

国際救助犬瓦礫、雪崩搜索試験 (RH-T、L) 共通

「国際救助犬 A」並びに「B 段階試験」に於いて仮想要救助者発見時、仮想要救助者は犬によって目視／又は接触可能な状態にあってはならない。使用される覆いは可能な限り目立たない物を使用すべきである。

国際救助犬マントレーリング試験 (RH-MT)

トレール設定要員はトレール設定より 2 週間遡って試験会場に立ち入っていない事が重視される。トレール設定要員は指示された出発地点より「常歩」にて指定コースを進む必要がある。トレール設定要員は車両、バス停、ベンチ、建物の前、交差点等、目標物となる地点よりトレール設定作業を開始する。出発地点に於いて短時間居止まった後、「常歩」にて指示された方角に向かってトレール設定を開始する。トレール設定作業後、要員は試験審査員又は試験実行委員長に必要となる情報を含む詳細なコース図を手渡す必要がある。場合によって設定トレールコースは GPS 機に記録されるべきである。トレール設定要員は指導手の知り合いであっても良いが、家族構成員であってはならない。トレール設定後、トレール設定要員はトレールより 2.5 キロメートル圏内に接近してはならない。トレール設定要員は作業中如何なる食料品や玩具も携帯してはならない。作業開始最低 15 分前迄にトレール設定要員は全ての窓が閉まった、クーラーや喚起機能が止められた状態にある車両にて、設定トレールを交差する事無く、遠回りで配置位置に送迎される。搜索対象者（トレール設定要員）は無反応状態でトレール終着地点にて座った、横たわった又は立った状態で居止まる必要がある。その他終着地点付近に居合わせる者は仮想要救助者より最低 5 メートル距離を空ける必要がある。

2.5 試験審査員

2.5.1 試験審査採用条件

各試験は主催者傘団体 (FCI 又は IRO) によって審査資格が付与された審査員によってのみ審査されることが認められる。起用に当たり、主催団体が属する傘団体が定める、現行有効な該当審査員規定が適応される。

2.5.2 一般事項

審査員決断は絶対とするが、規定違反が認められ場合異議申し立ては認められる。予測不

能な事態が生じた場合、審査員は試験課目又は種目全体の再実施を認める判断権が与えられている。尚、指導手は自らの判断による課題再実行権は発生しない。審査員は自ら所有する犬又は管理下にある犬の審査を行ってはならない。

審査員は試験開始前、特に試験会場設定や全審査領域関連事項を確認し、必要に応じ試験実行委員長と協議した上で修正作業に着手すべきである。必要となる修正が不可能な場合、担当試験審査員は試験開催の是非に付いて決定する。

審査員は必要な安全対策を講じる服装にて審査に当たる必要がある。特に瓦礫審査に於けるヘルメット装着及び安全靴着用は必須とする。

2.6 警告、中止、失格

言渡し方法

試験審査員によって言い渡される「警告」、「中止」又は「失格」の対象要因が発生した直後に口頭にて言い渡されなければならない。

2.6.1 「警告」

「警告」言渡し理由

- 指導手による審査員指示を無視した場合
- 禁止補助行為又は、認められるタイミングでの犬を褒める行為以外に嗅覚作業や服従熟練作業中に犬を触る行為を行った場合
- スポーツマンシップ違反行為を実行した場合
- 特定試験課目又は一部試験課目の実行を拒絶した場合
- 初回警告にて「5点減点」され、第2回目警告で違反行為が行われた「種目全体が評価上中止」扱いとなる。

2.6.2 「中止」

「種目中止」とは、中止が言い渡された種目全体が評価上、「不合格」と見なされる。中止が言い渡される時点まで獲得された点数より「種目 A」に於いては61点、「種目 B」に於いては31点減点された後残る点数は有効と見なされ、未実施種目の継続受験が認められる。

「中止」言い渡し理由

- 犬が自主的に会場から離脱し、指導手によって発せられる最大3招呼声符使用で指導手元に戻らない場合
- 犬の服従心が失われた状態で指導手によって発せられる最大3声符使用で指導手に従わない場合
- 試験課題を解決する為、十分な事前準備がされていない状態での受験が確認された場合
- 十分な作業意欲が見受けられない場合

- 発砲に明白に怯む場合
- 稟性的欠点が見受けられた場合
- 指導手／又は犬の身体機能が明白に限定的であることが確認された場合
- 第二回目の「警告」が言い渡された場合
- 作業中、フードや玩具等が使用された場合
- 第2回目の誤告知が実行された場合

2.6.3 「失格」

「失格」言渡し理由

- 指導手による受験前、最中又は受験後試験行事終了迄にスポーツマンシップ違反行為が実行された場合
- 指導手が各試験会場並びに隣接エリアにて強制器具を使用した場合
- 他者や他犬に対し攻撃的な態度に出た場合
- 受験犬が仮想要救助者を負傷させた場合
- 理由もなく試験を早退した場合

失格が言い渡された場合、試験は即座に終了となる。それまでに獲得された全獲得点数は無効と見なされる。失格事実は原因と共に訓練手帳及び成績一覧に明記される。

その後、失格を言い渡した試験審査員により報告書が作成され、IRO 訓練担当理事あるいは FCI 加盟国国内傘団体宛に送付される。IRO 訓練担当理事あるいは、FCI 加盟国国内統括傘団体は必要に応じ更なる制裁処置に付いて協議、決定する。

2.7 試験規定違反行為に対する制裁及び異議申し立て

異議申し立て申請

指導手側の「異議申し立て」は審査員による規定違反行為に対しのみ認められ、審査決定に関しては認められない。規定違反に基づく審査員決断を指導手が不服と感じた場合、当日中受験作業終了後 30 分以内に不服理由を明記した書面と共に保証金 300 ユーロを異議申し立て表明として試験実行委員長に提出する事が可能である。異議申し立てが却下された場合、保証金は主催者収入となる。

異議申し立て審議委員会構成

異議申し立てを審議する委員会は下記の通りとする。

- 試験実行委員長及び担当審査員

協議の結果和解に至らない場合、主催団体が属する傘団体に対し報告が行われ傘団体に最終判断が委ねられる。地区単位以上の開催行事に於いて審議委員会構成は該当行事開催ガイドラインに明記される必要がある。

異議申し立ての審議実施タイミング

異議申し立て提出直後に審議委員会は審議を行う必要がある。必要に応じ目撃者証言を考慮する事も可能とする。審議委員会決断は絶対とする。

第三章 3 試験内容及び評価

3.1 一般規定

作業評価は当規定にて定義されている各評価基準にのみ則り実施される必要があり、評価と点数によって発表される。「評価」に比例する「得点」は試験課目の作業実行方法を反映しなければならない。順位が発表される試験行事に於いて総合獲得得点が同点である場合、「嗅覚作業（種目 A）」に続き、「服従／熟練作業（種目 B）」の順に各種目獲得得点が順位算出基準となる。総合評価算出には少数点以下を用いる事は認められないが、個々の試験課目を評価するに当たり少数点以下を含む得点を付与してはならない事を意味する訳ではない。各試験種目全体を評価するに当たり、少数点以下の点数が合計得点に含まれる場合、作業全体から受けた印象によって端数は繰り上げ又は、切り捨てられる。犬が各受験種目に於いて取得可能最高合計得点 70%以上獲得した場合、「試験合格」とする。試験結果記録又は、報告伝達方法は国内独自規定に従って行われる。

全課目作業中、基本姿勢に於けるミス等、繰り返し見受けられるミスは個々の試験課目採点時重視しすぎぬよう心掛けられる必要がある。重複するミスは種目総合評価算出時にて考慮し、試験結果公表時に作業全体印象を伝えるに当たり指摘されるべきである。

原則、当試験規定、「第 3 章」に明記、説明及び種目毎に追加明記される実施要領及び評価方法を基準とする。

3.2 評価段階及び点数

「V-評価」= 優良 「SG-評価」= 特良 「G-評価」= 良 「B-評価」= 可 「M-評価」= 不可

評価	V-評価		SG-評価		G-評価		B-評価		M-評価	
	最大	最低	最大	最低	最大	最低	最大	最低	最高	最低
合計	100%	96%	95%	90%	89%	80%	79%	70%	69%	
5	5.0	5.0	4.5	4.5	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0	0%
10	10.0	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5	
15	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.0	11.5	10.5	10.0	
20	20.0	19.5	19.0	18.0	17.5	16.0	15.5	14.0	13.5	
30	30.0	29.0	28.5	27.0	26.5	24.0	23.5	21.0	20.5	
40	40.0	38.5	38.0	36.0	35.5	32.0	31.5	28.0	27.5	
50	50.0	48.0	47.5	45.0	44.5	40.0	39.5	35.0	34.5	
60	60.0	57.5	57.0	54.0	53.5	48.0	47.5	42.0	41.5	
70	70.0	67.0	66.5	63.0	62.5	56.0	55.5	49.0	48.5	
80	80.0	76.5	76.0	72.0	71.5	64.0	63.5	56.0	55.5	
100	100	96.0	95.5	90.0	89.5	80.0	79.5	70.0	69.0	
200	200	191.0	190.5	180.0	179.5	160.0	159.5	140.0	139.0	
300	300	286.0	285.5	270.0	269.5	240.0	239.5	210.0	209.0	

原則繰り上げ表記（評価算出時には「零」、「自然数」及び「0.5 単位」のみ対象）

3.3 服従熟練作業の実施要領及び評価方法

3.3.1 指導手と受験犬の評価方法

指導手を対象とする評価項目

- 指導手態度
- 犬とのチームワーク
- スポーツマンシップに則った作業態度も評価対象とする

指導手による開脚姿勢は原則的に過ちと見なされ、試験課目評価の減点を引き起こす。

犬を対象とする評価項目

作業意欲、服従性、操作性、機動性、フィットネス、持久力、全体像及び発砲に対する無関心さの程度（雪崩、水難試験を除く）。

声符及び指符

試験課題実行を促す声符又は指符選定は指導手判断に委ねられるが、基本的に短い物でなければならない。「犬名発声」は「一声符発声」と見なされる。試験課目全体又は試験課目一部分実行に当たり犬が「1 追加声符と／又は指符」を必要とした場合、試験課目総合評価又は該当試験課目部分は「2 評価減評」される。受験犬が器具を用いた作業を拒絶した場合、該当試験課目評価は「0 点」とする。作業のやり直しは認められない。試験課題実行に当たり犬が「2 追加声符と／又は指符」を必要とした場合、試験課目評価は「M-評価」とする。3 声符にて犬による課題実行に至らない場合、該当「試験課目作業」は「中止」され、該当試験課目得点は「0 点」とする。次声符発声又は指符使用まで「約 3 秒間の間」を空ける必要がある。兼用が認められる試験課目に於いて声符、指符何れか一つのみ使用するか否かは指導手判断に委ねられる。尚、声指符を使用する場合、同時に掛けられる必要がある。違反行為が確認された場合、試験課目全体評価を対象とする相応な減点を引き起こす。「犬名発声」は「1 声符発声」と見なされる。使用が認められる声符や指符の未使用は評価に影響を及ぼさない。

補助行為

追加や重複声符及び指符使用、落ち着きのない指導手態度及び他、隠された補助行為は相応の減点を引き起こす。

試験課目展開

犬は自然な歩度（常歩）で指導される必要が有る。犬は指導手膝位置に合わせ、注意深く、嬉々とした態度で、指導手と間隔を詰め、指導手進路を妨げる事無く前進する必要がある。指導手が停止した場合、犬は自主的に、間隔を詰めた状態を維持しながら進行方向に向かって停座に移行しなければならない。

指定姿勢への移行方法

声符又は指符に対し犬は躊躇無く、集中力を途切らせる事無く、真っ直ぐ且つ迅速に指定姿勢へ移行する必要がある。

「反転ターン」並びに「試験課目作業終了基本姿勢」の実施方法

指導手による 180 度反転ターンは、左向きにその場にて実行される必要がある。尚、犬による実行方法は 2 通り認められる。「犬は指導手後方を右回りで回り込む」又は、「その場にて 180 度左反転ターン」を実行しなければならない。犬による作業終了基本姿勢は指導手側面にて直接、又は指導手後方小回りで実行される事が認められる。

「招呼」、「正面停座」、「作業終了基本姿勢」への移行」実施要領

犬は素早く嬉々とした態度にて指導手に向かって招呼作業を実施し、そのまま指導手に真

っすぐ向きながら指導手との間隔を空けずに正面停座に移る必要がある。指導手は、犬に正面停座姿勢を3秒間維持させた後、作業終了基本姿勢へ移行させる。

「水平梯子」、「可動式バレルブリッジ」及び「可動橋」の各作業に付いて

減点対象となる犬の誤行動

- 躊躇する又は落ち着きのない器具への飛び乗り
- 躊躇する、恐怖心が見られる、不安定又は飛び跳ねながらの器具上の歩行
- 躊躇しながら指定姿勢を実行する
- 器具終了地点に到達しない 等

重複する誤行動の評価上の扱いに付いて

全課目作業中、基本姿勢に於ける過ち等、繰り返し見受けられる過ちは個々の試験課目採点時重視しすぎぬよう心掛けられる必要がある。重複する過ちは種目総合評価算出時にて考慮し、試験結果公表時の作業全体印象を伝えるに当たり指摘されるべきである。

3.3.2 試験課目の抽選及び実施順序

各国際救助犬前段階試験 (RH V) 共通

当試験段階の「服従熟練作業」各試験課目実施順序を決定する抽選は実施されない。当規定明記順にて実施される。

国際救助犬雪崩捜索前段階試験 (RH-L V)

「遠隔操作による方向変換」に於ける実施順序は指導手判断に委ねられる。

各国際救助犬 A、B 段階試験 共通

試験開始直前に各試験課目実施順序が決定される抽選が実施される。抽選によって決定された作業実施順序は全受験ペアを対象とする。

尚、常に「紐無し脚側行進」は「第一試験課目」、「状況下に於ける休止」は最終試験課目として実施され、抽選が実施される場合全熟練作業関連試験課目は纏めて「一括り」として「くじ」に明記される必要がある。担当審査員は各熟練課目実施順序を決定する。

よって、抽選により下記試験課目が決定される。

ア) 「ディスタンスコントロール」

イ) 「平面持来」

ウ) 「移送」

エ) 「遠隔操作による方向変換」

オ) 全熟練試験課目（「水平梯子渡り」、「可動式バレルブリッジ」又は「可動橋渡り」、「トンネル通過」）

各国際救助犬 B 段階試験服従熟練試験課目

「遠隔操作による 3 姿勢」及び「遠隔操作による方向変換」に付いて

姿勢実行と指定テーブル到達順序は抽選にて決定される。

3.3.3 試験課目開始及び終了方法

実施要領

服従熟練作業の各試験課目は審査員指示により基本姿勢から開始され、試験課目終了基本姿勢を以て終了する。基本姿勢に於いて受験犬は指導手左側にて指導手との間隔を詰めた且つ進行方向に向いた状態で、右肩甲骨を指導手左膝位置に合わせ、停座する必要がある。前記停座実行方法と異なる停座姿勢が実行された場合、相応の減点を引き起こす。

審査員指示無しで指導手が作業中の静止位置を変更した場合、規定上他行動が要求されない限り、試験課目作業は相応の減点とする。犬は全課題を嬉々とした態度にて、迅速に実行する必要がある。犬は各作業開始基本姿勢及び作業中の停止時に実行される基本姿勢を声符又は指符無しで自主的に実施すべきである。各熟練試験課目作業は原則的に、対象器具直前約 2 歩手前に於ける作業開始基本姿勢により開始され、試験課目実施要領にて別途定義されない限り、器具対面到達後器具を後にした地点に於ける試験課目終了基本姿勢にて終了する。試験課目作業終了後、犬を短い間寝る行為は認められる。正面停座から基本姿勢を命じる声符に対し犬は直接的に、或は指導手後方を小回りする、何れかの方法で左脚側停座に移行する事が認められる。

3.3.4 発砲に対する過敏反応の評価方法

発砲実施

「服従及び熟練作業」並びに「状況下に於ける休止」作業実行中、6 口径威嚇用ピストルを用いて 2 発の発砲が実施される。

発砲実施要領

発砲は服従及び熟練作業の「第一試験課目」中、担当審査員指示にて**発砲実施間隔 3～5 秒**で実施される。発砲は試験要員によって銃口を空に向けて行われる。

評価対象項目

犬は発砲に対し無関心な態度を示す必要がある。

「状況下に於ける休止」実行中の犬が発砲により「立止」又は「停座」へ姿勢変更を行う又は休止位置から「最大 3 メートル離脱」した場合、「部分評価」が実施される。発砲に対し犬が攻撃的な態度に出た場合、指導手コントロール下に収まる限り、評価上「部分的誤行動」として捉えられる。発砲に対し完全に無関心な態度を示す犬のみ満点獲得可能対象とする。服従作業と切り離れた状況下にて再評価を行うか否かは審査員判断に委ねられる。

犬が発砲に対し明白に「ガンシャイ」な態度を示す場合、試験種目全体「中止」とする。

3.3.5 試験課目 「紐付き」及び「紐無し脚側行進」

紐付き脚側行進 犬はリードを装着した状態で試験課目作業を行う。

紐無し脚側行進 犬はリードを装着しない状態で試験課目作業を実行する必要がある。

実施要領

試験審査員指示にてによる試験課目作業が開始される。その他、「各反転ターン」、「右左折」、「停止」、「歩度変換」等、全作業課題は審査員又は試験実行委員長による指示無しで指導手自己判断にて実行されなければならない。

試験課目作業開始後、救助犬指導手ペアは会場中央線上を約 50 歩停止する事無く「常歩」にて前進する。この段階で発砲が実施される。その後、反転ターン実施後更に「常歩」にて 10～15 歩進んだ地点により救助犬指導手ペアは最低 10 歩に渡り「速歩」と、続けて「緩歩」にて 10 歩前進し続ける必要がある。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数を用いてはならない。各歩度は互いに明白に相違する様、犬と指導手によって速度に変化が付けられる必要がある。この後、救助犬指導手ペアは「常歩」にて数歩進み、歩度を変える事無く「第一屈折」を実行し続く直線上を 20～25 歩進み、第二屈折実行後更に直線上を 20～25 歩進む。その後、「反転ターン」を実行し「常歩」にて 10～15 歩前進した地点に於いて基本姿勢にて停止する。基本姿勢より「常歩」にて 10～15 歩進んだ地点にて「屈折」を行い、続けて「常歩」にて 20～25 歩進み会場中央線上に到達次第更なる基本姿勢に移行する。

「国際救助犬雪崩捜索試験 (RH L)」及び「水難救助試験 (RH W)」の特則

両部門試験に於いて発砲は実施されない。

評価方法

犬が指導手の前に出る、側面へ反れる、後退り行為、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座実行、リードを常時張った状態を維持、犬の萎縮した態度や、追加声指符使用と指導手による体符実行は相応の減点を引き起こす。

「紐無し脚側行進」に於ける「群衆内行進作業」の配点について

「紐無し脚側行進 (群衆通過を含む)」に於ける「群衆内作業」は当試験課目設定総得点「三分の一」の割合を占める。

3.3.6 試験課目 「群衆内行進」

国際救助犬前段階試験 (V) 犬はリードを装着した状態で課目作業を行う。

国際救助犬 A、B 段階試験 犬はリードを装着しない状態で当課目作業を行う。

実施要領

指導手が群衆内に向かう前に審査員指示にて群衆は一旦静止する。

指導手は基本姿勢より受験犬を伴い「常歩」にて外側から群衆に近付き、「反時計回り」にて各要員外側、犬を伴う群衆要員 2 名と直接遭遇、通過するまで歩行し続ける。受験ペアは一旦静止するが、群衆は群衆構成要員 1 名と犬を伴う要員が受験チーム側面通過するまで動き続ける。審査員指示にて群衆は静止する。その後、犬を導入する指導手は実施要領図に基づき、群衆要員一名を左回り、更に一名を右回りで通過する。「八の字」を描くに当たり必ず犬を導入する群衆要員を通過しなければならない。群衆要員二名を周回した後、指導手は群衆中心地点にて一旦静止し、群衆は再度円を描きながら動き出す。その後、指導手は群衆を離れた後、基本姿勢にて作業を終える。

「各国際救助犬前段階試験 (RH-V)」 共通特則

群衆内行進作業終了後、指導手は犬のリードを外さなければならない。

評価方法

群衆内作業中、受験犬は社会適正を実証する必要がある。集中力が散漫な態度、作業実行に当たり追加声符又は指符が必要な場合、相応の減点を引き起こす。

受験犬が群衆犬に対し威嚇行動を示し、攻撃を実行した場合、「失格」となる。

3.3.7 試験課目 「常歩行進中の伏臥及び招呼」

実施要領

指導手は基本姿勢から紐無し状態にある犬と共に脚側行進を開始し、10～15 歩進んだ地点で「伏臥を促す」1 声符と／又は指符によって、犬は進行方向に向いた状態で即座に「伏臥姿勢」に移らなければならない。伏臥指示を発するに当たり指導手は歩度を変えず、振り向くことなくそのまま約 30 歩進み、停止後落ち着いた状態で伏臥姿勢を維持し続ける犬の方へ向き直る。審査員指示にて指導手は「招呼を促す」1 声符又は指符で犬を招呼する。犬は早い歩度にて嬉々とした態度で指導手に近づき、距離を空ける事無く正面停座を実行する必要がある。続く指導手による「基本姿勢を促す」1 声符にて犬は基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。

評価方法

試験課目展開部分に於ける誤行動、遅い伏臥実行速度、落ち着きのない伏臥姿勢実行、遅い招呼実行速度、正面停座や試験課目終了基本姿勢実行時の誤行動や、指導手による追加声符使用や体符実行は相応の減点を引き起こす。

3.3.8 試験課目 「遠隔操作による3姿勢」

実施要領

指導手は犬と共にテーブルより約10歩の地点にて基本姿勢を取る。その位置から指導手は声符又は指符で犬をテーブルに向かわせ、飛び乗らせる。犬は躊躇なくテーブルに飛び乗り、立ち止まる必要がある。審査員指示にて指導手は、犬にテーブル上にて順に「停座」、「伏臥」、「立止」各姿勢変更を行わせる。その後、指導手は犬を招呼し正面停座にて一旦静止させ、続く1声符で基本姿勢に移行させ、当試験課目作業を終了する。

「国際救助犬マントレーリング」及び「国際救助犬水難救助試験B段階試験」共通特別抽選によって決定された他姿勢は審査員指示にて実行される必要がある。

評価方法

躊躇する飛び乗り、遅い招呼実行速度、正面停座及び当試験課目終了基本姿勢実行時の誤りや、指導手による追加声符や体符使用は相応の減点を引き起こす。

未実行姿勢は各試験段階適応評価方法に則り減点される。

3.3.9 試験課目 「平面持来」

当試験規定、「第2章4条1項」によって定義される、主催者提供物品が使用される。

A 段階試験 指導手は主催者提供物品より使用する物品を自ら選定する。

B 段階試験 試験前、審査員によって選定される物品は全受験者によって使用される。

実施要領

作業開始直前に受験犬を伴う指導手は作業開始地点近郊に設定されている物品配置地点へ物品を取りに行き、作業終了後に同地点に戻さなければならない。基本姿勢より指導手は使用物品を約10歩離れた地点へ投擲する。物品が完全静止してから指導手は「持来を促がす声符」を掛ける事が認められる。指導手左側にて紐無し脚側停座中の犬は「持来を促がす」1声符又は指符に従って物品着地地点へと素早く向かい、物品を即座に咥え上げ、往路同等速度で指導手元へ物品を直接的な道程にて持来しなければならない。犬は指導手正面にて指導手との距離を詰めた正面停座を行い、指導手が少し間を置いた後「受け渡しを促がす」1声符にて物品を取り上げるまで保持し続ける必要がある。「脚側停座を促がす」1声符にて犬は脚側停座に移り、作業終了基本姿勢を取る。

犬が当作業課目実行中、指導手は終始立ち位置を変更してはならない。

評価方法

減点を引き起こす誤実行と見なされる犬の行動

- 物品着地地点へ向かう速度が遅い又は最短距離にて向かわない
- 咥え上げに於ける誤行動

- 持来速度が遅い、又は直接的な道程にて持来が実行されない
- 一旦啜え上げた使用物品を落とす
- 使用物品で遊ぶ行動に転じる又は噛み反す

物品投擲距離不足や如何なる指導手補助行為も相応の減点を引き起こす。

全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

受験犬が使用物品を持来しない場合、当試験課目得点は「0点」とする。

3.3.10 試験課目 「移送」

実施要領

試験要員1名が移送要員として待機する。

指導手は基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1声符と／又は指符にて犬をテーブルに飛び乗らせ、テーブルから抱え上げた後10歩前進し、移送要員に引き渡す。移送中、犬は尾を自由に動かせる必要がある。指導手は基本的に自ら犬を移送できなければならない。指導手自ら移送を実行できない場合、試験要員が犬のテーブルからの抱え上、移送と引き渡し作業を行う。この場合、指導手は要員と並歩し、引き渡し作業後の作業を実施する。

「各国際救助犬試験前段階試験 (RH-V)」共通

その後、要員は犬の頭部を指導手側に向けた状態で指導手と共に約10歩並歩しながら移送する。移動中、指導手は受験犬に話しかける事が認められる。要員によって犬が地面に降ろされた後、指導手は犬を伴い基本姿勢にて当試験課目作業を終える。

「各国際救助犬試験 A 及び B 階試験 (RH-A、B)」共通

受験犬が移送要員に引き渡された後、移送要員は犬を更に10歩移送し静止した後、犬を地面に降ろす。その間、指導手は引き渡し位置にて静止し続ける必要がある。審査員指示にて指導手が声符で招呼を促すまで犬は着地点にて待機する必要がある。犬は招呼指示に対し嬉々とした態度で素早く指導手に向かい間隔を空けずに正面停座を実行する必要がある。指導手は1声符により犬と共に基本姿勢にて当試験課目を終える。

評価方法

- 犬が非協力的な態度に出た場合、移送中落ち着きがない場合、軽く唸る又は抱え上げ時や降ろされる際回避行動を実行した場合、相応の減点対象となる。
- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に犬が立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

3.3.11 試験課目 「状況下に於ける休止」

実施要領

他受験犬の服従作業開始前に、指導手は紐無し状態にある犬を伴い審査員に指示されたマーキング地点にて基本姿勢に移る。審査員指示により「休止を促がす」1声符又は指符にて犬を休止させ、如何なる物品も犬の元に残す事無くその場を離れる。続けて指導手は犬から審査員が指示する40歩離れた待機位置へ向かい犬の方へ向き返り、落ち着いた状態で待機する。他犬による「第一試験課目」作業実行終盤、指導手は群衆に加わり、群衆作業終了後、元の待機位置に戻る。審査員指示にて、指導手は犬の元へ戻り、犬の右側にて静止する。更なる審査員指示で、「脚側停座を促がす」1声符又は指符にて犬を脚側停座させる。指示に対し犬は、素早く正確な停座位置に移行する必要がある。

評価方法

- 落ち着きのない、集中力が散漫な休止態度、早過ぎる立止又は停座への自主的な移行又は指導手が犬元へ向かう途中に犬が指導手に向かって歩き出す行動は当試験課目の相応の減点を引き起こす。
- 追加声指符や体符使用、指導手による落ち着きのない態度や他隠された補助行為は相応の減点を引き起こす。

3.3.12 試験課目 「瓦礫歩行」

実施要領

指導手は受験犬を伴い、設定された瓦礫障害範囲手前適切な地点にて基本姿勢を取った後、「脚側行進を促す」1声符を発すると同時に瓦礫障害範囲に立ち入り、「紐無し脚側行進」で瓦礫上を一往復する。復路実行時、瓦礫上にて一旦停止する必要がある。指導手が立ち止り次第、犬は迅速に脚側停座に移る必要がある。

瓦礫面積を離れた後、指導手は犬と共に基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 躊躇する又は自信なさそうな犬の歩行態度又は瓦礫回避行動は相応の減点を引き起こす。

3.3.13 試験課目 「トンネル通過」

実施要領 紐無し状態にある犬を伴う指導手は器具手前適切な距離にて基本姿勢を取り、「通過を促す」1声符と／又は指符で犬は器具内を安定して通過する必要がある。

犬が器具を離れ次第「静止を促す」1声符と／又は指符にて即座に静止する必要がある。審査員指示で指導手は犬側面へと進み、「基本姿勢を促す」1声符又は指符で基本姿勢にて犬と共に当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 不安げな、躊躇すると／又は落ち着きのないトンネル侵入と通過は相応の減点とする。
- 犬が自主的にトンネルを離れない場合や通過後の指導手による声符又は指符にて静止しない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

3.3.14 試験課目 「一本橋渡り」(固定式木製橋渡り)

実施要領

受験犬を伴った指導手は器具より適切な距離にて基本姿勢を取る。

指導手による「飛び乗りと歩行を促す」1声符と／又は指符で犬は器具に飛び乗り、続く指導手による「静止を促す」1声符で進行方向に向かった状態にて即座に静止する必要がある。審査員指示にて指導手は犬の静止位置迄前進し、「歩行再開を促す」1声符又は指符を發し器具を渡り終え、適切な距離にて共に基本姿勢に移るまで並歩する。作業終了基本姿勢実施地点にて犬は指示無し停座実行により指導手と共に試験課目終了基本姿勢にて当試験作業を終える。受験犬は器具板全長を怖がる又は飛び跳ねる事無く歩行しなければならない。

評価方法

- 不安げな、躊躇する又は落ち着きの無い器具歩行、指導手前方を歩行又は遅れは相応な減点を引き起こす。

3.3.15 試験課目 「ディスタンスコントロール」

実施要領

基本姿勢より指導手は紐無し状態にある犬を伴い指示された方角に進む。約10～15歩進んだ地点に於いて指導手は立ち止まることも振り向く事も無くそのまま前進続けると同時に犬に対し「停座を促す」1声符又は指符を下し、犬は停座姿勢に移る必要がある。

指導手は約40歩前進した地点に於いて静止し、犬の方角に向き直る。続いて指導手は犬を「招呼を促す」1声符又は指符で招呼する。犬は迅速な速度にて嬉々とした態度で指導手に向かう必要が有る。招呼距離の中間地点に到達した犬に対し「伏臥を促す」1声符と／又は指符を掛け即座に「伏臥姿勢」を取らせる。

国際救助犬 A 段階試験

続く試験審査員指示にて指導手は犬を「招呼を促す」1声符又は指符にて招呼し、正面停座に移行させる。

国際救助犬 B 段階試験

審査員指示にて犬は指導手による「立止を促す」1声符と／又は指符にて「立止姿勢」に移る必要がある。更なる審査員指示にて指導手は犬に対し「招呼を促す」1声符又は指符を掛け、犬は指導手直前にて正面停座に移行する。この場合、犬は嬉々とした態度で速い歩度

にて招呼を実行し、指導手との距離を詰めた位置にて正面停座を実行しなければならない。
「基本姿勢を促す」1声符又は指符で犬は基本姿勢位置に移行し、指導手と共に当試験課目作業を終える。

評価方法

- 犬による「第一招呼距離」と「第二姿勢実行位置」が規定距離を10歩以上超過した場合、当試験課目全体評価は「最大B-評価」とする。
- 未実行姿勢は各試験段階適応評価法に則り減点される。

3.3.16 試験課目 「遠隔操作による方向変換」

国際救助犬 A 段階試験 当試験課目作業開始前に試験審査員が実施順序を発表する。

国際救助犬 B 段階試験 実施順序は事前抽選によって決定済みである。

実施要領

指導手は作業開始地点に於いて犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示にて指導手は立ち位置を変更する事無く犬を「会場中央マーキングへ向かわせる」1声符と／又は指符で約20m離れた明白に印された「中央地点」へ向かわせる。犬が指定地点に到達次第、指導手は犬に対し「静止を促がす」1声符と／又は指符を発声し、静止させる。指定静止時間経過後、指導手は静止位置を変える事無く犬を「指定範囲に向かわせる」1声符と／又は指符で指示した「第一テーブル」に向かわせ、「飛び乗り」と「静止を促す」各1声符で犬をテーブルに跳び乗らせ、静止、待機させる。続いて指導手は1声符と／又は指符にて犬を次なる「テーブル」に向かわせ、各1声符にて登らせ、静止、待機させる。同要領で「第三指定テーブル」に向かわせ、静止、待機させる。「第三指定テーブル」遠隔操作作業終了後、指導手は「招呼を促がす」1声符又は指符で犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を取らせる。続く「基本姿勢を促がす」1声符又は指符で犬と共に最終基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。「会場中央マーキング」及び各指定テーブル上にて犬は約3秒間静止する必要がある。指導手は立ち位置を変更する事無く、必要に応じ犬に向かわせる方角に向かって身体を向き直し示すと共に同方向に向かって片足を一步踏み出すことが認められる。

評価方法

減点を引き起こす誤実行と見なされる行動

- 指示されたテーブルや範囲への躊躇しながらの前進態度
- 最も理想とされるラインからの大きな離脱
- テーブルへ躊躇しながらの跳びに乗り
- 指示テーブルや範囲の自主的早期離脱
- 躊躇しながら指示姿勢に移行する

- 遅い招呼実行速度及び正面停座実行
- 指導手補助や複数声符使用
- 試験課目終了基本姿勢移行時の誤行動

3.3.17 試験課目 「可動式バレルブリッジ」

実施要領

受験犬を伴った指導手は器具より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「飛び乗りを促す」1声符と／又は指符で犬は可動式バレルブリッジに飛び乗り、続く指導手による「静止を促す」1声符にて即座に歩行方向に向いた状態で静止しなければならない。審査員指示で指導手は受験犬側面まで進み「歩行再開を促す」1声符又は指符で犬と並歩し器具対面まで進む。到着次第、犬は自主的に静止する必要がある。更なる審査員指示で指導手は再度「歩行再開を促す」1声符又は指符で犬と共に器具を後にし数歩離れた地点にて静止し、犬に指示無し停座をさせ、共に当試験課目終了基本姿勢へ移行する。

犬は器具板全長を怖がる又は跳ねながら歩行する事無く、歩行しなければならない。

評価方法

- 不安そうな、躊躇する又は落ち着きのない歩行、指導手前方に於ける歩行又は遅れは相応の減点を引き起こす。

3.3.18 試験課目 「水平梯子渡り」

実施要領

指導手は紐無し状態にある犬と共に器具から適切な距離を置いた地点にて基本姿勢をとる。「梯子歩行を促がす」1声符と／又は指符で犬は器具登乗用梯子を経て水平梯子上を自主的に最終横棧に両前肢が到達するまで渡り切り、静止する必要がある。

国際救助犬 A 段階試験

指導手は犬の前肢が最初の横棧に接した時点から、犬や器具に触れる事無く、犬と共に梯子側面を進む。最終横棧に犬が達した後、指導手は犬を抱えて上げ、地上に降ろした後「脚側停座を促がす」1声符又は指符で犬と共に当作業終了基本姿勢に移る。

国際救助犬 B 段階試験

犬が自主的に梯子対面最終横棧に到達するまで指導手はそのまま静止し続け、審査員指示にて待機中の犬の元へと進む。指導手は犬を抱えて上げ、地上に降ろした後、「脚側停座を促がす」1声符又は指符で犬と共に当作業終了基本姿勢に移る。

評価方法

- 不安そうな、躊躇する又は落ち着きのない歩行、指導手前方に於ける歩行又は遅れは相応の減点を引き起こす。

3.4 嗅覚作業構成及び評価方法

3.4.1 試験の流れ

待機

指導手と捜索準備が整った犬は捜索作業実施順番が巡って来るまで捜索会場視野外にて待機する必要がある。犬には識別ハーネス等と／又は首輪装着が認められる。ブリングセル告知犬の場合、ブリングセルを捜索開始前に装着する必要がある。犬に小型鐘又は鈴を取り付ける事は認められる。夜間、小型ライト（スポットライトやライト不可）装着も認められる。

作業開始申告

指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて作業開始申告を行い、選定した犬の告知方法を試験審査員に伝える。

捜索現場状況

試験審査員は略図を用いり、視覚的に境界線が明白で識別可能な捜索対象範囲を説明する。審査員説明に基づき指導手は現場状況を分析し、試験審査員に選定した戦術を通知する。

審査員による現場説明は主に下記情報提供を含む。

- 災害種別や状況に関する情報
- 捜索対象範囲（捜索対象エリア）
- 既存建物構造の情報
- 指導手側の問に対し「現況迄に実施された作業内容」
- 救助隊、医療チーム現着状況
- 既存の各種危険に関する情報

捜索時間

捜索時間は審査員が現場状況説明を終えた時点から計測される。

声指符

犬の操作用に任意の複数回用いられる声指符の使用が認められるが、捜索作業実施を過剰に促す声指符使用は審査上過ちと見なされる。

告知作業

指導手は犬による告知実行を口頭で試験審査員に伝える必要があり、許可を得た上で、犬の元へと進むことが認められる。

「瓦礫捜索、雪崩捜索及び広域捜索試験（RH-T、L、FL）」共通

審査員による現場説明後、指導手は現場状況を分析し、試験審査員に選定した戦術を通知する。捜索中、戦術変更を行う場合その都度審査員に報告される必要がある。戦術変更に

要する時間は捜索時間内で行われる。設定された全仮想要救助者発見後に捜索を継続させるか否かは審査員判断に委ねられる。嗅覚作業は指導手による作業終了申告と審査員による評価公表をもって終了する。

3.4.2 指導手を対象とする評価項目

一般評価対象項目

- 犬の指導法全般（指導法、場面に応じ積極的／控えめな関与、犬を読む能力）
- チームワーク（協調性）
- 犬の能率的な活用方法

戦術

現場把握能力、選定戦術実現方法、指導手による捜索中の現場全体把握能力を含む。

主な評価項目は下記点を含む。

- 捜索会場形状及び特性を考慮した捜索実施方法
- 風向き
- 犬の能力把握及び判断
- 現場によっては検索対象建物の把握（侵入可能位置特定、構造等）
- シナリオに基づき発災当時の仮想要救助者居場所に関する情報収集 等

「国際救助犬広域捜索、瓦礫捜索、雪崩捜索（RH-FL、T、L）」追加評価対象評価項目

- 状況把握能力、決断能力及び選定戦術実現能力
- 目撃者に関する情報収集（発災当時、目撃者の居場所と証言内容）
- 選定戦術伝達及び理由付け能力
- 犬による捜索開始選定箇所の効率性
- 捜索済み並びに未捜索エリア把握能力
- 捜索作業終了報告の内容（捜索実施範囲、仮想要救助者位置）

「国際救助犬マントレーリング試験（RH-MT）」に於ける戦術選定とその役割

マントレーリング作業実施に当たり現場状況把握と捜索対象者関連情報収集を含む戦術を立てる事が役立つ。

「国際救助犬広域捜索試験（RH-FL）」

指導手が自ら仮想要救助者を発見し、犬の捜索に関与する事無く捜索継続させた末犬が該当仮想要救助者に対し正しい告知を行った場合、評価には影響を齎さない。

「国際救助犬マントレーリング試験（RH-MT）」

試験中、指導手は特に終始下記点を注視すべきである。

- トレールコース全体把握

- 交通や歩行者に対する配慮
- 犬との協調性、意志疎通及び、犬が発信する情報の読み取り
- 正確な搜索リード操作
- 発見された仮想有救助者に対する問い掛け

指導手は搜索中、休息をとる事が認められるが、搜索持ち時間内とする。風向きや浮遊臭状況によって犬がさしあたりトレールから外れた方角に向かってトレーリングを開始した場合、再出発を行う事が認められる。指導手は搜索実施前に犬による告知方法を審査員に伝えなければならない。犬は発見した仮想有救助者を、作業開始前に審査員に報告された告知方法で、明白に指導手関与を受ける事無く告知しなければならない。

指導手は現場把握する必要がある。現場状況把握に当たり天候、想定可能な熱学的現象や会場立地条件特性等を考慮しなければならない。更に審査員提供情報を基に現場状況を把握する技量を有する必要がある。搜索実施中、指導手が戦術を変更した場合、審査員に告げる必要がある。審査員提供情報と指導手が行った情報収集によって得た情報を基に正しい現場把握を行い、選定戦術に則った搜索が実施されたか否かが評価される。更に指導手によるトレール作業開始の促し方やそもそも促すか否か、トレール搜索作業中必要に応じ犬に対し遺留品を再び提供するか否かも評価対象とする。交差点等に於ける犬のトレール見失いを指導手が明白に見抜いた上、犬をトレール上適切な地点に導き再搜索を促すかも重要な評価対象点となる。

3.4.3 受験犬を対象とする評価項目

一般評価対象項目

- 服従性と操作性
- 搜索意欲及び発見意思
- 機動性、フィットネス、持久力
- 自主性、作業に対する喜び、作業意欲
- 仮想有救助者に対する威圧、過剰な接近、負傷行為実行の有無
- 作業全体印象

操作性

指導手との協調性、作業実施指示に対し搜索意欲を維持しながら、迅速且つ、目的意識を持った作業実行、指導手と救助犬間の協力

搜索意欲

搜索意欲、搜索態度、気質、モチベーション、作業に対する喜び

機動性

機動性の有り方、問題解決能力、コンディション

自主性

犬による作業意欲の表し方

「広域」及び「瓦礫搜索作業」に於ける追加設定項目 全搜索対象範囲の計画的な搜索

雪崩搜索作業に於ける追加設定項目 全力を尽くす雪除去及び進入行為の実行

「マントレーリング作業」に於ける追加設定項目

試験審査員はトレール開始地点に於ける作業、トレール作業内容とトレール追及態度及び発見時の仮想要救助者に対する自主的な告知作業を評価する。出発地点に於ける正しいハンドリング、トレール作業中のハンドリング及び交通に対する配慮は前提とする。犬は肯定的な搜索態度を示す必要がある。「体臭跡を追う」又は「体臭跡を維持する」事とは、犬が可能な限り終始一貫した態度及び目的意識を持続しながら体臭跡を追う、又は全トレール作業中はっきりとした自主的な搜索態度が見受けられる場合を指す。犬がトレール上に自主的に戻れる限り、トレール離脱は誤行動と見なされない。

3.4.4 告知作業

一般事項

各嗅覚作業開始前、指導手は審査員に対し犬の告知方法を告げる必要がある。

指導手、仮想要救助者、印跡者、トレール設定要員による告知作業を促す如何なる補助行為も禁止されている。補助行為が確認された場合、該当告知作業得点は「0点」とする。

指導手は犬によって実行される告知作業を訓練審査員に告げる必要があり、審査員指示にて初めて犬の元へ向かう事が認められる。指導手が犬の元へ到達するまで犬は仮想要救助者に対し自主的、明白且つ意欲的に告知し続ける必要がある。犬による告知作業を終了させるに当たり、指導手は告知実施地点間際にて犬を呼び寄せるか犬を迎えに行くかは原則的に指導手判断に委ねられる。正しい告知作業終了方法として犬の「意欲パターン変更」が明白に見られ、指導手による発見された仮想要救助者に対する声かけ実施が必要となる。問い掛け実行中、犬は落ち着いた状態で命じられた姿勢を維持しなければならない。

「国際救助犬広域搜索試験 (RH-FL)」に於ける告知作業後の搜索作業再開方法

指導手は審査員に対し告知実施を告げた位置に紐無し状態にある犬を伴って戻り搜索を再開させるか、戦術変更決断をした旨を試験審査員に告げた後、犬による告知実施箇所から直接搜索作業再開させる。理由付けがされた戦術変更は常時可能とする。

「国際救助犬瓦礫搜索試験 (RH-T)」に於ける告知作業後の搜索作業再開方法

指導手は直接発見現場に於いて犬の搜索再開を一回に限り促すか、瓦礫範囲側面から犬の

搜索作業再開を促す事が可能とする。尚、既に一旦告知作業が実施され、犬が同一箇所にて於いて告知を再実行した場合、指導手は犬を迎えに行き瓦礫側面指定歩行範囲から搜索再開を促す事が認められる。

「咆哮告知」(足跡追及、広域、瓦礫、雪崩、マントレーリング嗅覚搜索作業)

実施要領

咆哮時、犬は探知した仮想要救助者に対し、又は体臭流出箇所に向かって咆哮を実行し、指導手が審査員指示にて犬の元へ歩み寄った後告知作業終了させるまで、自主性且つ継続性の有る方向性が明白な咆哮を実行しなければならない。

犬による告知作業実施箇所からの離脱行為に対する評価方法

受験犬が告知実施箇所から一回離脱し、自主的に戻った場合、該当告知作業評価は「最大B-評価」とする。二度目の離脱により「M-評価」と見なされ、犬が自主的に告知実施箇所に戻らない場合、該当告知作業は「0点」とする。

国際救助犬瓦礫搜索試験 (RH-T)

咆哮時、犬は明白に発見した仮想要救助者に対し、又は体臭流出箇所に向かって咆哮を実行し、指導手が審査員指示にて犬の元へ歩み寄った後告知作業終了させるまで、自主性且つ継続性の有る方向性が明白な咆哮を実行しなければならない。

犬は仮想要救助者に直接接触すべきでない。犬は遮蔽された発見仮想要救助者の元へ到達不可能な隠れ場に於いて明白に方向性が見られる行動を取る事により最も体臭が濃く流出する箇所を示すべきである。侵入行動は誤行動と見なされない。

国際救助犬雪崩遭難試験 (RH-L)

犬は雪掻き行動によって明白な進入態度を示すべきである。咆哮実行は誤行動と見なされない。発見後、仮想要救助者がそのまま隠れ場に居止まる設定の場合、搜索作業再開は初回告知実行後のみ発見現場から行われる事が認められる。

評価対象項目

- 告知作業実行方法
- 咆哮実行方法
- 雪崩搜索に於ける雪掻きと進入行動実行方法
- 告知実施箇所にて居止まること

「リングセル告知」(足跡追及、広域及び瓦礫搜索 (RH-F、FL、T 共通))

実施要領

リングセル告知作業を実施する受験犬の場合、リングセルが装着されている特殊首輪を用いる必要がある。「ノルウェー・リングセル」使用時、作業開始前に犬がブリ

ングセルを自由に保持でき、地面に落とせるかを確認する必要がある。犬の負傷防止の為、この首輪は特殊離脱メカニズムを有する必要がある。仮想遭難者発見後、犬はブリングセルを指導手の元へ運ぶ。引き渡しを時、一旦正面停座に移行実行することは要求されない。ブリングセルを受け取った指導手は犬に対し指示を出し、犬は自主的に指導手を最短距離にて発見した仮想要救助者の元へ、又は告知地点へと導く必要がある。この場合、必要に応じて任意の長さの（最大 10 メートル）リードを装着可能とする。尚、瓦礫搜索作業に於いて前記リード装着は禁止されている。犬が仮想要救助者の元に辿り着き次第、自主的に仮想要救助者元にて静止すべきである。指導手は犬の元へ歩み寄り、リードを脱着し、告知作業を終了させる。

評価対象項目

- ブリングセル告知作業実行方法
- ブリングセル啜え上げ／保持方法
- ブリングセルを口から落とすことなく指導手元へ最短距離での到達
- ブリングセルを指導手に引き渡した後、直接的な道程を辿る指導手誘導方法
- 落ち着きのないブリングセル保持は誤行動と見なされないが重度嘔み返し行為は相応の減点を引き起こす。

誘導中指導手に対し常時維持されるべきコンタクトは特定条件下（会場特性に応じ）に於いては、評価に影響を及ぼすことなく中断されることが認められる。木や植物密生度が高い周囲に於いて指導手が進む道を切り開くまでの間犬による一時静止行動は誤行動と見なされない。会場特性上使用が不可欠な場合に限り、犬を一旦静止させる又は静止解除を促す短い声符の使用は認められる。

「フリー指示告知」（足跡追及、広域及び瓦礫搜索作業（RH-F、FL、T）

実施要領

フリー告知作業実行中、受験犬は発見した仮想要救助者と指導手間を最短距離にて往復しながら指導手を発見した仮想要救助者又は告知実施地点へと導く。当告知方法に於けるリード装着は如何なる時も禁止されている。指導手が現場に到着するまで犬はフリー告知作業を継続しなければならない。更に犬が告知作業実行中である事を指導手に知らせる明白な行動パターンを指導手に対し示さなければならぬ。指導手は犬の「独特な行動パターン」に付いて嗅覚作業開始前に審査員に通知する必要がある。

「独特な行動パターン」（告知態度）の例、

- 指導手に対する跳び付き、又は軽度体当たり行動
- 指導手に対する咆哮実施

- 指導手に対するアイコンタクト

評価方法

- 告知実施方法

- 犬による指導手の仮想要救助者元への直接的な誘導

「指示告知作業」（足跡追及、マントレーリング嗅覚作業（RH-F、MT）

足跡追及作業に於ける「指示 告知作業」実施要領

物品や発見した仮想要救助者に於ける「指示告知作業」は「伏臥」、「停座」又は「立止」姿勢にて実施される必要がある。犬は指導手が現場に到着するまで指示告知作業を継続しなければならない。告知実施が容易に確認可能である為には犬は明白な「行動パターン」を示す必要がある。犬は事前に審査員に通知した指示実行姿勢に即座に移行する必要があり、発見した仮想要救助者脇にて如何なる迷惑行為を行う事無く落ち着いた態度で静止しなければならない。

マントレーリング嗅覚作業に於ける「指示 告知作業」実施要領

指導手は犬によって実施される指示告知作業を明白に認識できる必要があり、指示告知実施で対象となる仮想要救助者を認識する事が可能でなければならない。指導手は実施された告知を試験審査員に報告し、審査員指示にて犬の元へと歩み寄る。歩み寄る最中に発見された仮想要救助者に対する声がけは禁止されている。

評価方法

告知作業が指導手と／又はトレール設定要員によって誘発された場合、告知作業評価は「0点」とする。犬による仮想要救助者に対する如何なる迷惑行為も相応の減点を引き起こす。

国際救助犬雪崩捜索試験（RH-L）に於ける「スクラッチング」／「雪掻き及び進歩行動」実施要領

雪掻きと進歩行動実行中、明白且つ途切れる事無く仮想要救助者に犬の意識が向けられる必要があり、指導手が歩み寄って告知作業を終了させるまで継続されなければならない。

評価方法

雪掻きや侵入行動は犬による遭難者に対する執着心と興味を測る尺度と捉えるべきであり、咆哮と兼ねて実行される事が認められる。

3.4.5 嗅覚作業 「単体告知作業課題」 実施要領及び評価方法

あ）「国際救助犬広域捜索 A 段階試験（RH-FL A）」並びに

「国際救助犬足跡追及前段階試験（RH-F V）」事前単体告知作業課題

実施要領

「嗅覚作業事前単体告知課題」実施位置は捜索会場外に設定され、仮想要救助者は受験犬

に見られる事無く、隠れ場に向かう必要がある。指導手は審査員指示にて受験犬捜索準備を整え、犬を1声符と／又は指符で出発地点より距離30メートル地点にて目視可能な、横たわった又は座った状態で配置されている仮想要救助者の元へ向かわせる。犬は直接的な道程で仮想要救助者配置位置に向かい、反応すると同時に告知作業を実行する必要がある。犬は如何なる指導手補助も受けず審査員に事前報告された告知方法にて明白に告知を実行しなければならない。その後、指導手は告知実行を審査員に告げる。告知方法に応じ指導手は審査員指示にて犬の元へ歩み寄るか、犬によって発見された仮想要救助者の元へと誘導される。告知作業終了方法（指導手立ち位置への呼び寄せ又は歩み寄り）は原則的に指導手判断に委ねられる。咆哮による告知作業継続実行時間は約15秒に及ぶべきである。審査員指示にて告知作業実行地点から近い地点に居る指導手によって犬が招呼されるか、指導手自ら犬の元へ歩み寄り、声符と／又は指符にて基本姿勢が促される。事前単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。

「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬による当課題実施要領は上記同様とする。

評価方法

- 犬が、配置された仮想要救助者に対し反応を示さない場合や、告知実行直後その場を離れ指導手の元へ戻った場合、「嗅覚作業事前単体告知課題作業」得点は0点とする。
- 遠回りや最短距離での到達が見られない場合及び躊躇又は継続性の無い咆哮は相応の減点を引き起こす。

い)「国際救助犬瓦礫捜索 A 段階試験 (RH-T A)」並びに

「国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験 (RH-L A)」事前単体告知作業課題実施要領

仮想要救助者が配置されている蓋付き土管やアラートボックス又は雪穴から約10メートル離れた地点上にマーキングが施された位置より作業が開始される。「嗅覚作業事前単体告知作業課題」実施場所は嗅覚作業会場外に設定され、実施場所は明白に区別が付く必要がある。使用される隠れ場位置は指導手に示される必要がある。雪穴侵入口は犬が雪掻き行動により仮想要救助者の元へと進入可能な塞ぎ方で設定すべきである。審査員指示にて指導手は犬の捜索準備を整え、隠れ場に向かわせる。犬に向かわせるに当たり、1声符と／又は指符使用が認められる。隠れ場に到着した犬は仮想要救助者体臭を嗅ぎ当て次第、告知すべきである。犬の告知実行後、審査員指示にて指導手はそれまで維持された立ち位置を離れ犬の元へと歩み寄る事が認められる。犬の元に歩み寄った指導手は、発見地点より約3メートル離れた位置に於いて犬を紐無し状態で休止させ、実施される仮想要救助者救出作業の妨げと決してならない、落ち着いた態度で待機しなければならない。指導手は救出作

業に携わり、入口が犬による進入に十分な大きさに達した時点で休止中の犬を迎えに行き、隠れ場内の仮想要救助者元へと侵入させる。咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒に及ぶべきである。事前単体告知作業終了後、嗅覚作業が実施される。

「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬による当課題実施要領は上記同様とする。

評価方法

- 犬が配置された仮想要救助者に対し反応を示さない場合や告知実行直後、その場を離れ指導手の元へ戻った場合、「嗅覚作業事前単体告知作業」評価は「0 点」と見なされる。
- 遠回りや最短距離での到達が見られない場合及び躊躇する又は継続性の無い咆哮は相応の減点対象とする。

3.4.6 「国際救助犬 足跡追及試験 (RH-F)」嗅覚作業

一般事項

指導手は搜索準備が整った犬と搜索実施順番が巡るまで指定された待機場所で待機しなければならない。指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて作業開始申告を行い選定した犬の告知方法を試験審査員に伝える。犬は紐無し状態と首輪、或は首輪に装着されている長さ 10 メートルの搜索リードと搜索ハーネスを用いた状態で指導される事が認められる。ブリングセル告知犬の場合、ブリングセルを搜索開始前に装着する必要がある。審査員は指導手が後方を自由に行動できる開始範囲を指導手に説明する。指導手は普段使用するリードを外し、足跡コース開始範囲にて犬の搜索開始を促す。

実施要領

指導手は犬の後方、常時 10 メートル間隔を保ちながら犬を追う必要があり、紐無し搜索に於いても同様とする。犬が物品を発見次第、如何なる指導手補助を受ける事無く即座に物品を「啜え上げる」又は明白に「指示」しなければならない。犬が物品を啜え上げ又は指示作業を行った後、指導手は犬の元へ進む。物品を持ち上げる事により、犬の物品発見を試験審査員に示す。その後、指導手は犬と共に追及作業を再開する。足跡追及作業中、犬は印跡者によって印跡された足跡を辿る必要があり、後方を追う指導手は終始 10 メートル間隔を維持しなければならない。試験審査員は適切な距離を空け犬と指導手の後方を追う。この場合、犬と指導手による作業の妨げとなってはならない、且つ作業の適切な評価を可能にする歩行位置を自ら選定する権限を有する。足跡追及作業中、指導手は作業を一時中断する事が認められる。尚、小休止に要した時間は搜索作業持ち時間内とする。指導手は作業中、受験犬頭部、目、鼻を拭く又は必要に応じ給水を行う事が認められる。「足跡追及作業」は犬による印跡者告知作業実施後、発見された全物品の審査員への引き渡し、指導手による作業終了申告並びに審査員評価公表をもって終了する。試験審査員は環境条件に

応じ最終方向変換後の作業時間を延長する判断権を有する。

物品指示作業

「指示作業実施方法」 当試験規定「第3章4条4項」を参照。

「啜え上げ実施方法」 当指示方法に於いて犬は迅速に物品を啜え上げる必要がある。

許容行動パターン①「啜え上げ及び持来」

犬は物品を即座に啜え上げ、最短距離にて持来した後、正面停座に移る必要がある。足跡追及作業再開は、「引き渡し」又は「物品啜え上げ地点」より可能とする。

許容行動パターン②「啜え上げ及び静止」

当行動パターンを実行する犬は、「物品指示」を行う犬が規定上許容される「3姿勢」（「伏臥」、「停座」、「立止」）の何れかの姿勢に於ける作業実施方法同様、物品を啜え上げ保持する必要がある。

上記定義、2許容行動パターン物品指示方法を犬が物品毎に交互実行する事も認められる。物品に対する「指示」或は「啜え上げ作業」が実施されている事を容易に確認可能にする為、犬は明白な行動パターンを示す必要がある。

物品作業の評価項目

- 実行方法
- 物品啜え上げ方法
- 物品を落とすことなく、直接的な道程に於ける持来実施方法

試験審査員は足跡コース開始地点付近作業及び足跡維持を評価する。犬が自ら足跡コースを継続して追える限り、多少の足跡コース離脱行為は評価上、誤行動と見なされない。犬は自主的、且つ嬉々とした態度で足跡追及及び、安定度のある自主的な物品作業を行うべきである。

- 発見に至らなかった各物品は採点上、「0点」と見なされる。犬によって自主的に指示されなかった物品も採点上、「0点」と見なされる。
- 物品を配置されていない地点にて犬が伏臥を実行し、指導手が物品の存在を確認できなかった事により、犬に足跡追及作業再開を促した場合、相応の減点対象とする。
- 指導手が確認した犬による「物品誤指示」は「物品配点」に該当する減点を引き起こす。

印跡者に対する告知作業

告知作業実施要領は当試験規定「第3章4条」を参照

作業開始前に指導手によって審査員に伝えられた告知方法と犬によって実際に実施される告知方法が相違した場合、該当告知作業は「M-評価」とする。

作業中止

指導手が足跡コースより 10 メートル以上離脱した段階で、足跡追及作業は「中止」される。尚、高難度会場設定の場合、審査員は更なる離脱距離を許容する権限を有する。犬が自主的に足跡コースに戻れない又は作業継続が困難と判断された場合、必ず「中止」に至る。足跡追及作業が「中止」された場合、犬を伴う指導手と試験審査員は最短距離にて会場外に向かう。足跡追及作業を継続する事は禁止されている。

3.4.7 「国際救助犬 広域搜索試験 (RH-FL)」嗅覚作業

一般事項

広域搜索に於いて指導手は自然な歩度（常歩）で作業に当たる必要がある。「走る」行為は認められない。搜索対象となる広域会場の条件詳細が記されている略図が指導手に手渡される。その後、指導手は戦術決定するが、搜索前に搜索会場周辺を周回する事は認められない。指導手指示に従い犬は搜索会場を左右交互に搜索する必要がある。

3.4.8 「国際救助犬 瓦礫搜索試験 (RH-T)」嗅覚作業

実施要領

指導手は搜索開始前の戦術を審査員に告げる直前、単独で搜索時間外にて瓦礫側面指導手歩行可能範囲より搜索対象を短時間見渡す事が認められる（安全確認義務）。その間、犬は指導手に指示された地点にて紐無し又は装着リード端を固定し、落ち着いた状態で待機する必要がある。指導手は搜索開始適正地点を審査員に伝え、識別ハーネスと首輪を装着していない犬の搜索開始を選定地点から促す（例外、ブリングセル告知作業実施犬）。犬は指導手指示にて搜索対象範囲を搜索すべきである。審査員許可にて、指導手は指示された指導手歩行範囲内を移動、又は犬が搜索を行っている瓦礫内へ犬の後を進むことが認められる。告知作業後の搜索作業再開は要救助者発見現場、又は瓦礫側面にある指導手歩行範囲から可能とする。前者方法選定時、犬による搜索再開次第、指導手は即座に瓦礫を離れる必要がある。

機動性

瓦礫歩行練度、機動性の有り方、直面する各種問題の解決能力、コンディション

3.4.9 国際救助犬雪崩搜索嗅覚作業及び

「雪崩遭難者発信機」搜索作業 (RH-L A、B)」共通

作業開始申告時、指導手は持参探知機又は主催者提供品を使用するか審査員に伝える。指導手は最大 5 分以内に明白に仕切られた 20×20 メートル範囲内にて埋められている雪崩遭難者発信機を発見、掘り出し、審査員に提示しなければならない。尚、選定搜索戦術は任意とする。設定搜索時間超過時、当試験課目得点は「0 点」とする。

嗅覚作業実施要領

審査員指示にて犬は搜索会場を順序立てて搜索すべきである。犬が指導手から最低 30 メートル離れた時点、犬が告知を行った場合又は審査員許可にて作業開始地点立ち位置を離れる事が認められる。嗅覚作業は指導手による作業終了申告及び審査員公表を以て終了する告知作業 (RH-L A、B)

犬による告知実施を試験審査員に告げた指導手は審査員指示にて告知実施箇所に向かい印を施す。要救助者救出作業終了を待つことなく審査員指示にて搜索作業が再開される。

3.4.10 「国際救助犬 マントレーリング (RH-MT)」 嗅覚作業

一般事項

作業中犬が指導手を完全に間違った方角へ誘導した場合、嗅覚作業は「中止」される。試験審査員が犬による自主的な作業継続が不可能と確信した場合、「嗅覚作業中止」を言い渡す権限を有する。

指導手過剰補助によって犬の仮想要救助者発見に至った場合、作業は「中止」される。仮想要救助者発見に至らなかった場合や搜索持ち時間が超過した場合「不合格」とする。

嗅覚作業実施要領

作業順番が巡るまで指導手は搜索準備が整った犬と共に待機する。搜索準備が整った犬は全長最短 5 メートル、最長 10 メートルの搜索リード、首輪そして搜索ハーネスを装着した状態で指導される必要がある。トレーリング作業中、搜索ハーネス装着を義務とする。指導手は紐付き状態にある犬と共に作業開始申告を行い、犬の告知方法を試験審査員に伝える。試験審査員は指導手に対し現場状況と指導手が自由に向える嗅覚作業開始範囲について説明する。搜索対象臭気の嗅ぎ当ては審査員指示にて試験実行委員長から指導手に手渡されるトレール設定要員遺留品を用いて行われる。犬は自主的又は指導手声符にて作業開始範囲内より臭気を嗅ぎ当て、その後目的意識且つ持久力が見られる態度でトレールを追う必要がある。犬がトレールを嗅ぎ当てられない場合、救助犬指導手ペアがそのまま嗅ぎ当てに時間を費やす事は可能とするが作業持ち時間内とする。尚、犬が明白に作業実行を拒絶した場合や課せられた課題解決が明白に不可能と審査員が判断した場合、作業中止を言い渡す権限を有する。試験審査員は受験チーム後方を適切な距離を空け、追う。指導手にはトレール作業を途中休憩の為中断する権利が与えられているが、休憩に要した時間は搜索設定時間内とする。作業中、指導手は犬の頭部、目及び鼻を拭く又は犬に水を与える事が認められる。尚、トレール設定要員に対する告知作業実行中、指導手と／又は要救助者による如何なる補助行為も禁止されている。嗅覚作業はトレール設定要員発見、指導手自らの作業中止又は審査員による作業中止、或は設定作業時間超過により終了する。

最後に指導手作業終了申告と審査員評価公表が実施される。

トレーリング作業の評価方法

試験審査員は犬によるトレール嗅ぎ当て作業、トレーリング態度及びトレールを追う方法並びにトレール設定要員に対する告知作業の自主性を評価する。トレール作業開始範囲に於ける正しい指導、トレーリング中のリード・ハンドリング及び交通に注意を払う事は前提と見なされる。犬は肯定的な搜索態度を示す必要がある。臭跡追及又は維持とは犬が首尾一貫且つ目的意識が見られる態度で、全トレールコースに沿ってはっきりとした自主性のある搜索態度が確認出来る事を言う。トレール離脱行為は、犬が自主的に戻り続くトレールを追える限り減点対象とならない。犬が臭気を一時的に失った場合、受験チームは臭気を失った地点にて作業再開を試みる事が許されるが設定作業時間はそのまま計測しつづけられる。臭気痕は風によって流される事が想定可能である為、実際にトレール設定要員が辿ったコースより数メートル反れた地点で犬が臭気を嗅ぎ当てる場合がある。犬がトレール設定要員の進行方向を守る限り、誤行動と見なされない。よって搜索実施時、臭気痕は平行した路地や道路へ移行していることも想定すべきである為、犬がこの様な臭気痕を追い最終的に仮想要救助者の元へと辿り着いた上、発見に至れば誤行動と見なされない。例えばトレール設定要員がある交差点にて左折し、次の道を右折した上で直進したと仮定し、犬が前記最初の交差点をそのまま直進し、次の交差点に差し掛かった際、臭気を左側から感知することで左折した上で臭気を追うことも認められる。道路が窪む箇所や交差点に於ける臭気流入を想定すべきである。この様な箇所に対し、トレール設定要員が辿ったコースを再発見した上で追うことが可能になるまで、犬はその都度確認行為を繰り返す事が認められる。特に追い風が吹く場合、各種コーナー部（道路、建物凹凸部）に於いて臭気が巻き込まれる事無くそのまま前方へ通過する場合もある。よってこの様な箇所において犬は確認の為一旦コーナーを通過する事が認められる。犬が確認行動に出た事に指導手が気付いた場合、確認行為実施後一旦犬を休息させる事も認められる。犬のコンディションや搜索意欲が低迷（搜索過程に於いて作業に対する興味が薄らぐと／又は指導手による搜索継続に必要な数回に及ぶモチベーション向上を目的とする声かけが必要な場合）した場合、評価に影響を及ぼす。犬の搜索速度及び鼻の保持位置は二次的要素である為、試験合格並びに評価決定には影響を及ぼさない。交通量を考慮し、安全確保の為指導手は適切な搜索速度を調整する技量を有する必要がある

告知作業評価方法

犬が指導手によって影響されることなく直接仮想要救助者を発見し、明白に区別、告知できるかが評価される。指導手は試験審査員に対し手による合図と発声にて犬の発見を伝え

の必要がある。犬が告知を一切行わなかった、又は明白に行わなかった場合や第三者に対し告知作業を行った場合、「試験課目合格」には至らない。トレール設定要員に対する如何なる迷惑行為は相応の減点対象とする。

3.5 「国際救助犬 水難救助試験 (RH-W)」嗅覚作業

当試験規定、「第2章2条」、「3条」及び「第3章4条1項」にて定義される「一般事項」が指導手及び受験犬に適応される。

一般事項

犬の持久力確認の為、当試験種目「遠泳試験課目」より実施される事を必須とする。遠泳は「グループ作業」として実施可能である。即ち受験犬数頭による同時遠泳を可能とする。遠泳作業実施後、次試験課目実施迄に最低 60 分間に渡る休息時間を設ける必要がある。

実施要領及び評価方法

水難救助作業の実施要領及び評価方法は下記各試験段階規定該当項目を参照。

第4章 国際救助犬前段階試験専用「服従熟練作業」 (種目 B)

4.1 「国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫前段階試験」共通

(RH-F V、RH-FL V、RH-T V)

4.1.1 各試験課目実施要領並びに取得可能最高合計得点

評価基準及び取得可能最高合計得点数

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目 「紐付き脚側行進」	10 点
第二試験課目 「群衆内行進」	10 点
第三試験課目 「常歩行進中の伏臥及び招呼」	10 点
第四試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢」	15 点
第五試験課目 「状況下に於ける休止」	10 点
第六試験課目 「移送」	10 点
第七試験課目 「瓦礫歩行」	15 点
第八試験課目 「トンネル通過」	10 点
第九試験課目 「一本橋渡り」	10 点

4.1.2 第一試験課目 「紐付き脚側行進」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

－「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」各 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条5項」を参照

評価方法 当試験規定、「第3章3条5項」を参照

4.1.3 第二試験課目 「群衆内行進」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.2」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始を促す」1声符又は指符、各「脚側行進再開」時の再使用可能

実施要領 当試験規定、「第3章3条6項」を参照

評価方法 当試験規定、「第3章3条6項」を参照

4.1.4 第三試験課目 「常歩行進中の伏臥及び招呼」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.3」を参照

- 当作業開始地点は試験審査員によって指定される。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」 1声符又は指符
- 「伏臥を促す」 1声符又は指符
- 「招呼を促す」 1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条7項」を参照

評価方法

- 「伏臥を促す」1声符又は指符にて犬が「停座」又は「立止」を実行した場合、「5点減点」とする。

4.1.5 第四試験課目 「遠隔操作による3姿勢」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.4」を参照

- 各姿勢変更作業は「テーブル上」で行われる必要がある。

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗り」と「静止を促す」各1声符と／又は指符（兼用可）
- 「指定姿勢実行を促す」各1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条8項」を参照

評価方法

- 受験犬が1姿勢実行を拒絶した場合、該当姿勢は「4点減点」とする（部分評価実施）。
- 犬が全指定姿勢実行前にテーブルから離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.1.6 第五試験課目 「状況下に於ける休止」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1 声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1 声符又は指符

実施要領

当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

受験犬は指導手による如何なる影響も受けず、他犬が「第一」から「第四試験課目」終了するまで静かに休止し続けなければならない。他受験ペアーが「第四試験課目」作業を終えた後、審査員指示にて指導手は当試験課目作業を終了させる。他犬がその他試験課目作業実行中、指導手は犬と共に休止場所又は審査員によって指示された地点にて待機する。この際、犬にリードを装着する事が認められる。

評価方法

- 他犬の「第二試験課目」終了後、受験犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 他犬の「第二試験課目」終了前に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場にて離脱する事無く「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、当試験課目得点は「5 点減点」とする。

4.1.7 第六試験課目 「移送」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当規定「付録 10、図 10.5」を参照

使用が認められる声指符

- 「基本姿勢よりテーブル飛び乗りを促す」1 声符と／又は指符（兼用可能）
- 「作業終了基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 10 項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.1.8 第七試験課目 「瓦礫歩行」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当規定「付録 20、図 20.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「行進を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 12 項」を参照

評価方法

- 受験犬が作業終了以前に瓦礫面積を離れた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.1.9 第八試験課目 「トンネル通過」 10点

試験会場 会場設定と実施要領は当規定「付録 20、図 20.8」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照

使用が認められる声指符

- 「トンネル通過を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 13 項」を参照

評価方法

- 受験犬が自主的にトンネルを離れない場合や通過後の声符にて静止しない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

4.1.10 第九試験課目 「一本橋渡り」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当規定「付録 20、図 20.2」を参照

使用が認められる声指符

- 「歩行を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」 1 声符
- 「歩行再開を促す」 1 声符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 14 項」を参照

評価方法

- 犬が器具全長の「最初の三分の一部分」に於いて器具を離れた場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 犬が器具を「三分の二」歩行し終えた後、完歩せずに「最終三分の一部分」に於いて器具を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

4.2 「国際救助犬雪崩捜索前段階試験 (RH-L V)」専用 服従熟練作業

4.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐付き脚側行進」	10 点
第二試験課目「群衆内行進」	10 点
第三試験課目「常歩行進中の伏臥及び招呼」	10 点
第四試験課目「遠隔操作による 3 姿勢」	15 点
第五試験課目「状況下に於ける休止」	10 点
第六試験課目「移送」	10 点
第七試験課目「遠隔操作による方向変換」	15 点
第八試験課目「深雪足跡追尾歩行」	10 点
第九試験課目「雪上移動手段の搭乗」	10 点

「第八」及び「第九試験課目」は個別に嗅覚作業実施前後に実施される事も可能とする。

4.2.2 第一試験課目 「紐付き脚側行進」 10 点

試験会場 ローラー圧雪された会場設定は当試験規定、「第 2 章 4 条 1 項」並びに実施要領は当規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変換を促す」各 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

4.2.3 第二試験課目 「群衆内行進」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当規定「付録 10、図 10.2」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始を促す」1 声符又は指符、「各脚側行進再開」時の再使用可能

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

4.2.4 第三試験課目 「常歩行進中の伏臥及び招呼」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.3」を参照

- 当作業開始地点は試験審査員によって指定される。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」1 声符又は指符
- 「伏臥を促す」1 声符又は指符

- 「招呼を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 7 項」を参照

評価方法

- 「伏臥を促す」 1 声符又は指符にて受験犬が「停座」又は「立止」を実行した場合、「5 点減点」とする。

4.2.5 第四試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業は雪で作られたブロック、地形を生かした高所又はテーブル上にて行われる必要がある（平面面積 100×100 センチ、高さ 60 センチ）。

使用が認められる声指符

- 「飛び乗りと静止を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「各姿勢実行を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 8 項」を参照

評価方法

- 受験犬が 1 姿勢実行を拒絶した場合、該当姿勢は「4 点減点」とする（部分評価実施）。
- 犬が全指定姿勢実行前にテーブル等から離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.2.6 第五試験課目 「状況下に於ける休止」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」 1 声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

受験犬は指導手による如何なる関与も受けず、他犬が「第一」から「第四試験課目」終了するまで静かに休止し続けなければならない。

他受験ペアーが「第四試験課目」作業を終えた後、審査員指示にて指導手は当試験課目作業を終了させる。他犬がその他試験課目作業実行中、指導手は犬の共に休止場所又は審査員によって指示された地点にて待機する。この際、犬にリードを装着する事が認められる。

評価方法

- 他犬の「第二試験課目」終了後、受験犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合、

「部分評価」が実施される。

- 他犬の「第二試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場で「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

4.2.7 第六試験課目 「移送」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.5」を参照

- テーブルの代わりに雪で作られたベンチの使用が認められる。

使用が認められる声指符

- 「基本姿勢よりテーブル飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条10項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.2.8 第七試験課目 「遠隔操作による方向変換」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録20、図20.3」を参照

使用が認められる声指符

- 「指定地点への前進を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1声符又は指符

実施要領

指導手は作業開始地点において紐無し状態にある受験犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示にて指導手は静止位置を変えず、犬を「指定地点への前進を促す」1声符と／又は指符で「第一指定地点」へ向かわせる。この場合、指導手は犬が向かうべき方角に向かって身体の向きを変えると同時に、立ち位置を完全に離れる事無く、同方向に片足のみ一歩出る事が認められる。犬は、指導手が発する「静止を促がす」1声符と／又は指符で指示された「指定範囲」にて最低3秒間静止し続けなければならない。次に指導手は1声符と／又は指符を用いて、犬を「第二指定地点」に向かわせ、更なる1声符と／又は指符で静止、待機させる。二回目の遠隔操作作業終了後、指導手は「招呼を促がす」1声符又は指符にて犬を招呼し、密着した正面停座を取らせる。その後、指導手は「基本姿勢を促がす」1声符又は指符で犬を当試験課目終了基本姿勢に移行させる。

評価方法

- 試験審査員によって決定された「指定範囲」到達順番が守られない場合や指導手が作業開始立ち位置を変更した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.2.9 第八試験課目 「深雪足跡追尾歩行」 10点

試験会場設定及び注意事項 受験ペアーが辿るべき足跡コース（道程）は鋭角を含まない自由なコース設定が認められ、全長約 150 歩とする。

- 当試験課目作業実施に当たりに指導手はクロスカントリースキー板装着又はスノーシューズ着用が義務付けられる。

使用が認められる声指符

- 「足跡追尾歩行を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある犬と共に、他者足跡コース開始地点手前で基本姿勢を取る。基本姿勢から、指導手は犬と共に審査員に指示された道程を試験会場内にて歩行する。審査員指示で作業開始地点にて、指導手は犬に対し「追尾歩行を促がす」1 声符と／又は指符により作業開始し、指示された雪中足跡上を犬の前を進む。

基本姿勢より犬は即座に他者足跡上を進む指導手を追尾歩行しなければならない。

評価方法

- 円滑な作業実行、終始一貫した指導手と犬間の間隔保持及び指導手による少ない声符又は指符使用が求められる。

下記行動は相応の減点を引き起こす。

- 躊躇が見られる歩行開始及び追尾歩行
- 深雪足跡離脱行為
- 犬による遅れ
- 犬による指導手を追い立てる又は追い越し行為
- 複数回に及ぶ声指符使用

4.2.10 第九試験課目 「雪上移動手段の搭乗」 10点

試験会場設定及び注意事項

会場設定 雪上移動手段（例、救助用そり櫓、スキードゥー、ゲレンデ走行車等）

移動距離 約 150 メートル

使用が認められる声指符

- 「搭乗を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）

- 「基本姿勢を促す」 1 声符

実施要領

指導手と受験犬は使用される雪上移動手段から適切な距離にて基本姿勢を取る。

乗車安全基準を考慮し、一般的に使用される全移動手段使用が認められる。

試験審査員指示にて犬は指導手による 1 声符と／又は指符で運搬手段に自ら飛び乗る又は、指導手によって抱え上げ乗せられる。

犬を雪上移動手段に乗せる方法は指導手判断に委ねられる。

目的地に於いて指導手は犬を移動手段から抱え上げ、移動手段より離れた安全な地点にて受験犬を地面に降ろし、基本姿勢にて共に当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 受験犬は搭乗中、終始落ち着いた態度で運搬手段に搭乗しなければならない。

4.3 「国際救助犬マントレーリング前段階試験 (RH-MT V)」 服従熟練作業

4.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐付き脚側行進」	15 点
第二試験課目「群衆内行進」	15 点
第三試験課目「遠隔操作による 3 姿勢」	15 点
第四試験課目「状況下に於ける休止」	15 点
第五試験課目「瓦礫歩行」	15 点
第六試験課目「一本橋渡り」	10 点
第七試験課目「移送」	15 点

4.3.2 第一試験課目 「紐付き脚側行進」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」各 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

4.3.3 第二試験課目 「群衆内行進」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.2」を参照。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始を促す」 1 声符又は指符、「各脚側行進再開時」の再使用が可能

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第3章3条6項」を参照

4.3.4 第三試験課目 「遠隔操作による3姿勢」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業はテーブル上で行われる必要がある。
- テーブル外寸法 面積100×100センチ、高さ60センチ

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗りと静止を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）
- 「各姿勢実行を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条8項」を参照

評価方法

- 犬が1指定姿勢実行を拒絶した場合、該当姿勢は「4点減点」とする（部分評価実施）。
- 犬が全指定姿勢実行前にテーブルから離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.3.5 第四試験課目 「状況下に於ける休止」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条11項」を参照

受験犬は指導手による如何なる影響も受けず、他犬が「第一」から「第三試験課目」終了するまで静かに休止し続けなければならない。

他受験ペアが「第三試験課目」作業を終えた後、審査員指示にて指導手は当試験課目の作業を終了させる。他犬がその他試験課目作業実行中、指導手は犬と共に休止場所又は審査員によって指示された地点にて待機する。この際、犬のリード装着は事が認められる。

評価方法

- 他犬の「第二試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 他犬の「第二試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」を移行せず、その場から離脱する事無く「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

4.3.6 第五試験課目 「瓦礫歩行」 **15 点**

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当規定「付録 20、図 20.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 12 項」を参照

評価方法

- 受験犬が作業終了以前に瓦礫面積を離れた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.3.7 第六試験課目 「一本橋渡り」 **10 点**

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 20、図 20.2」を参照

使用が認められる声指符

- 「飛び乗りと歩行を促す」 1 声符又は指符
- 「静止を促す」 1 声符又は指符
- 「歩行再開を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 14 項」を参照

評価方法

- 受験犬が器具全長の「最初の三分の一部分」に於いて器具を離れた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
- 犬が器具を三分の二歩行し終えた後、完歩せずに「最終三分の一部分」に於いて器具を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

4.3.8 第七試験課目 「移送」 **15 点**

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当規定「付録 10、図 10.5」を参照

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 10 項」を参照

評価方法

- 受験犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.4 「国際救助犬水難救助前段階試験 (RH-W V)」専用 「服従熟練作業」

4.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「300メートル遠泳」	20 点
第二試験課目「紐付き脚側行進」	10 点
第三試験課目「群衆内行進」	10 点
第四試験課目「遠隔操作による3姿勢」	15 点
第五試験課目「状況下に於ける休止」	10 点
第六試験課目「岸部からの救助器具水中運搬」	15 点
第七試験課目「水中物品持来 (岸辺から投擲)」	10 点
第八試験課目「ボート乗船」	10 点

4.4.2 第一試験課目 「300メートル遠泳」 20 点

使用器具及び要員 モーターボート一艘及び、操舵乗員1名

使用が認められる声指符

- 「水泳開始/距離維持を促す」 1 声符と/又は指符 (兼用可)
- 「ボート後方水泳を促す」 1 声符と/又は指符 (兼用可)
- 「ボート近寄りを促す」 1 声符と/又は指符 (兼用可)
- 「指導手元へ来ることを促す」 1 声符と/又は指符 (兼用可)

実施要領

救助犬指導手ペアは秩序ある態度にてボートに乗船する必要があるが、乗船中基本姿勢を取る必要はない。指導手は停船中ボートから受験犬を水中に降ろす又は犬が自発的に水中に飛び込み、ボートの再発進を可能にする為犬にボートから離れる様指示する。受験犬を常時監視できるように、ボートは犬の前方約10メートルを航行する。

指導手による1声符と/又は指符にて犬はボートを追いながら泳ぎ、300メートルに及ぶ遠泳を落ち着いた状態で泳ぎきる必要がある。規定距離進んだ後、ボートは再び停船し、指導手は1声符と/または指符で犬をボートに辿り着かせ、乗船補助を行う。

評価方法

- 落ち着きのない不安定な泳ぎ方、ボートから飛び降りる際やボート側面に辿り着く又はボートに引き上げられる際の問題点は相応の減点を引き起こす。
- 受験犬が遠泳に必要な十分な体力を備えない場合、当試験課目は「中止」され、得点は「0点」とする。

4.4.3 第二試験課目 「紐付き脚側行進」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「各脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」各 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

4.4.4 第三試験課目 「群衆内行進」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.2」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始を促す」1 声符又は指符、各「脚側行進再開時」に再使用可

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

4.4.5 第四試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業は「テーブル上」で行われる必要がある。
- 使用テーブル外寸法 面積 100×100 センチ、高さ 60 センチ

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗りと静止を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「姿勢実行を促す」 各 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 8 項」を参照

評価方法

- 受験犬が 1 姿勢実行を拒絶した場合、該当姿勢は「4 点減点」とする（部分評価実施）。
- 犬が全指定姿勢実行前にテーブルから離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

4.4.6 第五試験課目 「状況下に於ける休止」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1 声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

受験犬は指導手による如何なる影響も受けず、他犬が「第二」から「第四試験課目」終了

するまで落ち着いた状態にて休止し続けなければならない。

他受験犬が「第四試験課目」作業を終えた後、審査員指示にて指導手は当試験課目の作業を終了させる。他犬がその他試験課目作業実行中、指導手は犬と共に休止場所又は審査員によって指示された地点にて待機する。この際、犬にリードを装着する事が認められる。

評価方法

- 他犬の「第三試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 他犬の「第三試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」を取らず、その場で「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

4.4.7 第六試験課目 「岸部からの救助器具水中運搬」 15点

使用器具及び要員 サーフボード1枚及び要員1名、救出用ロープ（長さ、約30m）

使用可能な声符

- 「ロープ啜えを促す」 1声符と／又は指符（兼用可）
- 「前進水泳を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）

実施要領

岸辺から沖合25メートル地点にてサーフボード搭乗要員が待機。指導手は保持する全長約30メートルの着岸ロープ片端を受験犬に啜えさせ、犬を指示にてサーフボードへと泳がせ、啜えているロープ端を要員が受け取る。指導手によってサーフボードが岸辺へ手繰り寄せられる間、犬はサーフボードと並列泳しながら岸辺へ向かう。サーフボード搭乗要員が岸に到達次第、指導手は犬を招呼し、試験課目作業を終了する。

評価方法

- 受験犬がロープを解き離した場合、相応の減点対象とする。
- ロープをサーフボード要員に水中運搬しなかった場合、当試験課目は「0点」とする。

4.4.8 第七試験課目 「水中物品持来」 10点

使用器具 浮力の有る、指導手保有物品を使用

使用が認められる声指符

- 「水中持来を促す」1声符又は指符
- 「引き渡しを促す」1声符
- 「試験課目終了基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領

指導手は受験犬を伴い岸辺で基本姿勢を取り、持参使用物品を岸辺から最低 10 歩沖合水中へ投擲する。投擲された物品が水面にて安定浮遊した事を確認した後、指導手による「水中持来を促す」1 声符又は指符で受験犬は浮遊物品元へと目的意識が見られる泳ぎ方で泳ぎ、迅速に回収した後、復路に於いて往路同様の目的意識が見られる泳ぎ方で物品を指導手の元へ水中持来しなければならない。

受験犬は指導手対面にて距離を詰めた状態で正面停座を実行し、間を置いた上指導手が「引き渡しを促す」1 声符にて持来物品を受け取るまで保持し続ける必要がある。その後「基本姿勢を促す」1 声符又は指符で犬と共に当課目終了基本姿勢に移る。当試験課目作業中、指導手は終始立ち位置を変更してはならない。

評価方法

- 物品と遊ぶ、又は物品に対する噛み返し行為を実行した場合、相応の減点とする。
- 受験犬が物品持来を実行しなかった場合、当試験課目得点は「0 点」と見なされる。

4.4.9 第八試験課目 「ボート乗船」 10 点

使用器具及び要員 モーターボート 1 艘 と操舵要員 1 名

使用が認められる声指符

- 「ボート乗船を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」 1 指符又は指符

実施要領

指導手は受験犬と共にボートから適切な距離にて基本姿勢を取る。その後、受験犬はボートに自発的に搭乗、飛び乗り又は指導手によってボートに乗船補助される。約 100 メートルに及ぶ移動中、終始犬は落ち着いた、平然たる状態でボート乗船する必要がある。乗船後、指導手は犬と共に下船し、「基本姿勢を促す」1 声符又は指符で犬と共に基本姿勢へ移行し、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 受験犬の精神的不安定な態度は相応の減点を引き起こす。
- 犬による目的意識を持った乗船又は下船が見られない、乗下船時非協力的な態度に出た場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

第5章 国際救助犬 A 段階試験「服従熟練作業」 (種目 B)

5.1 「国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫捜索 A 段階試験」 共通

(RH-F A、RH-FL A、RH-T A)

5.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	15 点
第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15 点
第三試験課目「平面持来」	10 点
第四試験課目「移送」	10 点
第五試験課目「遠隔操作による方向変換」	10 点
第六試験課目「可動式バレルブリッジ」	10 点
第七試験課目「水平梯子渡り」	10 点
第八試験課目「トンネル通過」	10 点
第九試験課目「状況下に於ける休止」	10 点

5.1.2 第一試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

群衆 「群衆」は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性の良い牡と牝犬それぞれ一頭ずつ引入る必要がある。群衆は円状、時計回りに動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」各 1 声符又は指符

脚側行進実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

5.1.3 第二試験課目「ディスタンスコントロール」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.7」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」 1 声符
- 「停座を促す」 1 声符又は指符
- 「招呼を促す」 1 声符
- 「伏臥を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1 声符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条15項」を参照

評価方法 当試験規定、「第3章3条15項」を参照

- 受験犬が指示姿勢以外の姿勢に移行した場合、誤姿勢実行毎に「6点減点」とする。

5.1.4 第三試験課目 「平面持来」 10点

試験会場 当試験課目作業実施位置は試験審査員によって決定される。

使用物品 当試験規定「第2章4条1項」にて定義される、主催者提供物品が使用される。

使用が認められる声指符

- 「作業開始」及び「作業終了基本姿勢を促す」各1声符又は指符
- 「持来を促す」 1声符又は指符
- 「物品引き渡しを促す」 1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条9項」を参照

評価方法

- 受験犬の全作業終了前に指導手が立ち位置変更、又は犬が持来を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

5.1.5 第四試験課目 「移送」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.6」を参照

使用が認められる声指符

- 「基本姿勢よりテーブル飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条10項」を参照

評価方法

- 受験犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

5.1.6 第五試験課目 「遠隔操作による方向変換」 10点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録20、図20.5」、「第2章4条1項」を参照

使用が認められる声指符

- 「会場中央マーキング向かわせを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1声符又は指符
- 「テーブル向かわせを促す」各1声符と／又は指符（兼用可）
- 「飛び乗り及び静止を促す」各1声符

- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条16項」を参照

評価方法

- 会場中央マーキング到達が見られない場合、抽選決定された犬による各指定範囲到達順序無視又は、指導手が立ち位置を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.1.7 第六試験課目 「可動式バレルブリッジ」 10点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録20、図20.6」、「第2章4条1項」を参照

使用が認められる声指符

- 「飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1声符
- 「歩行再開を促す」各1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条17項」を参照

評価方法

- 歩行開始後、受験犬が板全長の「前半部分歩行中」器具から飛び降りた場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 犬が器具後半に到達した後器具から離脱した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.1.8 第七試験課目 「水平梯子渡り」 10点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録20、図20.7」、「第2章4条1項」を参照

使用が認められる声指符

- 「器具登りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」1声符

実施要領 当試験規定、「第3章3条18項」を参照

評価方法

- 受験犬が器具全長前半部分地点より飛び降りた場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 器具全長前半部分以降地点より犬が飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が最終横棧到達後、器具から飛び降りた場合、当試験課目は「最大B-評価」とする。
- 犬が横棧間の落ち、指導手による如何なる補助無しで犬が自主的に器具に再度上る事に成功した場合、部分評価が実施され、当試験課目評価は「M-評価内」と見なされる。
- 歩行すべき各横棧以外の横木を数歩辿って前進した場合、相応の減点を引き起こす。
- 梯子上を前進するに当たり犬が主に片側の横木を重点的に踏み進んだ場合や歩行練度が著しく低い場合、当試験課目は「M-評価」とする。

5.1.9 第八試験課目 「トンネル通過」

10点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録 20、図 20.8」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照

使用が認められる声指符

- 「トンネル通過を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 13 項」を参照

評価方法

- 受験犬が自主的にトンネル内を離れない場合や通過後の声符にて静止しない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.1.10 第九試験課目 「状況下に於ける休止」

10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照。

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」 1 声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

他犬が「第一」から「第八試験課目」終了するまで落ち着いた態度にて休止し続けなければならない。

評価方法

- 他受験犬の「第四試験課目」終了後、受験犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他受験犬の「第四試験課目」終了前に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場を離脱する事無く「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5 点減点」とする。

5.2 「国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験 (RH-L A)」専用 「服従熟練作業」

5.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	15 点
第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15 点
第三試験課目「平面持来」	10 点
第四試験課目「移送」	10 点
第五試験課目「遠隔操作による方向変換」	20 点
第六試験課目「状況下に於ける休止」	10 点
第七試験課目「深雪足跡追尾歩行」	10 点
第八試験課目「移動手段の搭乗」	10 点

「第七」及び「第八試験課目」は個別に嗅覚作業前後に実施可能とする。

5.2.2 第一試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照。

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性が良い牡と牝犬それぞれ一頭引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」各 1 声符又は指符

脚側行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

5.2.3 第二試験課目 「ディスタンスコントロール」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.7」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」1 声符
- 「停座を促す」1 声符又は指符
- 「招呼を促す」1 声符
- 「伏臥を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符
- 「基本姿勢を促す」1 声符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 15 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 15 項」を参照

- 犬が指示姿勢以外姿勢を実行した場合、誤姿勢実行毎「6点減点」とする。

5.2.4 第三試験課目 「平面持来」 10点

試験会場 当試験課目作業開始位置は試験審査員によって決定される。

使用物品 当試験規定、「第2章4条1項」にて定義される、主催者提供物品を使用
使用が認められる声指符

- 「持来を促す」1声符又は指符
- 「物品引き渡しを促す」1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条9項」を参照

評価方法

- 全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合や犬が持来を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

5.2.5 第四試験課目 「移送」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.6」を参照

- テーブルの代わりに雪で作られたベンチの使用が認められる。

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条10項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

5.2.6 第五試験課目 「遠隔操作による方向変換」 20点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録20、図20.4」、「第2章4条1項」を参照

使用が認められる声指符

- 「会場中央マーキング向かわせを促す」1声符と指符
- 「静止を促す」1声符
- 「指定範囲向かわせを促す」各1声符と／又は指符（兼用可）
- 「指定範囲飛び乗り及び静止を促す」各1声符又は指符

- 「招呼を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 16 項」を参照

評価方法

- 会場中央マーキングや 1 指定範囲到達が見られない場合、抽選決定された犬による各指定範囲到達順序が守られなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 指導手が立ち位置を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.2.7 第六試験課目 「状況下に於ける休止」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

- 他犬が「第一」から「第五試験課目」作業実施中、指導手による補助を一切受ける事無く終始落ち着いた態度にて休止し続ける必要がある。

評価方法

- 他犬の「第三試験課目」終了後、受験犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第三試験課目」終了前に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場にて離脱する事無く「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5 点減点」とする。

5.2.8 第七試験課目 「深雪足跡追尾歩行」 10 点

試験会場設定及び注意事項 受験チームが辿るべき足跡コース（道程）は鋭角を含まない自由なコース設定が認められ、全長約 250 歩とする。

深雪足跡追尾歩行作業に於いて指導手はクロスカントリースキー板装着又はスノーシューズ着用が義務付けられる。

使用が認められる声指符

- 「追尾歩行を促す」 1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある犬と共に、他者足跡コース開始地点手前で基本姿勢を取る。

基本姿勢から、指導手は犬と共に予め審査員に指示された道程を試験会場内にて歩行する。作業開始地点にて、指導手は犬に対し「追尾歩行を促がす」1声符又は指符により作業開始し、指示された雪中足跡内にて犬の前を進む。基本姿勢から犬は即座に指導手後方、足跡上を追尾歩行しなければならない。

評価方法

- 円滑な作業実行、終始一貫した指導手と犬間の間隔保持及び指導手による少ない声指符使用が求められる。

下記行動は相応の減点を引き起こす。

- 躊躇が見られる歩行開始及び歩行継続
- 足跡離脱行為
- 犬による遅れ
- 犬による指導手を追い立てる又は行く手を阻む行為
- 複数回に及ぶ声符又は指符使用

5.2.9 第八試験課目 「雪上移動手段の搭乗」

10点

試験会場設定及び注意事項

雪上移動手段 ゲレンデ走行車1台、スキールフト、ヘリコプター等

使用が認められる声指符

- 「搭乗を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」1声符

実施要領

指導手と受験犬は移動手段から適切な距離を置き基本姿勢を取る。それぞれの乗車安全基準を考慮に入れ一般使用される全移動手段の使用が認められる。犬は指導手による声符と／又は指符で運搬手段に自ら飛び乗る又は、指導手によって抱え上げにより搭乗する。犬を雪上移動手段に乗せる方法は指導手判断に委ねられる。搭乗中、犬は終始落ち着いた態度にて怖がる素振りを見せる事無く運搬手段に搭乗しなければならない。目的地にて指導手は犬を移動手段から抱え上げ、移動手段から離れた安全な地点にて犬を地面に降ろし、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 搭乗又は下車時、犬が非協力的な態度に転じた場合、当試験課目得点は「0点」とする。

5.3 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MT A)」 「服従熟練作業」

5.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	15 点
第二試験課目「遠隔操作による 3 姿勢」	15 点
第三試験課目「瓦礫歩行」	15 点
第四試験課目「一本橋渡り」	10 点
第五試験課目「トンネル通過」	15 点
第六試験課目「移送」	15 点
第七試験課目「状況下に於ける休止」	15 点

5.3.2 第一試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照。

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐無し状態にある社会性が良い牡と牝犬、それぞれ一頭ずつ引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、各「脚側行進再開」及び「歩度変換を促す」各 1 声符又は指符。

脚側行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

5.3.3 第二試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業はテーブル上で行われる必要がある。
- 使用テーブル外寸法 面積 100×100 センチ、高さ 60 センチ

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗りと静止を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「姿勢実行を促す」各 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 8 項」を参照

評価方法

- 犬が 1 姿勢実行を拒絶した場合、該当姿勢は「4 点減点」とする（部分評価実施）。
- 犬が全指定姿勢実行前にテーブルから離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

5.3.4 第三競技課目 「瓦礫歩行」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 20、図 20.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 12 項」を参照

評価方法

- 躊躇する又は自信なさそうな犬の瓦礫上歩行態度は相応の減点を引き起こす。
- 犬が作業終了以前に瓦礫面積を離れた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

5.3.5 第四試験課目 「一本橋渡り」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 20、図 20.2」を参照

使用が認められる声指符

- 「飛び乗りと歩行を促す」1 声符又は指符
- 「静止を促す」1 声符又は指符
- 「歩行再開を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 14 項」を参照

評価方法

- 犬が器具全長「最初三分の一歩行中」飛び降りた場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 「最終三分の一部分」より器具を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.3.6 第五試験課目 「トンネル通過」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 20、図 20.8」を参照

使用が認められる声指符

- 「トンネル通過を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 13 項」を参照

評価方法

- 受験犬が自主的にトンネルを離れない場合や通過後の声符にて静止しない場合、
当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.3.7 第六試験課目 「移送」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.6」を参照

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1 声符と／又は指符（兼用可）

- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条10項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

5.3.8 第七試験課目 「状況下に於ける休止」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条11項」を参照

他犬が「第一」から「第六試験課目」実施中、指導手による補助を一切受ける事無く終始落ち着いた態度で休止し続ける必要がある。

評価方法

- 他犬の「第三試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第三試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場にて「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

5.4 「国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-W A)」専用 「服従熟練作業」

5.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「500メートル遠泳」	20 点
第二試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	10 点
第三試験課目「遠隔操作による 3 姿勢」	10 点
第四試験課目「移送」	10 点
第五試験課目「状況下に於ける休止」	10 点
第六試験課目「水中物品持来（岸辺より投擲）」	10 点
第七試験課目「サーフボードの搭乗及び移動」	10 点
第八試験課目「遠隔操作による水中方向変換（距離 20 メートル）」	10 点
第九試験課目「ボート乗船」	10 点

5.4.2 第一試験課目 「500メートル遠泳」 20 点

使用器具及び要員 モーターボート 1 艘及び、操縦乗員 1 名

使用が認められる声指符

- 「水中飛び込みを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「前方水泳を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「距離空けを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「ボート後方水泳を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「ボート接近を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「指導手接近を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）

実施要領

受験ペアは秩序良い態度でボート乗船する必要があるが、基本姿勢を取る必要はない。停船中のボートから犬は声符と／又は指符に従い水中に飛び込み、ボートが再発進可能にする為指導手は犬に対しボートから離れる様、指示する。常時犬を監視可能にする為、ボートは犬の前方約 10 メートル位を航行する。指導手声符と／又は指符にて犬はボート後方を追尾しながら泳ぎ、全長 500 メートル遠泳を落ち着いた状態で泳ぎきる必要がある。犬が規定距離を遠泳後、ボートは再び停船し、指導手は声符と／又は指符で犬をボートに辿り着かせ、乗船補助を行う。

評価方法

- 落ち着きのない不安定な泳ぎ方、ボートから飛び降りる際やボート側面に辿り着く又はボートに引き上げられる際の問題点は度合いに応じて減点される。

- 犬が遠泳に必要となる十分な体力を備えないと見なされた場合、当試験課目は「中止」され、獲得得点は「0点」とする。

5.4.3 第二試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 10点

試験会場 会場設定法並び実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性が良い牡と牝犬をそれぞれ一頭ずつ引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」短い各 1 声符又は指符

脚側行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

5.4.4 第三試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業は「テーブル上」で行われる必要がある。
- 使用テーブル外寸法 面積 100×100 センチ、高さ 60 センチ

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗りと静止を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「指定姿勢実行を促す」各 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 8 項」を参照

評価方法

- 犬が 1 姿勢実行を拒絶した場合、該当姿勢は「3 点減点」とする（部分評価実施）。
- 犬が全指定姿勢実行前にテーブルを離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

5.4.5 第四試験課目 「移送」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.6」を参照

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 10 項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

5.4.6 第五試験課目 「状況下に於ける休止」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条11項」を参照

評価方法

他犬が「第二」から「第四試験課目」実施中、指導手による補助を一切受ける事無く終始落ち着いた態度で休止し続ける必要がある。

- 他犬の「第三試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第三試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場にて「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

5.4.7 第六試験課目 「水中物品持来（岸辺より投擲）」 10点

試験会場 当試験課目実施に当たり犬が作業中大半泳ぐ必要がある且つ、容易に岸辺へ登れる岸部にある会場が選定されなければならない。

使用器具 当試験種目受験時常時携帯する浮力を有する指導手保有物品を使用

使用が認められる声指符

- 「水中持来を促す」1声符又は指符
- 「物品引き渡しを促す」1声符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領

受験ペアーは水面から適切な距離を空け岸部にて基本姿勢を取り、指導手は持参物品を約10歩沖合へ水中投擲する。投擲物品が水面に於いて安定浮遊しているか確認されて初めて指導手による「水中持来を促す」1声符又は指符で受験犬は浮遊物品元へ目的意識が見られる方法で泳ぎ最短距離にて目的意識をもって指導手元へ水中持来しなければならない。犬

は指導手正面にて間隔を詰めた状態で指導手が短い間隔を空け、犬が保持する物品の「引き渡しを促す」1声符で引き渡しを促すまで物品を保持し続ける必要がある。「基本姿勢を促す」1声符又は指符で犬を基本姿勢に導き、受験犬と共に当課目終了基本姿勢にて作業を終える。指導手は当試験課目中、終始立ち位置を変更してはならない。

評価方法

一犬が指導手元への物品持来を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」と見なされる。

5.4.8 第七試験課目 「サーフボードの搭乗及び移動」 10点

試験会場 当試験課目実施に当たり、犬が水中にて立てる必要があり、水深が浅い、容易に岸边へ登れる岸部にある会場が選定されなければならない。

使用器具 サーフボード1枚

使用が認められる声指符

- 「搭乗を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「下乗を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領

指導手は受験犬と共に作業開始地点に於いて基本姿勢を取る。指導手による「搭乗を促す」1声符と／又は指符で犬は浅瀬に浮く帆を有しないサーフボードに乗る。この場合、犬がサーフボードに泳がずとも搭乗できる様、準備される必要がある。搭乗させるに当たり、指導手はサーフボードを安定させる為、押さえることが認められる。「静止を促す」1声符と／又は指符にて犬はサーフボード上にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示にて指導手は犬が乗るサーフボードを指示方角に向かって水上約20メートル押し進む。犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」1声符と／又は指符で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて静止し続ける必要がある。その後、指導手は「基本姿勢を促す」声符又は指符で犬と共に岸にて当試験課目作業終了基本姿勢を取る。

評価方法

- 犬がサーフボードに乗る際又は搭乗中落ち着かない態度が見受けられた場合、相応の減点とする。
- 犬がサーフボードを自主的に離れた場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 犬がサーフボード搭乗を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

5.4.9 第八試験課目 「遠隔操作による水中方向変換」 10点

試験会場 当試験目実施に当たり、受験犬が作業大半を泳ぐ必要がある事を考慮し、泳ぐことが可能、且つ容易に岸へ上がれる岸部の会場選定が必要となる。

使用器具 水中に互いに20メートル離れたボート2艘又はサーフボードに乗った要員が岸から20メートル沖合にて待機する。

使用が認められる声指符

- 「目標地点への水泳を促す」各1声符と指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1声符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある受験犬と共に水辺から適切に離れた位置にて基本姿勢を取り、審査員は水中目標地点の到達順番を指導手に告げる。審査員指示で指導手は立ち位置を変える事無く1声指符で犬を「第一水中目標地点」に向かわせる。指導手が更なる1声指符にて犬を「第二水中目標地点」に向かわせるまで犬は「第一水中目標地点」に留まる必要がある。水中目標地点到達順序は作業開始時に審査員によって決定される。指導手は立ち位置変更せず、必要に応じ犬に向かわせる方角に向かって身体を向き直し示すと共に同方向に向かって片足を一步差し出す事は認められる。「招呼を促す」1声符で犬は指導手によって呼び返され、指導手と距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。「基本姿勢を促す」1声符又は指符で犬は指導手と共に基本姿勢に移行し、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 審査員によって決定された水中目標地点到達順序が無視された場合や指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

5.4.10 第九試験課目 「ボート搭乗」 10点

使用器具 モーターボート1艘、操舵要員1名

使用が認められる声指符

- 「乗船を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1声符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領

指導手と受験犬はボートから適切な距離にて基本姿勢を取る。指導手指示にて犬はボートに乗る／飛び乗る又は指導手補助を得て乗船する。犬は乗船中、終始落ち着いた態度で静止し続ける必要がある。ボートが約100メートル先に設定されている目的地点到着後、指

導手は受験犬と共に下船し、「基本姿勢を促す」1声符で犬と共に作業終了基本姿勢に移る。

評価方法

- 犬の精神的不安定な行動は相応の減点を引き起こす。目的意識を持たない乗下船、又は犬が乗下船中非協力的な態度にてた場合、当試験課目得点は「0点」とする。

第6章 国際救助犬 B 段階試験「服従熟練作業」 (種目 B)

6.1 「国際救助犬足跡追及、広域、瓦礫搜索 B 段階試験」共通

(RH-F B、RH-FL B、RH-T B)

6.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100点
第一試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	15点
第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15点
第三試験課目「平面持来」	10点
第四試験課目「移送」	10点
第五試験課目「遠隔操作による方向変換」	10点
第六試験課目「可動橋渡り」	10点
第七試験課目「水平梯子渡り」	10点
第七試験課目「トンネル通過」	10点
第八試験課目「状況下に於ける休止」	10点

6.1.2 第一試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性が良い牡と牝犬をそれぞれ一頭ずつ引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」短い各 1 声符又は指符

脚側行進実 施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

6.1.3 第二試験課目「ディスタンスコントロール」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.7」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」1 声符

- 「停座を促す」 1 声符又は指符
- 「招呼を促す」 1 声符
- 「伏臥を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「立止を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「再招呼を促す」 1 声符
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

指定実施姿勢 「停座」、「伏臥」、「立止」

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 15 項」を参照

評価方法

一犬が指示姿勢以外の姿勢に移った場合、誤姿勢実行毎に「4 点減点」とする。

6.1.4 第三試験課目 「平面持来」 10 点

試験会場

- 当試験課目作業開始位置は試験審査員によって決定される。

使用物品 当規定、「第 2 章 4 条 1 項」によって定義される、主催者提供物品を使用。

使用が認められる声指符

- 「持来を促す」 1 声符又は指符
- 「物品引き渡しを促す」 1 声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 9 項」を参照

評価方法

- 全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

6.1.5 第四試験課目 「移送」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.6」を参照

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」 1 声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 10 項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

6.1.6 第五試験課目 「遠隔操作による方向変換」

10 点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録 20、図 20.5」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照
使用が認められる声指符

- 「会場中央マーキング向かわせを促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1 声符
- 「テーブル向かわせを促す」各 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「テーブル飛び乗り及び、静止を促す」各 1 声符
- 「招呼を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 16 項」を参照

評価方法

- 会場中央マーキングや指定テーブル到達が見られない場合、抽選決定された各テーブル到達順序が犬によって守られなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 指導手が立ち位置を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

6.1.7 第六試験課目 「可動橋渡り」

10 点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録 20、図 20.9」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照
使用が認められる声指符

- 「器具乗りを促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1 声符
- 「歩行再開を促す」各 1 声符又は指符

実施要領 指導手は犬を伴い、可動橋から適切な距離を空けた地点にて基本姿勢に移る。

指導手による「器具乗りを促す」1 声符と／又は指符にて犬は登上板を経て可動橋に乗り、続く「静止を促す」1 声符で即座に静止する必要がある。

審査員指示にて指導手は犬の側面地点迄進み、「歩行再開を促す」1 声符又は指符にて犬と並列しながら渡し板の反対側まで進み、共に立ち止まる。

審査員指示により、指導手は「歩行再開を促す」1 声符又は指符を用いり、犬と共に器具を数歩離れた地点まで更に並列しながら前進し、指示を用いる事無く犬と共に作業終了基本姿勢に移行する。犬は怖がる様子、又は跳ねる前進行動を見せる事無く可動橋全長に渡り歩行する必要がある。

評価方法

- 犬が渡し板前半部分地点より飛び降りた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
- 犬が渡し板後半部分地点より飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

- 不安そうな行動と／又は落ち着きのない行動や犬と指導手の調和不足が見られる場合、相応の減点を引き起こす。

6.1.8 第七試験課目 「水平梯子渡り」 10点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録 20、図 20.7」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照
使用が認められる声指符

- 「器具登りを促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 18 項」を参照

評価方法

- 犬が器具前半部分地点より飛び降りた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
- 犬が器具後半部分地点より飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が最終横棧に到達した後自主的に飛び降りた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。
- 犬が横棧間に落ち、指導手による如何なる補助無しで自主的に器具に再度上る事に成功した場合、「部分評価」が実施され、当試験課目評価は「M-評価内」とする。
- 歩行すべき各横棧以外の横木を数歩辿った場合、相応の減点を引き起こす。
- 梯子上を前進するに当たり、犬が主に片側横木を重点的に踏み進んだ場合や歩行練度が著しく低い場合、当試験課目は「M-評価」とする。

6.1.9 第八試験課目 「トンネル通過」 10点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録 20、図 20.8」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照
使用が認められる声指符

- 「トンネル通過を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 13 項」を参照

評価方法

- 受験犬が自主的にトンネルを離れない場合や通過後声符にて静止しない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

6.1.10 第九試験課目 「状況下に於ける休止」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1 声符又は指符

- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

- 他犬が「第二」から「第八試験課目」実施中、指導手による補助を一切受ける事無く
終始落ち着いた態度で休止し続ける必要がある。

評価方法

- 他犬の「第四試験課目」終了後、受験犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合、
「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第四試験課目」終了前に受験犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、
当試験課目得点は「0 点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場で「立止」又は「停座」
姿勢を実行した場合、「5 点減点」とする。

6.2 国際救助犬雪崩捜索 B 段階試験 (RH-L B) 専用「服従熟練作業」

6.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」	15 点
第二試験課目「ディスタンスコントロール」	15 点
第三試験課目「平面持来」	10 点
第四試験課目「移送」	10 点
第五試験課目「状況下に於ける休止」	10 点
第六試験課目「遠隔操作による方向変換」	20 点
第七試験課目「深雪足跡追尾歩行」	10 点
第八試験課目「移動手段の搭乗」	10 点

「第七」及び「第八試験課目」は個々に当試験嗅覚作業前後に実施可能とする。

6.2.2 第一試験課目 「紐無し脚側行進 (群衆内行進含む)」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性が良い牡と牝犬をそれぞれ一頭ずつ引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」各短い 1 声符又は指符

脚側行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

6.2.3 第二試験課目 「ディスタンスコントロール」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.7」を参照

- 各姿勢実行順序は抽選によって決定される。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」1 声符
- 「第 1 姿勢（停座）を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符
- 「第 2 姿勢（伏臥）を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「第 3 姿勢（立止）を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「再招呼を促す」1 声符
- 「基本姿勢を促す」1 声符

指定実施姿勢 「停座」、「伏臥」、「立止」

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 15 項」を参照

評価方法

- 「第一回招呼」と「第二指定姿勢実行位置」迄に全招呼距離半分より 10 歩以上要した場合、当試験課目獲得可能最大評価は「B-評価」とする。
- 犬が指示姿勢以外の姿勢に移った場合、姿勢誤実行毎に「4 点減点」とする。

6.2.4 第三試験課目 「平面持来」 10 点

試験会場

- 当試験課目作業開始位置は試験審査員によって決定される。

使用物品 当試験規定、「第 2 章 4 条 1 項」にて定義される、主催者提供物品を使用

使用が認められる声指符

- 「持来を促す」1 声符又は指符
- 「物品引き渡しを促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 9 項」を参照

評価方法

- 物品投擲距離不足や如何なる指導手補助行為も相応の減点を引き起こす。
- 全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

6.2.5 第四試験課目 「移送」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.6」を参照

テーブル代わりに雪で作られたベンチを使用可能とする。

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条10項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

6.2.6 第五試験課目 「状況下に於ける休止」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条11項」を参照

評価方法

他犬が「第一」から「第四試験課目」実施中、指導手による補助を一切受ける事無く終始落ち着いた態度で休止し続ける必要がある。

- 他犬の「第三試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第三試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場で「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

6.2.7 第六試験課目 「遠隔操作による方向変換」 20点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録20、図20.4」、「第2章4条1項」を参照

使用が認められる声指符

- 「会場中央マーキング向かわせを促す」1声符と指符
- 「静止を促す」1声符
- 「指定範囲向かわせを促す」各1声符と指符
- 「指定範囲に於ける静止を促す」各1声符
- 「招呼を促す」1声符又は指符

- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条16項」を参照

評価方法

- 会場中央マーキングや指定範囲到達が見られない場合、抽選決定された各指定範囲到達順序が犬によって守られなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 指導手が立ち位置を離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

6.2.8 第七試験課目 「深雪足跡追尾歩行」 10 点

試験会場設定及び注意事項 受験チームが辿るべき足跡コース（道程）は鋭角を含まない自由なコース設定が認められ、全長は約 350 歩とする。

- 深雪足跡尾行歩行作業中、指導手はクロスカントリースキー板又はスノーシューズ着用が義務付けられる。

使用声指符

- 「追尾歩行を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 指導手は紐無し状態にある犬と共に、他者足跡コース開始地点手前で基本姿勢を取る。基本姿勢から、指導手は犬と共に予め審査員に指示された道程を試験会場内にて歩行する。作業開始地点にて、指導手は審査員指示にて犬に対し「追尾歩行を促す」1 声符と／又は指符により作業を開始し、指示された足跡内にて犬の前を進む。基本姿勢から犬は即座に指導手後方、足跡上を追尾歩行しなければならない。

評価方法

- 円滑な作業実行、終始一貫した指導手と犬間の等しい間隔保持及び指導手による少ない声指符使用が要求される。

下記行動は相応の減点を引き起こす。

- 躊躇が見られる歩行開始及び歩行継続
- 足跡離脱行為
- 犬による遅れ
- 犬による指導手を追い立てる又は行く手を阻む行為
- 複数回に及ぶ声符又は指符使用

6.2.9 第八試験課目 「雪上移動手段の搭乗」 10 点

使用器具 雪上移動手段 ゲレンデ走行車、スキーリフト、ヘリコプター 等

使用が認められる声指符

- 「搭乗を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）

- 「基本姿勢を促す」 1 声符

実施要領

指導手と受験犬は移動手段から適切な距離を置き基本姿勢を取る。それぞれの乗車安全基準を考慮に入れ、一般使用される全移動手段使用が認められる。審査員指示にて指導手による 1 声符と／又は指符で犬は運搬手段に自ら飛び乗る又は、指導手によって抱え上げ乗せられる。犬を雪上移動手段に乗せる方法は指導手判断に委ねられる。搭乗中犬は終始落ち着いた態度にて怖がる素振りを見せる事無く運搬手段に搭乗しなければならない。目的地にて指導手は犬を移動手段から抱え上げ、移動手段から離れた安全な地点にて犬を地面に降ろし、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 搭乗中、犬は終始落ち着いた態度にて、怖がる素振りを見せる事無く運搬手段に搭乗しなければならない。搭乗時、乗車中、下車時の不安そうな又は落ち着きのない態度は相応の減点を引き起こす。
- 乗車又は下車時、犬が非協力的な態度に転じた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

6.3 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」専用服従熟練作業

6.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	15 点
第二試験課目「遠隔操作による 3 姿勢（抽選実施）」	15 点
第三試験課目「瓦礫歩行」	15 点
第四試験課目「可動式バレルブリッジ」	15 点
第五試験課目「トンネル通過」	15 点
第六試験課目「移送」	10 点
第七試験課目「状況下に於ける休止」	15 点

6.3.2 第一試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 15 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性が良い牡と牝犬をそれぞれ一頭ずつ引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 一 「脚側行進開始を促す」 短い 1 声符又は指符、各「脚側行進再開」及び「歩度変更時」の使用が認められる。

脚側行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第3章3条6項」を参照

評価方法 当試験規定、「第3章3条5項」を参照

6.3.3 第二試験課目 「遠隔操作による3姿勢（抽選実施）」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録10、図10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業はテーブル上で行われる必要がある。
- 使用テーブル外寸法 面積100×100センチ、高さ60センチ

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗りと第1姿勢実行を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「各姿勢実行を促す」各1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条8項」を参照

評価方法

- 犬が「1姿勢実行拒絶」した場合、該当姿勢は「4点減点」される（部分評価実施）。
- 犬が全指勢実行前に自主的にテーブル離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

6.3.4 第三試験課目 「瓦礫歩行」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録20、図20.1」を参照

実施要領 当試験規定、「第3章3条12項」を参照

使用が認められる声指符

- 「脚側行進を促す」1声符又は指符

評価方法

- 躊躇する又は自信なさそうな犬の瓦礫上歩行態度は相応の減点を引き起こす。
- 犬が作業終了以前に瓦礫面積を離れた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

6.3.5 第四試験課目 「可動式バレルブリッジ」 15点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録20、図20.6」、「第2章4条1項」を参照

使用が認められる声指符

- 「器具飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1声符
- 「歩行再開を促す」各1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条17項」を参照

評価方法

- 板全長前半部分地点から犬が器具から飛び降りた場合、当試験課目得点は「0点」とする。

- 犬が後半部分に到達し器具から離脱した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 犬がバレルブリッジ歩行を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

6.3.6 第五試験課目 「トンネル通過」 15点

試験会場 会場設定法と実施要領は当規定「付録 20、図 20.8」、「第 2 章 4 条 1 項」を参照
使用が認められる声指符

- 「トンネル通過を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 13 項」を参照

評価方法

- 不安げな、躊躇すると／又は落ち着きのないトンネル侵入や通過は相応の減点とする。
- 犬が自主的にトンネルを離れない場合やトンネル通過後指導手指示にて静止しない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

6.3.7 第六試験課目 「移送」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.6」を参照

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 10 項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

6.3.8 第七試験課目 「状況下に於ける休止」 15点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照。

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1 声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 11 項」を参照

評価方法

他犬が「第一」から「第六試験課目」実施中、指導手による補助を一切受ける事無く終始

落ち着いた態度で休止し続ける必要がある。

- 他犬の「第四試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第四試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場にて「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

6.4 「国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)」専用「服従熟練作業」

6.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

<u>取得可能最高合計得点数</u>	<u>100 点</u>
第一試験課目「800メートル遠泳」	20 点
第二試験課目「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」	10 点
第三試験課目「遠隔操作による3姿勢（抽選実施）」	10 点
第四試験課目「移送」	10 点
第五試験課目「状況下に於ける休止」	10 点
第六試験課目「サーフボードの搭乗及び移動（距離40メートル）」	10 点
第七試験課目「遠隔操作による水中方向変換（距離40メートル）」	10 点
第八試験課目「水中物品持来（船上投擲）」	10 点
第九試験課目「ボート乗船」	10 点

6.4.2 第一試験課目 「800メートル遠泳」 20 点

使用器具及び要員 モーターボート一艘及び、操舵乗員1名

使用が認められる声指符

- 「水中飛び込みを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「前方水泳を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「距離空けを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「ボート追尾を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「ボート近寄りを促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「指導手近づきを促す」 1 声符又は指符（兼用可）

実施要領

受験ペアは秩序良い態度でボート乗船する必要があるが、乗船中基本姿勢を取る必要はない。指導手による「水中飛び込みを促す」1 声符と／又は指符にて犬は自発的に水中に飛び込み、ボートが再発進可能となる様、指導手は犬に対しボートから離れる様、指示する。

犬を常時監視可能にする為、ボートは犬の前方約 10 メートル航行する。指導手による 1 声符と／又は指符にて犬はボート後方を追いながら泳ぎ、800 メートル に及ぶ遠泳を落ち着いた状態で泳ぎきる必要がある。規定距離を進んだボートは再び停船し、指導手は 1 声符と／又は指符で犬をボートに辿り着かせ、乗船補助を行う。

評価方法

- 落ち着きのない不安定な泳ぎ方、ボート飛び降り時やボート側面に辿り着く際又はボート内への引き上げ時の問題点は相応の減点を引き起こす。
- 犬が遠泳に必要となる十分な体力を備えない場合、作業は「中止」され、当試験課目得点得点は「0 点」とする。

6.4.3 第二試験課目 「紐無し脚側行進（群衆内行進含む）」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

群衆 群衆は 4 名より構成され、内要員 2 名は紐付き状態にある社会性が良い牡と牝犬をそれぞれ一頭ずつ引入る必要がる。群衆は円状、時計回りにて動く。

使用が認められる声指符

- 「脚側行進開始」、「脚側行進再開」及び「歩度変更を促す」短い 1 声符又は指符

脚側行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

群衆内行進 実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 6 項」を参照

評価方法 当試験規定、「第 3 章 3 条 5 項」を参照

6.4.4 第三試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢（抽選実施）」 10 点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.4」を参照

- 当課目姿勢変更作業はテーブル上で行われる必要がある。
- 使用テーブル外寸法 面積 100×100 センチ、高さ 60 センチ

使用が認められる声指符

- 「テーブル飛び乗り及び第 1 姿勢実行を促す」1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「各姿勢実行を促す」各 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1 声符又は指符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第 3 章 3 条 8 項」を参照

評価方法

- 犬が「1 姿勢実行拒絶」した場合、該当姿勢は「3 点減点」される（部分評価実施）。
- 犬が全指勢実行前にテーブルから離脱した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

6.4.5 第四試験課目 「移送」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.6」を参照

使用が認められる声指符

- 基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「招呼を促す」1声符又は指符
- 「作業終了基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条10項」を参照

評価方法

- 犬が移送中飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。
- 犬が要員によって地面に降ろされ、審査員指示前に立ち位置を離れた場合、当試験課目獲得可能最高評価は「B-評価」とする。

6.4.6 第五試験課目 「状況下に於ける休止」 10点

試験会場 会場設定法並びに実施要領は当試験規定「付録 10、図 10.1」を参照

使用が認められる声指符

- 「休止を促す」1声符又は指符
- 「休止伏臥姿勢から停座移行を促す」1声符又は指符

実施要領 当試験規定、「第3章3条11項」を参照

評価方法

- 他犬が「第一」から「第四試験課目」実施中、指導手による補助を一切受ける事無く終始落ち着いた態度で休止し続ける必要がある。
- 他犬の「第三試験課目」終了後、受験犬が休止位置を3メートル以上離れた場合、「部分評価」が実施される。
- 他犬の「第三試験課目」終了前に受験犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 受験犬が休止位置に於いて「伏臥姿勢」に移行せず、その場にて「立止」又は「停座」姿勢を実行した場合、「5点減点」とする。

6.4.7 第六試験課目 「サーフボードの搭乗及び移動」 10点

試験会場 当試験課目実施に当たり、犬が水中にて立てる水深が浅い必要があり、容易に岸辺へ登れる岸部にある会場が選定されなければならない。

使用器具 サーフボード1枚

使用が認められる声指符

- 「搭乗を促す」 1声符と／又は指符（兼用可）

- 「静止を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「下乗と招呼を促す」 1 声符と／又は指符（兼用可）
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領

指導手は受験犬と共に作業開始地点に於いて基本姿勢を取る。指導手による「搭乗を促す」1 声符と／又は指符で犬は基本姿勢より浅瀬に浮く帆を有しないサーフボードに乗る。この場合、浅瀬にあるサーフボードに犬が泳がず搭乗できる様、準備される必要がある。搭乗に当たり、指導手はサーフボードを安定させる為、押さえることが認められる。「静止を促す」1 声符と／又は指符で犬はサーフボード上にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示にて指導手は犬が搭乗するサーフボードを指示された方角に向かって約 40m 押し進む。犬は指導手がサーフボードから「下乗と招呼促す」1 声符と／又は指符で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて静止し続ける必要がある。犬は迅速に岸部へと泳ぎ指導手前にて正面停座を実行すべきである。その後、指導手は「基本姿勢を促す」1 声符又は指符にて犬と共に作業終了基本姿勢へ移行する。

評価方法

- 犬がサーフボードに乗る際又は搭乗中落ち着かない静止態度が見受けられた場合、相応の減点を引き起こす。
- 犬が自主的にサーフボードを離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 犬がサーフボード搭乗を拒絶した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

6.4.8 第七試験課目 「遠隔操作による水中方向変換」 10 点

試験会場 当試験目実施に当たり、受験犬が作業大半を泳ぐ必要がある事を考慮し、泳ぐことが可能、且つ容易に岸へ上がれる岸部の会場選定が必要となる。

使用器具 水中に互いに 40 メートル離れた 2 艘のボート又はサーフボードに乗った要員が岸から沖合 40 メートル地点にて待機する。

使用が認められる声指符

- 「水中目標地点への水泳を促す」各 1 声符及び指符
- 「招呼を促す」1 声符
- 「基本姿勢を促す」1 声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある受験犬と共に水辺から適切に離れた位置にて基本姿勢を取る。審査員指示で指導手は立ち位置を変える事無く 1 声指符で犬を「第一水中目標地点」に向かわせる。指導手が更なる 1 声指符で犬を「第二水中目標地点」に向かわせるまで、犬は

「第一水中目標地点」に留まる必要がある。二つの水中目標地点到達順序は作業開始前、審査員によって決定される。立ち位置を変えず、必要に応じ犬に向かわせる方角に向かって身体を向き直し示すと共に同方向に向かって片足を一步差し出す事は認められる。「招呼を促す」1声符で犬は指導手によって招呼され、指導手と距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。「基本姿勢を促す」1声符又は指符で犬は指導手と共に基本姿勢に移行し、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 審査員によって決定された水中目標地点到達順序が無視された場合や指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。

6.4.9 第八試験課目 「水中物品持来（船上投擲）」 10点

使用器具 及び試験課目設定

ボート1艘に操舵要員、要員、試験審査員、指導手と受験犬が乗船。船内に水中持来作業用ボート・オール1本を準備

使用が認められる声指符

- 「オールの水中持来を促す」1声符と／又は指符（兼用可）

実施要領

操舵要員は要員、審査員、指導手と受験犬と共に約25メートル離れた水中目標地点（ブイ等）へと向かう。審査員指示に合わせ犬の視野内にてオールが水中に落とされ、その後ボートは更に約10メートル前進した後、停船する。指導手による「オールの水中持来を促す」1声符又は指符にて犬はオールをボートへと水中持来し、犬とオールは船内へと回収される。

評価方法

- 水中持来実行に複数回に渡る指示が必要となった場合、相応の減点を引き起こす。
- 犬がオールをボートへ水中持来拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
- 船内引き上げ時、犬による非協力的な態度は相応の減点を引き起こす。

6.4.10 第九試験課目 「ボート乗船」 10点

使用器具 モーターボート1艘、操縦乗員要員1名

使用が認められる声指符

- 「飛び乗り又は乗船を促す」1声符と／又は指符（兼用可）
- 「静止を促す」1声符
- 「基本姿勢を促す」1声符又は指符

実施要領

指導手と受験犬はボートから適切な距離にて基本姿勢に移る。指導手指示にて犬はボート

に飛び乗る又は指導手補助を受け乗船する。犬は乗船中終始落ち着いた態度で静止する必要がある。ボートが約 100 メートル先に設定されている目的地点到着後、指導手は犬と共に下船し、「基本姿勢を促す」1 声符又は指符で犬と共に作業終了基本姿勢に移る。

評価方法

- 犬の精神的不安定な行動は相応の減点を引き起こす。
- 目的意識を持たない乗下船、又は犬が乗下船中非協力的な態度にでた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

第 7 章 国際救助犬前段階試験 嗅覚作業 (種目 A)

7.1 「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」嗅覚作業

7.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
足跡コース維持 (指導手自者印跡)	50 点
物品作業 (3 個×各 10 点)	30 点
告知作業内容	20 点

7.1.2 「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」会場設定

自者印跡

「常歩」にて全長 400、直角方向変換 2 箇所及び指導手保有物品 3 個が配置される足跡を使用。当規定、「第 2 章 4 条 2 項」に則り設定される。

足跡開始地点は足跡方向に向けて設定される印によってマーキングされる。指導手は短時間開始地点にて居止まった後、「常歩」にて指示された方角に向かって印跡作業を開始する。指導手は地面に対し強く擦る、足を引き摺る又は立ち止まることなく印跡作業を行う必要がある。各物品は足跡左右に配置されてはならず、直接足跡上に配置される必要がある。

作業開始までの印跡経過時間 20 分

7.1.3 「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」嗅覚作業実施要領

当試験規定、「第 3 章」明記「各実施要領項目」が適応される。

搜索設定時間 最大 15 分

評価方法 当試験規定、「第 3 章」明記「各評価対象項目」が適応される。

7.1.4 「単体告知作業課題」実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)

足跡追及搜索実施後、指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて再度作業開始申告を行い、選定告知方法を伝えた上、試験審査員指示に基づき「単体告知作業課題」実行地点へ向かい、作業を行う。

7.2 「国際救助犬広域搜索 前段階試験 (RH-FL V)」嗅覚作業

7.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
搜索作業実施内容	30 点
告知作業内容	70 点

7.2.2 「国際救助犬広域搜索前段階試験 (RH-FL V)」会場設定

設定搜索範囲条件 総面積 5,000 平方メートル、開放及び遮蔽部から構成される会場を使用。仮想要救助者は犬によって目視及び接触可能に配置される。

搜索対象仮想要救助者数 1 名

7.2.3 「国際救助犬広域搜索前段階試験 (RH-FL V)」実施要領

当試験規定、「第 3 章」明記「各実施要領項目」が適応される。

設定搜索時間 最大 10 分

評価方法 当試験規定「第 3 章」明記「各評価対象項目」及び下記点が適応される。

- 仮想要救助者発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。
- 初回誤告知にて「20 点減点」とする。
- 指導手評価に当たり、特に「犬とのチームワーク」に重点が置かれる。

7.3 「国際救助犬瓦礫搜索 前段階試験 (RH-T V)」嗅覚作業

7.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
搜索作業実施内容	30 点
告知作業内容	70 点

7.3.2 「国際救助犬瓦礫搜索前段階試験 (RH-T V)」会場設定

設定搜索範囲条件 総面積最低 400～600 平方メートル、建物瓦礫会場、一階部分のみ使用可、様々な瓦礫化建材より構成可能

設定仮想要救助者総数 1 名

7.3.3 「国際救助犬瓦礫搜索前段階試験 (RH-T V)」実施要領

実施要領 当試験規定、「第 3 章」明記「各実施要領項目」が適応される。

審査員許可にて指導手は犬がいる瓦礫会場内へ侵入可能とする。通常、犬が指導手から明白に適切な距離を空けた状況が保障された段階で適応される条件とする。

設定搜索作業時間 最大 10 分

評価方法

当試験規定、「第 3 章」明記「各評価対象項目」及び下記点が適応される。

- 「初回誤告知実行」にて「20点減点」とする。
- 仮想要救助者発見に至らない場合、「試験不合格」とする。

7.4 「国際救助犬雪崩捜索 前段階試験 (RH-L V)」嗅覚作業

7.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100点
捜索作業実施方法	30点
告知作業内容	70点

7.4.2 「国際救助犬雪崩捜索前段階試験 (RH-L V)」会場設定

設定捜索範囲条件 総面積約 5,000 平方メートル、雪穴設定個数 最低 3 箇所

各雪穴進入口は犬による雪掻き行為によって仮想要救助者元へ侵入可能な方法にて雪ブロックで塞がれる必要があり、隠れ場が会場周囲に同化する様、設定される必要がある。

仮想要救助者 捜索開始最低 10 分前までに仮想要救助者 1 名の雪穴配置が完了している必要があり、仮想要救助者は犬が捜索実施中終始静かに振る舞う必要がある。

7.4.3 「国際救助犬雪崩捜索前段階試験 (RH-L V)」実施要領

実施要領 当試験規定、「第 3 章」明記「各評価対象項目」及び下記点が適応される。

捜索作業中、指導手によるスノーブーツ着用やクロスカントリースキー装着が認められる。指導手指示に従い犬は捜索範囲を順序立て捜索すべきである。犬が指導手から最低 30 歩離れた段階や告知作業を開始した場合、又は審査員指示にて指導手は嗅覚作業開始立ち位置を離れる事が許される。

設定捜索時間 最大 10 分

告知作業実行方法 犬は発見に至った仮想要救助者元へ進入する事が認められ、審査員指示にて指導手による仮想要救助者救出作業が実施される。指導手は発見現場にマーキングを施す必要がある。

評価方法

当試験規定「第 3 章」明記「各実施要領項目」及び下記点が考慮される。

- 「初回誤告知実行」にて「20点減点」とする。審査員が誤告知と判定するには、現況に於いて風や熱学現象を考慮し犬が仮想要救助者体臭を嗅ぎ当てられない状況下にあった場合のみ「誤告知」として捉える事が認めらる。
- 設定仮想要救助者発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。

7.5 「国際救助犬マントレーリング 前段階試験 (RH-MT V)」 嗅覚作業

7.5.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
トレール嗅当て作業	10 点
体臭痕追及及び維持	50 点
配置仮要救助者発見及び告知作業内容	40 点

7.5.2 「国際救助犬マントレーリング 前段階試験 (RH-MT V)」 会場設定

トレール特性及び全長 全長 1,000 歩 (約 500 メートル)、方向変換箇所 2 箇所、地表変更 1 箇所、道路又は路地 (小道) 横断 1 箇所

トレール設定経過時間 60 分

7.5.3 「国際救助犬マントレーリング 前段階試験 (RH-MT V)」 実施要領

実施要領 当試験規定「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

設定検索時間 15 分

評価方法

- 犬の自力による搜索継続が困難と判断された場合、審査員は常に「試験中止」を言い渡す決断権を有する。
- 仮要救助者発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。

7.6 「国際救助犬水難救助前段階試験 (RH-W V)」 嗅覚作業

7.6.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	100 点
第一試験課目「救助ロープの水中運搬」	30 点
第二試験課目「岸辺からの水難者水中牽引」	70 点

7.6.2 第一試験課目 「救助ロープの水中運搬」 30 点

使用器具及び要員 サーフボード 1 枚、ボート用着岸ロープ (全長 約 30 メートル)

使用が認められる声指符 任意声指符使用が認められる

実施要領

当試験規定「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

岸辺から約 25 メートル沖合にサーフボードに乗った試験要員が待機する。

指導手は犬に全長約 30 メートルのボート用着岸ロープ端を咥えさせ、指導手指示にてサーフボードへ向かって泳がせる。サーフボード搭乗要員は犬が咥えるロープ端を犬から受け取り、指導手がサーフボードを岸に向かって手繰り寄せる間、犬はサーフボードと平行に泳ぐ。サーフボードが陸地に辿り着き次第、指導手は犬を招呼する。

評価方法

当試験規定「第3章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

- 犬が啜えるロープ端を解き離した場合、減点対象とする。
- ロープ保持中止により作業が一時中断された、その後犬が自主的にロープを啜え直した場合、当試験課目評価は「2評価減評」とする。
- 犬がロープをサーファーに運搬しなかった場合、当試験課目獲得点数は「0点」とする。
- 犬がサーフボードと平行して泳がない場合、相応の減点を引き起こす。

7.6.3 第二試験課目 「岸辺からの水難者水中牽引」 70点

設定要員 水中にウェットスーツを装着する試験要員1名

使用が認められる声指符 重複使用可能な、任意声指符使用が認められる。

実施要領

当試験規定「第3章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

溺れそうな素振りをしてしながら救出要請を叫ぶ要員が岸より沖合25メートル地点にて待機する。指導手指示で受験犬は仮想水難要救助者元へ泳ぎ、仮想要救助者が犬の装着するハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は仮想要救助者を岸に向かって水中牽引する。指導手による重複使用可能な、任意声指符使用が認められる。犬が仮想水難要救助者を岸辺の浅瀬に牽引した段階で指導手は救出された者の元へ進み、必要となる救命処置を行う。

評価方法

当試験規定「第3章」明記、「各評価対象項目」が適応される。

- 犬が仮想水難者元へ直線距離上に向かわない、岸辺への水中牽引が直接的な道程で行われない場合、相応の減点を引き起こす。
- 犬が水難要救助者を水中牽引しない場合、当試験課目得点は「0点」とする。

第 8 章「国際救助犬 A 段階試験」 嗅覚作業 (種目 A)

8.1 「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」嗅覚作業

8.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
識別物品 1 個 (ID)	10 点
識別物品嗅当て作業	10 点
足跡コース開始地点に於ける足跡作業開始	10 点
足跡コース維持	70 点
物品作業 (5 個×各 8 点)	40 点
告知作業 設定仮想要救助者探し当て	30 点
設定仮想要救助者告知作業	30 点

8.1.2 「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」会場設定

他者印跡 全長 1,000 歩

足跡コース方向変換設定 明白な方向変換箇所 4 箇所 (直角又は鈍角設定可)

印跡経過時間 90 分

足跡コース開始地点付近

足跡開始地点を含む 20×20 メートル範囲内に識別物品 1 個が目視不可能な状態で配置される。当作業開始範囲底辺両端は印される。印跡者は作業開始範囲を左右何れかの側面から侵入し、範囲内にて足跡出発地点を印す識別物品を配置する。識別物品配置後、印跡者は一旦立ち止まった後、審査員指示方角に向かって「常歩」にて印跡作業を開始する。

足跡コース特性

足跡コースは可能な限り自然体で会場地形に合わせた形に印跡され、地表変化を有するべきである。足跡追及会場は森、草原、畑地帯より構成され、農道や道路交差を含む設定を可能とする。印跡者は全足跡コース印跡中、地面を擦る事や立ち止まることなく「常歩」にて進み、印跡作業終了後試験審査員に物品配置順序、他重要や足跡コース沿い目標物情報を含む詳細なコース図を手渡す必要がある。GPS 機を用いた座標データ書き止めが望ましい。印跡者は足跡コース上に物品 5 つ配置する。各物品は足跡コース左右側面に配置される事無く、直接コース上に置かれる必要がある。印跡者は各物品配置位置を足跡コース図上に印さなければならない。その為、個々の物品は識別用に印される又は明白に説明されなければならない。

足跡コース終着地点

足跡コース終着地点にて印跡者は座る又は横たわる姿勢を取る。犬による足跡追及作業開

始以前に印跡者によって前記何れかの姿勢が取られる必要がある。

8.1.3 「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」実施要領

一般事項 当試験規定「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

実施要領

指導手は犬のリードを外し、作業開始範囲底辺手前から識別物品嗅当てを指示する。犬は指定範囲内順序立てた搜索実施により識別物品を 3 分以内に発見する必要がある。この間、指導手は作業範囲底辺に於いて、範囲内に侵入する事無く、外側から声符と／又は指符を用いり犬の操作、誘導に当たる。識別物品発見後、必要に応じ指導手は犬に搜索リードを装着し、足跡追及作業開始を促す。犬による識別物品嗅当てに至らず、犬が足跡出発地点を経て足跡追及作業を開始した場合、必要に応じ指導手は搜索リード装着の為一旦犬を静止させる事が認められる。尚、紐無し足跡追及実行時に於いては担当審査員に足跡作業開始を告げた上、そのまま犬を追う事が認められる。3 分以内の作業開始範囲内に於ける足跡追及作業開始に至らない場合、足跡追及作業設定搜索時間内にて引き続き足跡コース開始地点嗅当作業継続は可能である。この場合も指導手は嗅当て作業実施範囲に侵入する事は認められない。犬が嗅当て作業を拒絶した場合、又は犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を命じる権限を有する。

設定搜索時間 最大 20 分（足跡追及作業及び識別物品嗅当て作業時間含む）

評価方法 当試験規定「第 3 章」明記各評価対象項目及び下記点に基づき実施される。

- 識別物品発見作業及び足跡作業開始範囲内に於ける作業内容
- 足跡コース開始地点嗅当て、足跡追及作業開始部分及び足跡コース維持方法
- 配置順番を考慮した発見に至った物品の確認
- 足跡コース終着地点に於ける仮想要救助者に対する犬の自主的な告知作業実施
- 犬が印跡者を発見しない場合、「試験合格」には至らない。
- 犬による印跡者に対する告知作業、又は物品指示／啜え上げが指導手によって誘発された場合、該当告知／物品指示作業得点は「0 点」とする。
- 課題解決が不可能と判断した場合、審査員は「作業中止」を言い渡す権限を有する。

受験犬の評価方法

- 識別物品嗅当て作業に割り当てられた時間が超過する事により、足跡追及作業開始が遅れた場合、足跡追及作業開始地点の設定得点は「0 点」とする。

告知作業評価

- 指導手が犬の告知方法が「咆哮」と審査員に告げたにも関わらず犬が咆哮する事無く明白に仮想要救助者を「指示」した場合、該当告知作業評価は「M-評価」とする。

- 実施すべき方角に向かった咆哮が正確でない場合、又は発見に至った仮想要救助者から犬が短時間離脱した場合、告知作業評価は「最大 B-評価内」とする。

8.2 「国際救助犬広域捜索 A 段階試験 (RH-FL A)」嗅覚作業

8.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
単体告知作業課題	20 点
操作性	20 点
捜索意欲	10 点
機動性	10 点
自主性	10 点
戦術とチームワーク	10 点
告知作業 2 名 (各最大 60 点)	120 点

8.2.2 「国際救助犬広域捜索 A 段階試験 (RH-FL A)」会場設定

捜索対象範囲設定 20,000 平方メートル (100×200 メートル)、開放及び遮蔽部より構成

設定マーキング 捜索対象範囲の各境界線及び中央線にマーキングが施される。

要救助者設定 犬による仮想要救助者目視及び直接接触可能な隠れ場選定が要求される。

設定仮想要救助者総数 2 名

初回捜索開始最低 15 分前までに捜索会場は犬一頭を導入の複数要員により無造作に練り歩かれる必要がある。

8.2.3 「単体告知作業課題」実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)

試験要員に呼ばれ、指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて選定した犬の告知方法を審査員に伝えた上、指示にて「単体告知作業課題」実行地点へ向かい、作業を行う。

8.2.4 「国際救助犬広域捜索 A 段階試験 (RH-FL A)」実施要領

当試験規定、「第 3 章」明記、各実施要領項目が適応される。

単体告知作業課題実施後、犬を伴った指導手は広域捜索開始地点へ移動し、試験審査員によって現場説明を受ける。

設定捜索時間 最大 15 分

実施要領

試験審査員指示にて指導手は犬による捜索作業開始を促す。犬は指導手指示に従い左右交互に対象捜索範囲を奥深く検索する必要がある。指導手は犬による告知作業実施以外、会場中央線上を移動する。犬による捜索実施範囲に対し時折捜索実施範囲の再捜索行動は認められる。指導手は捜索対象範囲を犬によって大まかな捜索方法にて捜索させ、捜索会場

到着側面より出発地点に向かって逆搜索を減点される事無く任意回数だけ実施する権利が与えられる。

評価方法 当試験規定「第3章」明記各評価対象項目及び下記点に則り実施される。

- 「初回誤告知実行」は「40点減点」とする。
- 配置仮想要救助者1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。この場合、取得可能最高合計得点数は「139点」とする。

8.3 「国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験 (RH-T A)」嗅覚作業

8.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
事前単体告知作業課題	20 点
操作性	20 点
搜索意欲	10 点
機動性	10 点
自主性	10 点
戦術とチームワーク	10 点
告知作業 2名 (各最大 60 点)	120 点

8.3.2 「国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験 (RH-T A)」会場設定

搜索対象範囲設定 総面積約 800~1,000 平方メートル、様々な建材からなる建物瓦礫、一階又は複数階から構成される会場使用が認められる。

建物のみ対象とする搜索会場設定は認められないが、搜索会場範囲内に幾つかの建物空間を含める事は認められる。瓦礫試験 A 段階試験搜索会場には暗室や暗所と瓦礫積み上げ嵩約 1メートルの低所隠れ場設定が不可欠とする。指導手には現場状況説明図が手渡される。

設定仮想要救助者総数 2名 (目視不可能な、覆われた状態にて配置)

誘惑設定 焚火、エンジン、ハンマーや太鼓音、音声記録媒体再生、等

試験要員 初回搜索開始最低 15分前までに搜索会場は犬一頭を導入する複数要員により無造作に練り歩かれる必要がある。更に搜索開始寸前より全搜索作業中、犬を導入しない試験要員 2名により会場は無造作に練り歩かれる必要がある。

8.3.3 「単体告知作業課題」実施要領 (第3章4条5項を参照)

試験要員に呼ばれ、指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて選定した犬の告知方法を審査員に伝え、審査員指示にて「単体告知作業課題」実施地点へ向かい、作業を行う。

8.3.4 「国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験 (RH-T A)」実施要領

一般事項 当試験規程、「第3章」明記各実施要領項目が適応される。

「事前単体告知作業課題」実施後、指導手は引き続き実施される「瓦礫搜索 A 階梯試験嗅覚作業」開始地点に向かい、試験審査員により現場状況説明を受ける。当試験規程、「第 3 章」明記各実施要領項目が適応される。

設定搜索時間 最大 15 分

告知作業 告知作業実施後、審査員指示にて搜索作業が再開される。指導手は告知作業時に於ける現在位置より犬に対し搜索再開指示を「一回限り」与える事が認められる。

評価方法 当試験規定「第 3 章」明記各評価基準項目及び下記点に則り実施される。

- 「初回誤告知実行」は「40 点減点」とする。
 - 配置仮想要救助者 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。
- この場合、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

8.4 「国際救助犬雪崩搜索 A 段階試験 (RH-L A)」嗅覚作業

当試験嗅覚作業は「単体告知作業課題」、「犬による生物探知作業」及び「雪崩遭難者探知機を用いた科学探知作業」から構成される。

8.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
単体告知作業課題	20 点
雪崩遭難者探知作業	10 点
操作性	10 点
搜索意欲	10 点
機動性	10 点
自主性	10 点
戦術とチームワーク	10 点
告知作業 2 名 (各最大 60 点)	120 点

8.4.2 「単体告知作業課題」実施要領 (第 3 章 4 条 5 項を参照)

試験要員に呼ばれ指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて選定した犬の告知方法を審査員に伝えた上、審査員指示にて「単体告知作業課題」実行地点へ向かい作業を行う。

8.4.3 「科学探知作業」会場設定及び実施要領 10 点

搜索会場設定 積雪会場 (面積 20×20 メートル)、明白に印される作業会場境界線

雪崩遭難者探知機 雪崩遭難者探知機 1 機 (発信機として使用)

雪崩遭難者探知機 1 機 (受信機として使用)

実施要領 作業開始申告時、指導手は持参機又は主催者提供機使用するか審査員に伝える。

作業課題 指導手は最大 5 分以内に印によって仕切られている作業範囲内、約 0.3 メートル

深く埋められている雪崩遭難者発信機を捜し当て、審査員に提示しなければならない。
戦術選定は指導手に委ねられる。設定作業時間超過時、当試験課目得点は「0点」とする。

8.4.4 「生物探知作業」会場設定

探索会場設定 総面積約 8,000 平方メートル誇る積雪会場、雪穴設定数最低 5 箇所、各雪穴侵入口は犬による雪掻き行動によって設定仮想要救助者の元への侵入が困難となる様、雪ブロックで塞がれる必要がある。

設定仮想要求者総数 2 名（地面より深さ 80 センチ位に配置）

探索開始最低 20 分前までに各仮想要救助者配置が完了する必要がある、仮想要救助者は雪穴内にて静かに振る舞う必要がある。仮想要救助者間の距離は犬の明白な告知実行を保障しなければならない。

試験要員 探索開始寸前より全探索作業実施中、会場は試験要員最低 3 名によって無造作に歩行又はスキー板で滑走される必要がある。

8.4.5 「生物探知作業」実施要領 180 点

設定探索時間 最大 15 分（第 1 仮想遭難者救出作業中、時間計測は中断される。）

実施要領 当試験規定、「第 3 章」明記「各実施要領項目」が適応される。

探索作業中、指導手のスノーブーツ着用又はクロスカントリースキー装着が認められる。指導手は選定戦術に則り犬に搜索を実施させる。犬が指導手から最低 30 歩離れた段階、告知作業開始した場合又は審査員指示にて指導手は嗅覚作業開始時の立ち位置を離れる事が許される。救出作業完了を待たず、審査員指示にて犬による搜索作業が再開される。

評価方法 評価は当試験規定「第 3 章」明記、「各評価基対象項目」及び下記点に則り実施。

- 「初回誤告知実行」にて「40 点減点」とする。
- 配置仮想要救助者 1 名発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。この場合、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

8.5 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MT A)」嗅覚作業

8.5.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
体臭痕嗅当て	20 点
体臭痕追及及び維持	80 点
指導手態度	20 点
仮想要救助者発見及び告知作業	60 点
戦術とチームワーク（協調性）	20 点

8.5.2 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MT A)」会場設定条件

設定トレール特性 全長 2,000 歩 (約 1,000 メートル)、方向変換 3 箇所、地表変更最低 1 回、道路交差点 1 箇所、誘惑設定あり (コース 600~800 メートル地点にて「見知らぬ人」がトレール上に「座った」又は「横たわった状態」にて待機)

トレール設定経過時間 4 時間

8.5.3 「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH-MT A)」実施要領

当試験規定「第 3 章」明記「各実施要領項目」が適応される。

設定作業時間 45 分

評価方法 当試験規定「第 3 章」明記「各評価対象項目」及び下記点が適応される。

- 犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を命じる権限を有する。
- 配置仮想要救助者の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。

8.6 「国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-W A)」嗅覚作業

8.6.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

<u>取得可能最高合計得点数</u>	<u>200 点</u>
第一試験課目「岸辺からの救助器具水中運搬」(救命胴衣装着ロープ、距離 25m)	20 点
第二試験課目「岸辺からの水難者救出牽引」(犬救命胴衣、牽引距離 25m)	60 点
第三試験課目「ボートからの救助器具水中運搬」(救助ロープ運搬、距離 25m)	20 点
第四試験課目「ボートからの水難者救出牽引」(犬救命胴衣、距離 25m)	60 点
第五試験課目「自走不能ボートの水中牽引」(オール手漕ぎボート、距離 25m)	40 点

8.6.2 第一試験課目 「岸辺からの救助器具水中運搬」 20 点

使用器具 オール付き手漕ぎボート 1 艘と乗船要員 1 名、ウェットスーツ装着要求者役要員 1 名、救命胴衣に装着されたロープ (全長 約 30 メートル)

使用が認められる声指符

- 「水難要救助者元への救助浮き輪水中運搬を促す」1 声符と / 又指符 (兼用可)

実施要領

岸辺から沖合 25 メートル地点にて手漕ぎボート乗船要員が待機する。指導手は長さ約 30 メートルボート着岸ロープ片端を犬に咥えさせる。指導手指示にて犬をボートへ泳がせ乗船要員に咥えるロープ端を引き渡す。指導手によってボートが岸辺へ手繰り寄せられる間犬はボートと平行に泳ぎ、岸辺へ向かう。ボートが岸に到達し次第指導手は犬を招呼し、作業を終了する。

評価方法

- ロープ咥え上げに於ける過ち又はロープを落とした場合、ボート並泳作業に於いて誤り

が見られた場合、相応の減点を引き起こす。

- 犬が救出用ロープをボート乗船要員に水中運搬しなかった場合、当試験課目得点は「0点」とする。

8.6.3 第二試験課目 「岸辺からの水難者救出牽引」 60点

設定条件 水中にてウェットスーツ装着要員1名が待機

使用が認められる声指符 繰り返し使用可能な、任意声指符

実施要領

溺れそうな素振りで救出要請を叫ぶ要員が岸から沖合 25メートル地点にて待機する。指導手指示で犬は仮想水難者元へ泳ぐ。仮想遭難者は犬が装着するハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は自主的に仮想水難者救助者を岸に向かって水中牽引する。犬が仮想水難者救助者を岸辺の浅瀬に牽引した段階で指導手は救出された者の元へ進み、引き続き必要となる処置を施す。

評価方法

- ロープを咥える際の過ち又はロープを落とす行為は相応の減点を引き起こす。
- 犬が仮想水難者を岸辺へ水中牽引しない場合、当試験課目得点は「0点」とする。

8.6.4 第三試験課目 「ボートからの救助器具水中運搬」 20点

使用器具 モーターボート1艘と操舵要員1名、手漕ぎボート1艘と乗船要員1名、ボート用着岸ロープ（全長約30メートル）

使用が認められる声指符

- 「水中飛び込みを促す」1声符又は指符
- 「手漕ぎボート向かえを促す」1声符又は指符
- 「モーターボート戻りを促す」1声符又は指符

実施要領

救助犬指導手チームは操舵要員と共にモーターボートに乗船する。

直線距離25メートル位に手漕ぎボートに乗船する要員1名が待機。指導手指示にて犬は水中に飛び込み、指導手は全長約30メートルのロープ片端を犬に咥させる。指導手による更なる指示で犬は手漕ぎボートへと泳ぎ乗船要員にロープ端を渡す。指導手が手漕ぎボートをモーターボートに向かって手繰り寄せの間、犬は手漕ぎボートと平行に泳ぐ。モーターボートから手漕ぎボート漂流を阻止できる距離に近づいた段階で要員が手漕ぎボート固定を行う。指導手は犬を呼び寄せ、乗船モーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 犬がロープを咥え上げる際又はロープを落とす、手漕ぎボートとの並泳、水中飛び込み、ボートへ泳ぎ寄る又はボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合相応の減点とする。
- 犬が救助用ロープを乗船要員元へ運搬拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

8.6.5 第四試験課目 「ボートからの水難者救出牽引」 60点

使用器具 モーターボート1艘、操舵要員1名、水中にウェットスーツ装着要員1名待機
使用が認められる声指符 繰り返し使用可能な任意声指符

実施要領

救助犬指導手ペアが操舵要員と共に乗船するモーターボートより25メートル地点に溺れかかった、救援要請を叫ぶ仮想水難要救助者が待機。指導手指示にて犬は水中に飛び込み水難者の元へと泳ぐ。仮想遭難者が犬の装着するハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は自発的に仮想水難要救助者をモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難要救助者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を講じる。指導手は犬を呼び寄せ、乗船モーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 犬が水難者元へ最短距離で泳がない、最短距離にて水中牽引を実施しない、水中飛び込み時やボートに泳ぎ寄る及びボート引き上げ中に誤りが生じた場合相応の減点とする。
- 犬が仮想水難要救助者水中牽引拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

8.6.6 第五試験課目 「自走不能ボートの水中牽引」 40点

実施条件 手漕ぎボート1艘、操舵要員1名（先端が太い、全長約3メートルのボート着岸ロープをボートに固定）

使用が認められる声指符 繰り返し使用可能な任意声符と指符

実施要領

岸辺より沖合25メートル地点にて漂流する手漕ぎボート内に乗船要員が身動きをせず横たわる。指導手指示にて受験犬は漂流ボートの元へと泳ぎ、ボートから水中に垂れ下がっているロープを自主的に捜し当て、咥えながらボートを岸に向けて水中牽引する。ボートが岸に到達次第、指導手は犬が咥えるロープの解き放ちを命じ、救出した乗船要員の救命処置を実施する。

評価方法

- 犬が直接ボートに向かって泳がない、水中に垂れ下がったボート用着岸ロープを即座に咥えない、水中牽引を直ちに実施しない場合、相応の減点とする。
- 犬がボートの水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

第9章 国際救助犬 B 段階試験 嗅覚作業 (種目 A)

9.1 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)」嗅覚作業

9.1.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
識別物品 (ID)	10 点
識別物品嗅当て作業	10 点
足跡コース嗅当て及び足跡追及作業開始	10 点
足跡コース維持	70 点
物品作業 (8 個×各 5 点)	40 点
告知作業 ー設定仮想要救助者探し当て	30 点
ー設定仮想要救助者告知作業	30 点

9.1.2 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)」会場設定

他者印跡 全長 2,000 歩

足跡コース方向変換設定 明白な方向変換箇所 8 箇所 (鋭角、直角、鈍角設定可)。

指示物品 会場地表色と然程相違ない、十分体臭が移行した使用物品 8 個使用

印跡経過時間 180 分

足跡コース開始地点付近

足跡コース開始地点を含む 30×30 メートル範囲内にて識別物品が目視不可能な状態で配置される。当作業開始範囲底辺両端はマーキングされる。印跡者は作業開始範囲を左右何れかの側面から侵入し、足跡出発地点を印す識別物品を配置する。識別物品配置後、印跡者は一旦立ち止まった後、審査員指示方角に向かって「常歩」にて印跡作業を開始する。

足跡コース特性

足跡コースは可能な限り自然体で会場地形に合わせた形に印跡され、可能な限り地表変変化を含むべきである。足跡追及会場は森、草原、畑地帯より構成され、農道や道路交差を含む設定を可能とする。

印跡者は全足跡コース印跡中、地面を擦る事や立ち止まることなく「常歩」にて進み、印跡作業終了後試験審査員に物品配置順序、他重要や足跡コース沿い目標物情報を含む詳細なコース図を手渡す必要がある。GPS 機を用いた座標データ書き止めが望ましい。印跡者は足跡コース上に 8 つの物品を配置する。物品は足跡コース左右側面に配置される事無く、直接コース上に置かれる必要がある。印跡者は各物品配置位置を足跡コース図上に印さなければならない。この為、個々の物品は識別用に印される又は明白に説明されなければならない。

足跡コース終着地点

足跡コース終着地点にて印跡者は座る又は横たわる姿勢を取る。犬による足跡追及作業開始以前に前記何れかの姿勢が印跡者によって取れる必要がある。

9.1.3 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)」実施要領

一般事項 当試験規定、「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

設定検索時間 最大 45 分（識別物品嗅当て設定時間 最大 3 分）

実施要領

指導手は犬のリードを外し、作業開始範囲底辺手前から識別物品嗅当てを指示する。犬は識別物品を指定範囲内順序立てた検索により 3 分以内に発見する必要がある。この間、指導手は作業範囲底辺に於いて範囲内に侵入する事無く、外側から声符と／又は指符を用いり犬の操作、誘導に当たる。識別物品発見後、必要に応じ指導手は犬に検索リードを取り付け、足跡追及作業開始を促す。犬による識別物品嗅当てに至らず、犬が足跡開始地点を経て直接足跡追及作業を開始した場合、必要に応じ指導手は検索リード取付けの為一旦犬を静止させる事が認められる。尚、紐無し足跡追及実行時に於いては担当審査員に足跡作業開始を告げた上、そのまま犬を追う事が認められる。3 分以内の作業開始範囲内に於ける足跡追及作業開始に至らない場合、足跡追及作業設定検索時間内にて足跡作業出発地点嗅当て作業を継続する事が可能である。この場合も指導手は嗅当て作業実施範囲に侵入する事は認められない。犬が嗅当て作業拒絶した場合又は犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を命じる権限を有する。

評価方法 当試験規定、「第 3 章」明記「各評価対象項目」並び下記点に基づき実施される。

- 識別物品発見作業、足跡作業開始範囲内に於ける作業態度
- 足跡コース嗅当て、出発地点から足跡追及作業開始部分及び足跡コース維持
- 配置順番を考慮した発見に至った物品の確認
- 足跡コース終着地点に於ける仮想要救助者に対する犬の自主的な告知作業実施
- 印跡者発見に至らない場合「試験不合格」とし、最高合計得点数は「139 点」とする。
- 犬による印跡者に対する告知態度又は物品指示／啞え上げが指導手によって誘発された場合、告知作業得点は「0 点」とする。

識別物品嗅当て作業割り当て時間超過により足跡追及作業開始が遅れた場合、該当作業部分得点は「0 点」と見なされる。

告知作業の評価方法

- 指導手が犬による「咆哮」による告知実施を審査員に告げ、犬が咆哮する事無く明白に仮想要救助者を「指示」した場合、告知作業評価は「M-評価」とする。

- 実施すべき方角に向かって咆哮が正確でない場合、又は発見に至った仮想要救助者から犬が短時間離脱した場合、該当告知作業評価は「最大 B-評価内」とする。

9.2 「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FL B)」嗅覚作業

9.2.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
操作性	20 点
捜索意欲	20 点
機動性	10 点
自主性	10 点
戦術及びチームワーク	20 点
告知作業 3 名 (各最大 40 点)	120 点

9.2.2 「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FL B)」会場設定

捜索対象範囲設定 総面積 35,000~40,000 平方メートル、最低 50%遮蔽部分より構成される見渡しが悪い会場、会場内に建物が点在する事が認められる。

会場設定 犬は配置仮想要救助者を目視又は接触可能とする。尚、会場特有な犬にとって覗き込む又は到達不能な高所隠れ場（監視台等）設定も可能とする。地上最高約 3 メートルまでの隠れ場設定が許容される。高所隠れ場は捜索範囲境界線より最低 20 メートル以上開けた捜索対象内にある必要があり、使用に当たり特に風向きを考慮する必要がある。

設定仮想要救助者総数 3 名

初回捜索開始最低 15 分前までに捜索会場は犬一頭を導入する複数要員によって無造作に練り歩かれる必要がある。

9.2.3 「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FL B)」実施要領

一般事項 当試験規定、「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

戦術 捜索戦術選定は指導手判断に委ねられるが、捜索実施前に試験審査員に通知される必要がある。捜索中の戦術変更は常時審査員に報告される必要があり、この場合、報告に要する時間は捜索設定時間内とする。

設定捜索時間 最大 30 分

実施要領

試験審査員指示にて指導手は選定戦術に則った地点より犬の捜索作業開始を促す。犬が明白に指導手元から離れた後、審査員は指導手に対し立ち位置を変える許可を与える。犬は左右へ向かって繰り返される捜索方法に基づき全捜索範囲を隈なく捜索する必要がある。基本、審査員に対する戦術変更報告が必要となるが、犬の告知実施地点より減点される事

無く犬の搜索作業再開を促す事が認められる。戦術変更が報告されない限り、指導手は犬を伴い、犬の告知実施を審査員に報告した地点に戻り、搜索再開を促す必要がある。広域搜索作業は指導手による作業終了申告と審査員による評価公表を以て終了する。

犬によって実施された告知を審査員に報告し、審査員許可で犬の居場所に向かう事が認められる。

評価方法

当試験規定「第3章4条」明記「各評価対象項目」と下記点に則り実施される。

- 「初回誤告知実行」にて「40点減点」とする。
 - 全配置仮想要救助者中1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。
- この場合、取得可能最高合計得点数は「139点」とする。

9.3 「国際救助犬瓦礫搜索 B 段階試験 (RH-T B)」嗅覚作業

9.3.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
操作性	20 点
搜索意欲	20 点
機動性	10 点
自主性	10 点
戦術とチームワーク	20 点
告知作業 3名 (各最大 40 点)	120 点

9.3.2 「国際救助犬瓦礫搜索 B 段階試験 (RH-T B)」会場設定

搜索対象範囲設定 総面積約 1,200～1,500 平方メートル以上、様々な建材より構成、会場は一階又は複数階から構成される事が認められる。建物のみを対象とする搜索会場設定は認められないが、搜索会場範囲内に幾つかの建物空間を含む事は認められる。瓦礫試験 B 段階試験搜索会場に最低設定されなければならない隠れ場所最低 6 か所の内、暗室又は暗所 2 箇所、瓦礫積み上げ嵩約 2 メートルの低所隠れ場所最低 2 箇所の設定が不可欠とする。嗅覚搜索会場には「最低 2 種類の隠れ場所設定」が必須となる。高所隠れ場所設定時、特に風向きを考慮する必要がある。

設定仮想要救助者総数 3名 (目視不可能、且つ覆われた状態にて配置)

誘惑設定 焚火、エンジン、ハンマーや太鼓音、音声記録媒体再生音、等

試験要員 初回搜索開始最低 15 分前までに搜索会場は複数要員及び犬一頭により無造作に練り歩かれる必要がある。更に搜索開始寸前より全搜索作業終了まで搜索会場は犬を伴わない複数試験要員により無造作に練り歩かれる必要がある。

9.3.3 「国際救助犬瓦礫捜索 B 段階試験 (RH-T B)」実施要領

一般事項 当試験規定、「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

設定捜索時間 最大 30 分

告知作業 告知作業実施後、審査員指示にて捜索作業が再開される。指導手は現在位置より犬に対し捜索再開指示を「一回限り」与える事が認められる。

評価方法 当試験規定「第 3 章 4 条」明記「各評価対象項目」と下記点に則り実施される。

- 「初回誤告知実行」により「40 点減点」とする。
- 配置仮想要救助者 1 名発見に至らない場合、「試験不合格」とする。この場合、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

9.4 「国際救助犬雪崩捜索 B 段階試験 (RH-L B)」嗅覚作業

当試験嗅覚作業は犬による「生物探知作業」と指導手によって実施される雪崩遭難者探知機を用いる「科学探知作業」より構成される。

9.4.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
雪崩遭難者探知機作業	10 点
操作性	20 点
捜索意欲	20 点
機動性	10 点
自主性	10 点
戦術とチームワーク	10 点
告知作業 3 名 (各最大 40 点)	120 点

9.4.2 「科学探知作業」会場設定及び実施要領 10 点

捜索会場設定 積雪会場 (面積 20×20 メートル)、明白に印される作業会場境界線あり

雪崩遭難者探知機 雪崩遭難者探知機 1 機 (送信機として使用)

雪崩遭難者探知機 1 機 (受信機として使用)

実施要領 作業開始申告中、指導手は持参探知機又は主催者提供機使用を審査員に伝える。

作業課題 指導手は最大 5 分以内にて印によって仕切られている作業範囲内、約 0.5 メートル深く埋められている雪崩遭難者発信機を捜し当て、審査員に提示しなければならない。

戦術選定は指導手に委ねられる。設定作業時間超過時、当試験課目得点は「0 点」とする。

9.4.3 「生物探知作業」会場設定

捜索会場設定 総面積約 12,000 平方メートルの積雪会場には雪穴設定最低 5 箇所、各雪穴侵入口は犬による雪掻き行動によって設定仮想要救助者元への侵入が困難である様、雪ブ

ロックで塞がれる必要がある。

設定仮想要求者総数 3名（地上より深さ 150センチ位に配置）

搜索開始最低 20 分前まで各仮想要救助者配置が完了している必要があり、仮想要救助者は雪穴内にて静かに振る舞う必要がある。仮想要救助者間距離はいかなる告知実行を保障しなければならない。

試験要員

初回搜索開始 15 分前までに搜索会場は犬一頭を導入する試験要員最低 3 名により無造作に練り歩かれる又はスキー板で滑走される必要がある。更に搜索開始寸前より全搜索作業終了に至る迄、搜索会場は犬を導入しない試験要員最低 3 名により無造作に練り歩かれる、又はスキー板を用いて滑走される必要がある。

9.4.4 「生物探知作業」実施要領 190 点

設定搜索時間 最大 25 分

実施要領 当試験規定、「第 3 章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

指導手によるスノーブーツ着用又はクロスカントリースキー装着義務が生じる。指導手は選定戦術に則り犬に搜索実施させる。犬が指導手から最低 30 歩離れた段階、犬が告知作業開始した場合と／又は審査員指示にて指導手は作業開始立ち位置を離れる事が認められる。

評価方法

評価は当試験規定「第 3 章」明記「評価対象項目」と下記点に則り実施される。

- 「初回誤告知実行」により「40 点減点」とする。
- 配置仮想要救助者 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。この場合、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

9.5 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」嗅覚作業

9.5.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

取得可能最高合計得点数	200 点
体臭痕嗅当て	20 点
体臭痕追及及び維持	80 点
指導手態度	20 点
仮想遭難者発見及び告知	60 点
戦術とチームワーク	20 点

9.5.2 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」会場設定

設定トレール特性 全長 4,000 歩（約 2,000 メートル）、方向変更箇所最低 4 箇所、道路交差点 2 箇所、地表変更最低 1 回、会場の「市街地／平地比率」は 1 対 1 であるべきである。

トレール設定経過時間 6時間

設定作業時間 60分

9.5.3 「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH-MT B)」実施要領

実施要領 当試験規定「第3章」明記、「各実施要領項目」が適応される。

評価方法

- 犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。
- 配置仮想要救助者が犬によって発見されなかった場合、「試験合格」に至らない。

9.6 「国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)」嗅覚作業

9.6.1 各試験課目内容と取得可能最高合計得点

<u>取得可能最高合計得点数</u>	<u>200点</u>
第一試験課目「岸辺からの救助器具水中運搬」(距離 40メートル)	20点
第二試験課目「岸辺からの水難者救出牽引」(距離 40メートル)	60点
第三試験課目「ボートからの救助器具水中運搬」(距離 40メートル)	20点
第四試験課目「ボートからの水難者救出牽引」(距離 40メートル)	60点
第五試験課目「自走不能ボートの水中牽引」(距離 40メートル)	40点

9.6.2 第一試験課目 「岸辺からの救助器具水中運搬」 20点

会場設定 モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、ウェットスーツ装着要員 1 名、ロープ付き救助用浮輪 1 個

使用可能な声符 「水難者の元へ救助用浮き輪運搬を促す」1 声符と／又は指符 (兼用可)

実施要領

岸と並行し沖合 40メートル航行中のモーターボートから要員が水中に落ち、溺れる水難者を振る舞う。モーターボート操舵要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。指導手は岸辺から救出用浮輪を仮想水難者目掛け、水中に投擲する。指導手指示にて犬は救出浮輪の元へ泳ぎ、浮輪装着ロープを咥えた上、仮想水難者の元へと水中運搬し、浮輪を掴ませる。その後、犬は仮想水難者がしがみ付く救出浮輪を岸に向け自発的に水中牽引する。犬が岸辺に到達次第、指導手は救出された仮想水難要救助者に近付き、処置を行う。

評価方法

- 犬がロープを咥え上げる際の過ち又はロープを落とす場合、相応の減点を引き起こす。
- 犬が仮想水難要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

9.6.3 第二試験課目 「岸辺からの水難者救出牽引」 60点

会場設定 モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、漂流するウェットスーツ装着要員 1 名

使用が認められる声指符 重複する任意声指符使用が認められる。

実施要領

岸と並行して沖合 40 メートル航行中のモーターボートから要員が水中に落ち、身動きをしない。モーターボート操舵要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。指導手指示で犬は溺死しかけている仮想水難要救助者の元へ泳ぎ、腕を咬捕しながら岸边に向かって水中牽引を実施する。犬が仮想水難者と共に岸边に到達した段階で指導手は仮想水難要救助者の元へ進み、必要となる救命処置を講じる。

評価方法

- 受験犬が仮想水難者元へ直接向かわない、直接的な道程で岸に戻らない又は指導手によって実施される処置を妨害する場合、相応の減点とする。
- 犬が仮想水難者水中牽引を拒む又は負傷させるた場合、当試験課目得点は「0点」とする。

9.6.4 第三試験課目 「ボートからの救助器具水中運搬」 20点

会場設定 モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、オール付き手漕ぎボート 1 艘と操縦要員 1 名及びウェットスーツ装着要員 1 名、ロープ付き救出具 1 個

使用が認められる声指符 重複する任意声指符使用が認められる。

実施要領

受験救助犬指導手チームはモーターボート搭乗中、並行して 40 メートル付近を航行中の手漕ぎボートから要員が水中に落ち水難者を振る舞う。手漕ぎボート操舵要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。指導手は仮想総水難者目掛け救助器具を水中に投擲する。指導手指示にて犬は水中に飛び込み救出具の元へ泳ぎ、装着ロープを咥えながら仮想水難者の元へと水中運搬する。仮想水難者が救助器具を掴み次第、犬は自発的に仮想水難者をモーターボートへと水中牽引する。モーターボートより救出可能な距離に仮想水難要救助者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を行う。指導手は犬を呼び寄せ、乗船モーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- ロープ保持又はロープを放つ、水中に飛び込む、ボート付近に戻る、引き上げられる際の誤行動は相応の減点を引き起こす。
- 犬が水難者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

9.6.5 第四試験課目 「ボートからの水難者救出牽引」 60点

会場設定 モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、オール付き手漕ぎボート 1 艘とボート操縦要員 1 名とウェットスーツ装着要員 1 名

使用が認められる声指符 重複する任意声指符使用が認められる。

実施要領

受験救助犬指導手チームはモーターボートに乗船中、並行して 40 メートル離れた地点を航行中の手漕ぎボートから試験要員が水中に落ち、身動きをしない仮想水難者を演じる。手漕ぎボート操縦要員はこの事態に気が付くことなく航行継続する。指導手指示にて犬は水中に飛び込み水難者元へ泳ぎ、腕を咬捕しながら自発的にモーターボートへと水中牽引する。救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は犬を呼び寄せ、乗船モーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 受験犬が直接仮想水難者の元へと泳がない、直接的な道程で水中牽引を実施しない、又は水中飛び込み時、ボートにお泳ぎ着く、ボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、相応の減点とする。
- 犬が水難者の水中牽引を拒絶又は、負傷させた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

9.6.6 第五試験課目 「自走不能ボートの水中牽引」 40 点

会場設定 モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、他乗船要員 4 名（モーターボートには先端が太い、全長約 5 メートルの着岸ロープが固定されている）、棧橋

使用が認められる声指符 重複する任意声指符使用が認められる。

実施要領

救助犬指導手ペアは棧橋より沖合 40 メートル地点にあるモーターボートに乗船する。指導手指示で犬は水中に飛び込み、モーターボートに固定されているロープ端を指導手によって渡された犬はロープを咥えながらモーターボートを棧橋に向かって水中牽引する。モーターボートが棧橋に到着後、要員が接岸作業を行う。指導手は犬を呼び寄せ、犬が近寄り次第、指導手は犬をモーターボート又は棧橋に引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法

- 犬が直接的な道程で棧橋に向かって水中牽引を実施しない又はロープを即座に咥ない場合、相応の減点とする。
- 規定上設定された水中牽引距離二分の一の距離が実行され、最終的にボートが棧橋に接岸できなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 犬によって実施された水中牽引距離が規定全長の半分に満たない場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

図 10.2 「群衆内行進」実施要領図

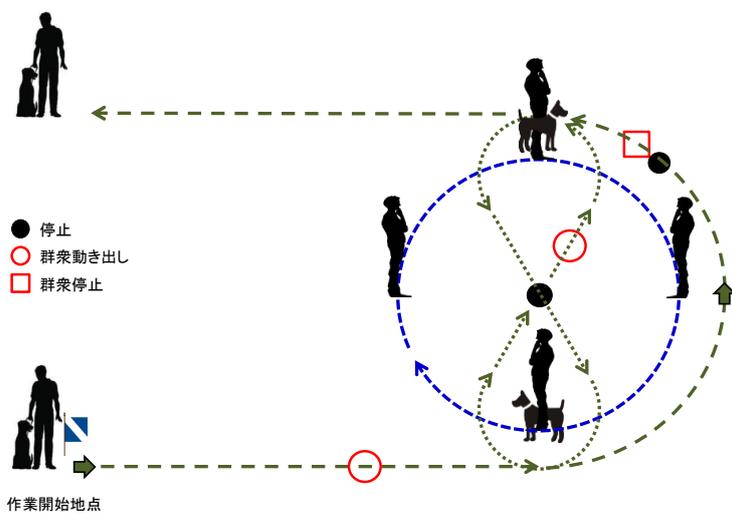


図 10.3 「常歩行進中の伏臥及び招呼」

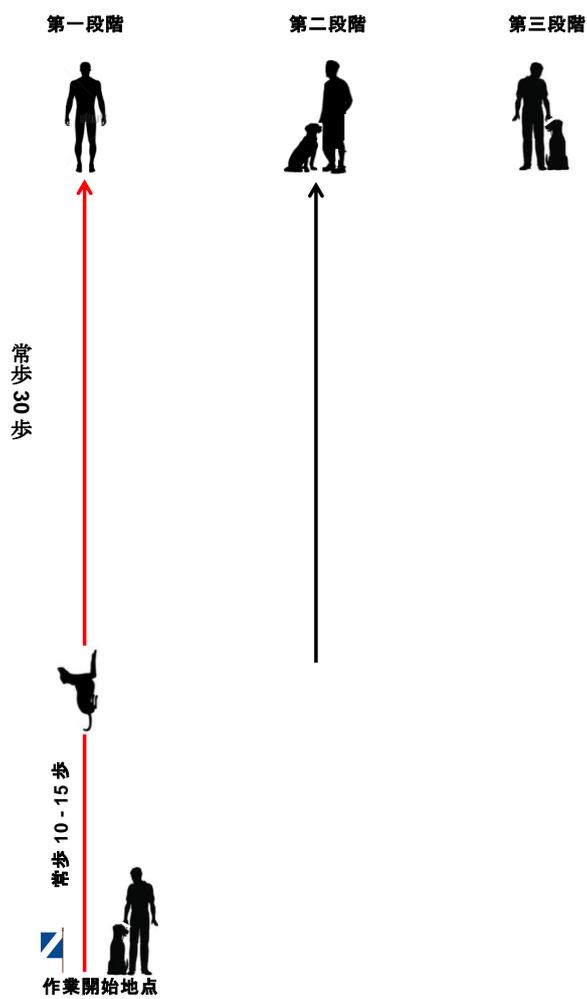


図 10.4 「遠隔操作による3姿勢」実施要領図

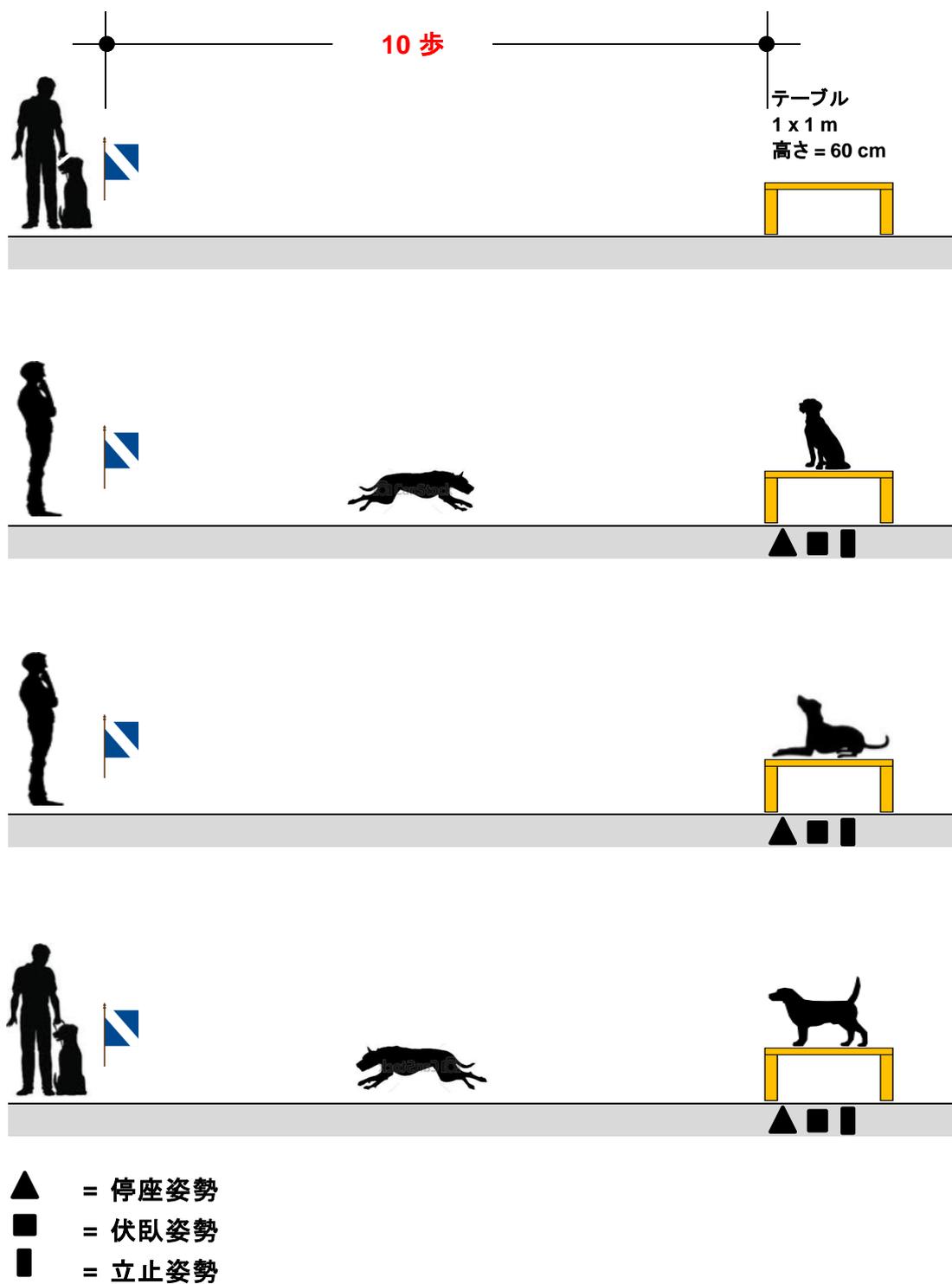


図 10.5 「移送」実施要領図 (国際救助犬試験前段階試験 (V) 専用設定)

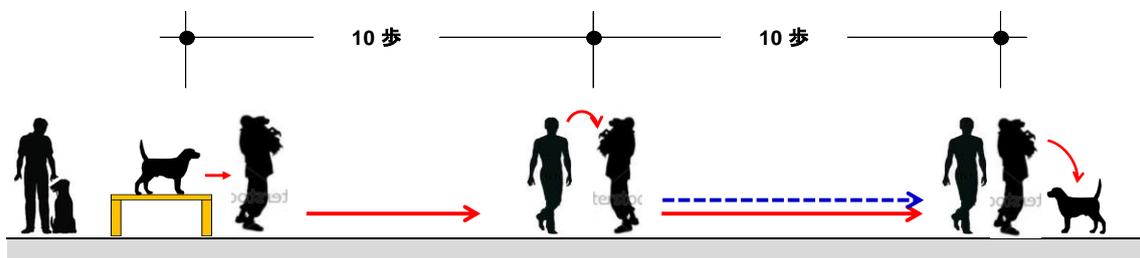


図 10.6 「移送」実施要領図 (国際救助犬 A、B 段階試験共通)

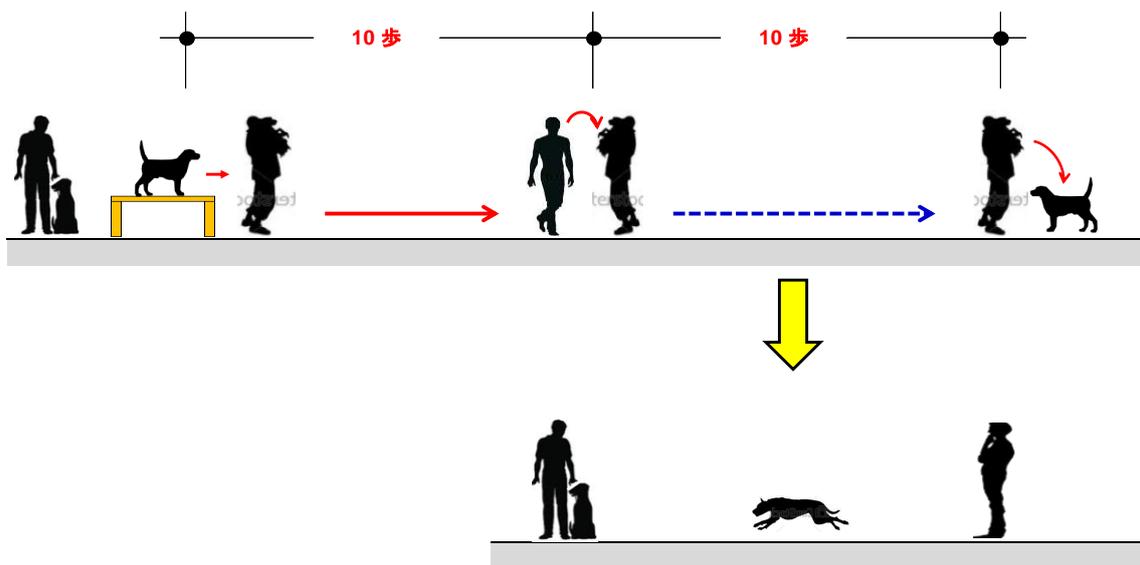
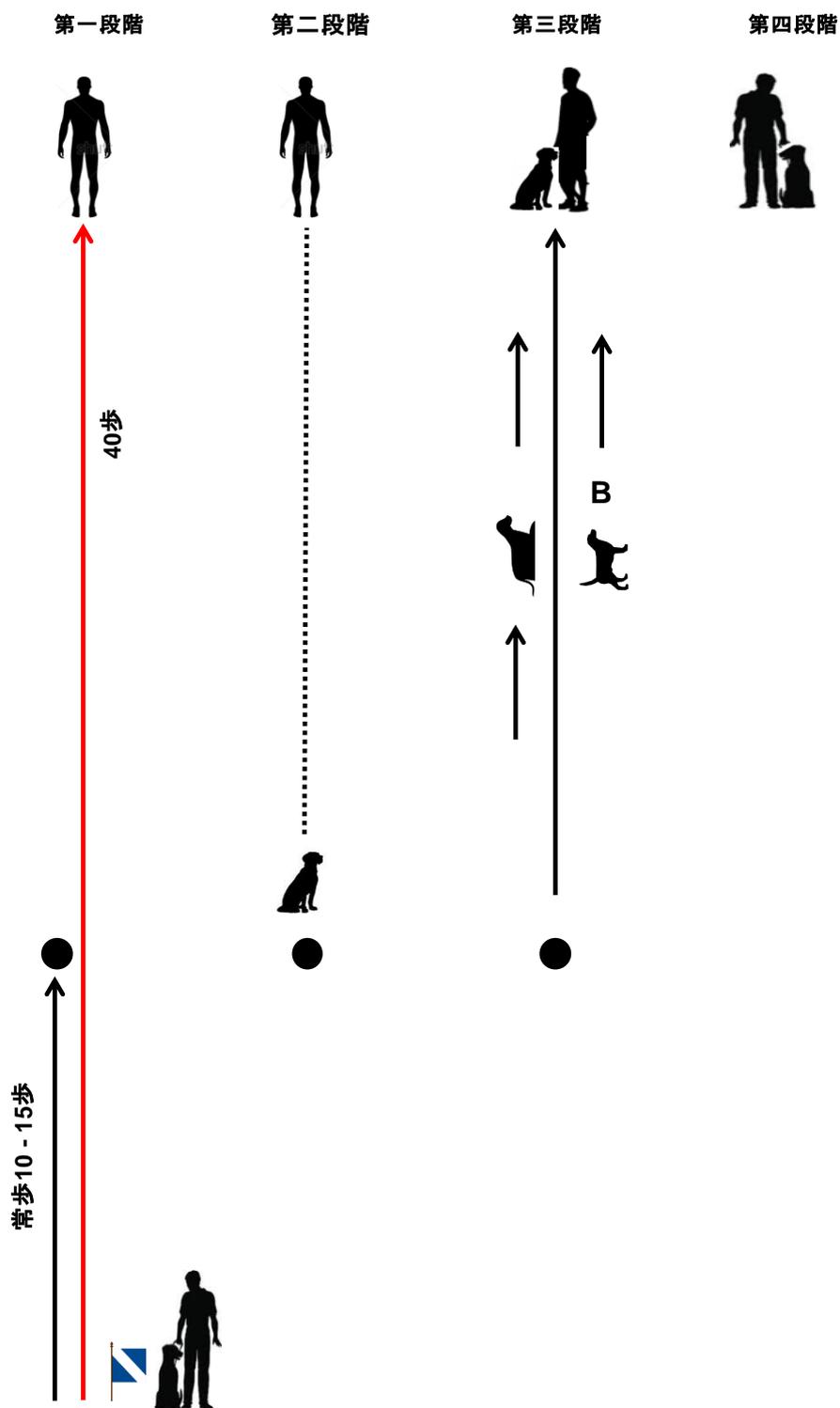


図 10.7 「ディスタンスコントロール」実施要領図

「A 段階試験」に於いて作業は「停座⇒招呼⇒伏臥⇒招呼」順に、

「B 段階試験」に於いては「停座⇒招呼⇒伏臥⇒立止⇒招呼」順に実施される。



付録 20 「熟練作業試験課目作業」 実施要領図

使用各器具構造や寸法は下記各図にて紹介されている。原則的に使用素材指定はないとするが、機能や外寸法は厳守される必要がある。

図 20.1 「瓦礫歩行」実施要領図

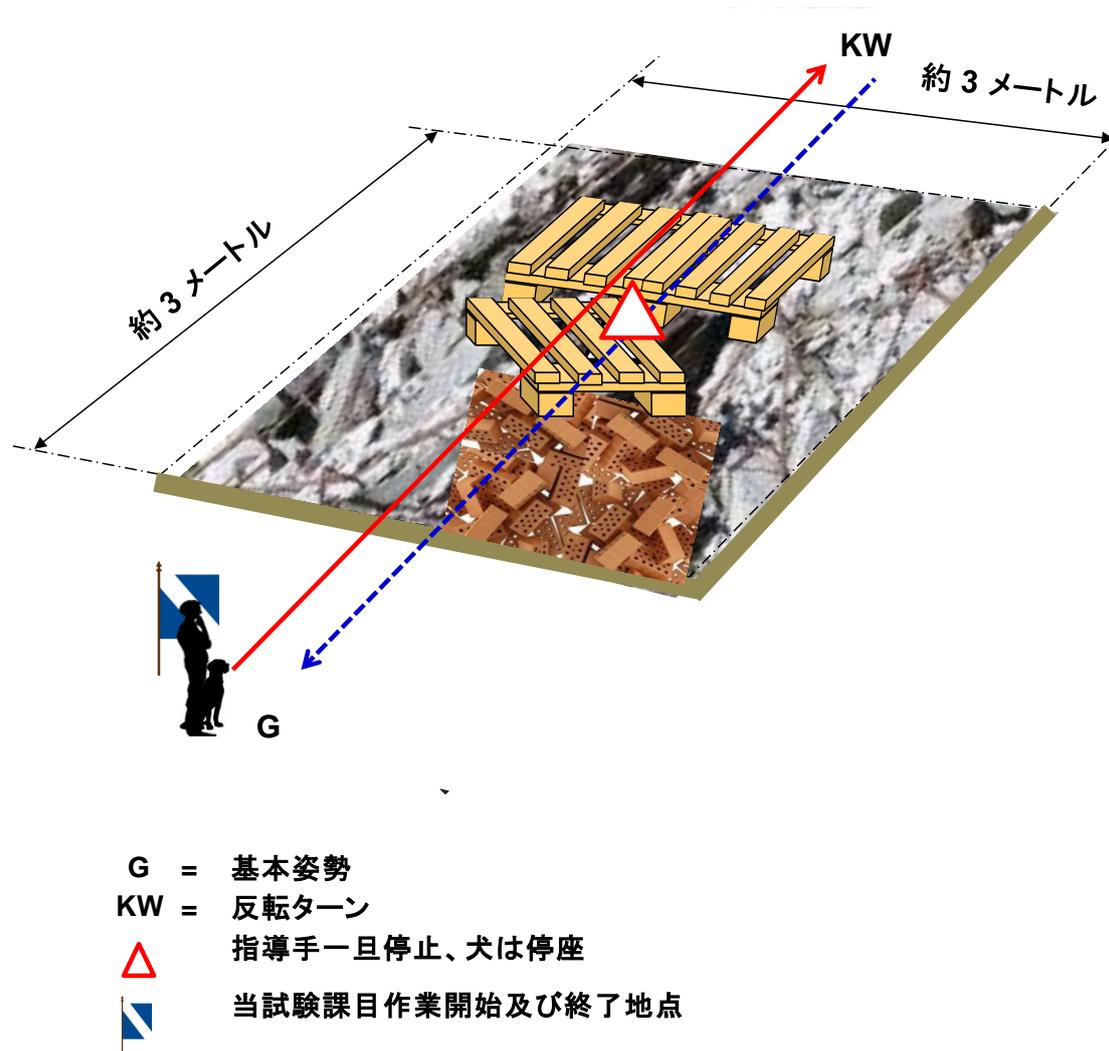


図 20.2 「一本橋渡り」実施要領図

足場板以外に他頑丈な構造物設定も可能とするが、左右端部分は支柱によって地面に固定される必要がある。

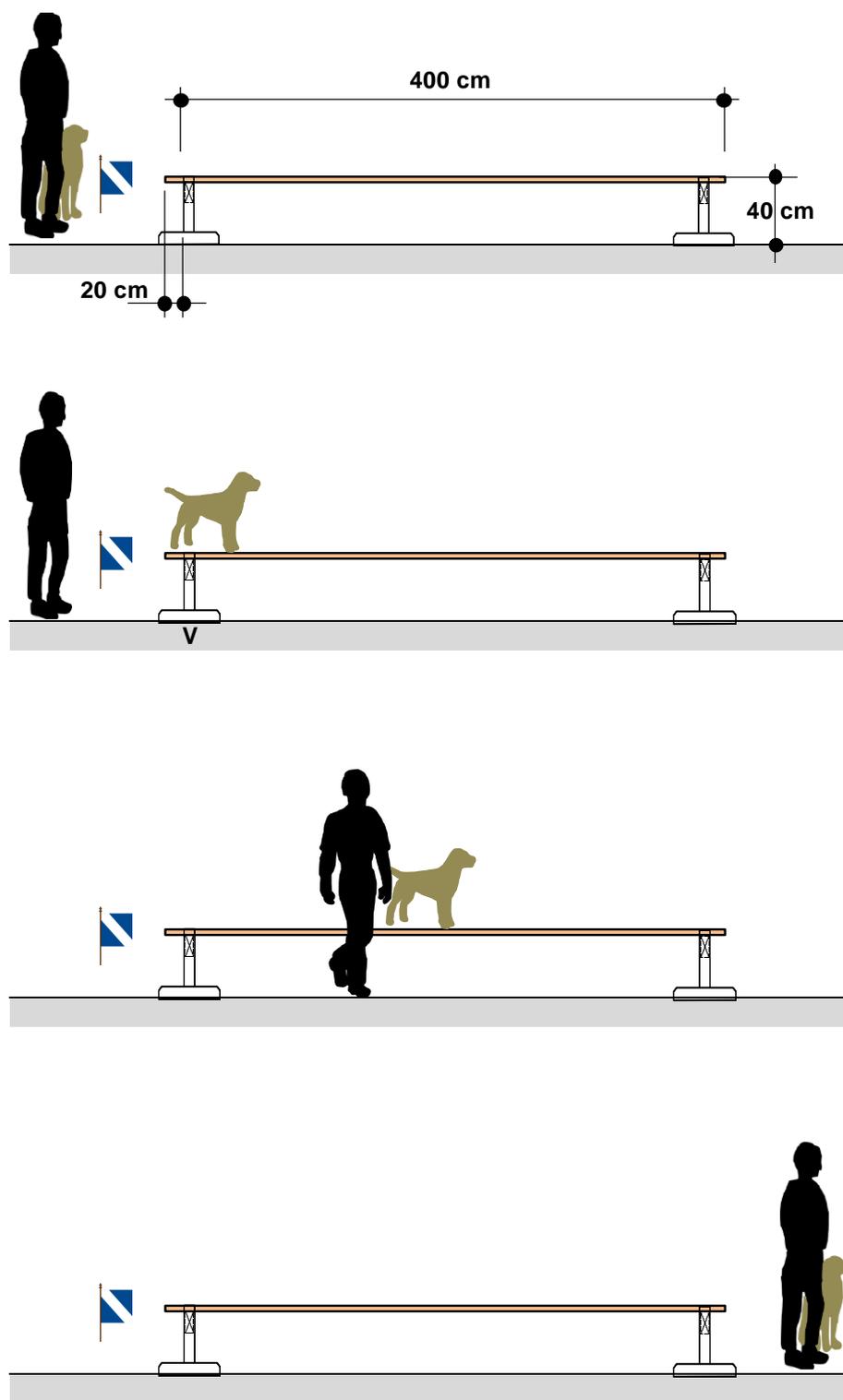


図 20.3 国際救助犬雪崩搜索前段階試験 (RH-L V) 専用

「遠隔操作による方向変換」実施要領図

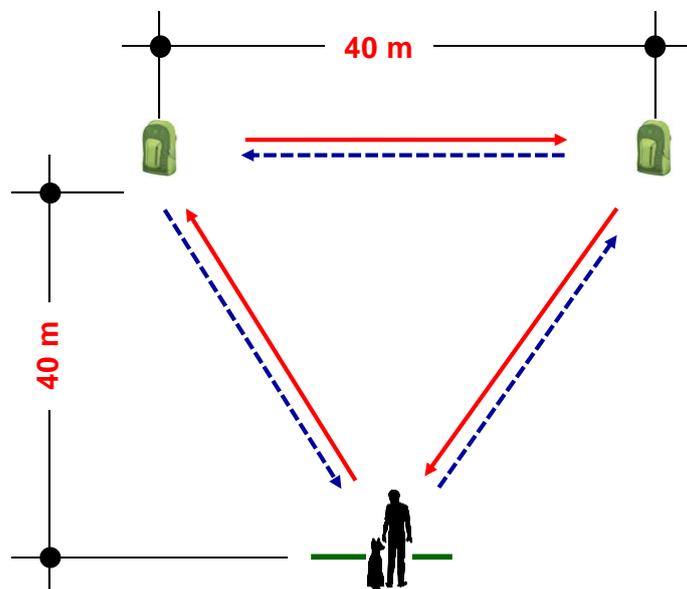


図 20.4 国際救助犬雪崩搜索 A、B 段階試験専用 (2 試験段階共通)

「遠隔操作による方向変換」実施要領図

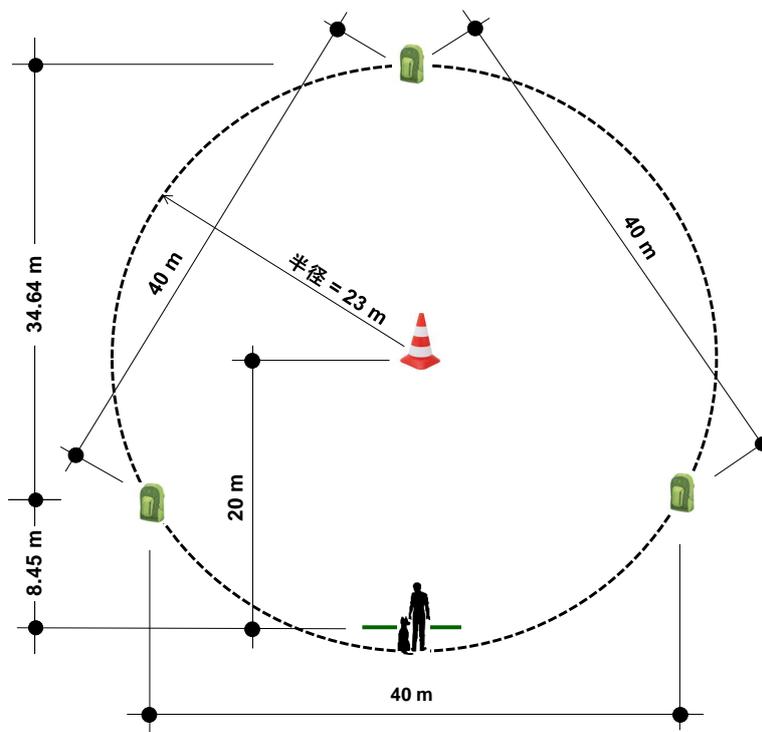


図 20.5 「遠隔操作による方向変換」実施要領図

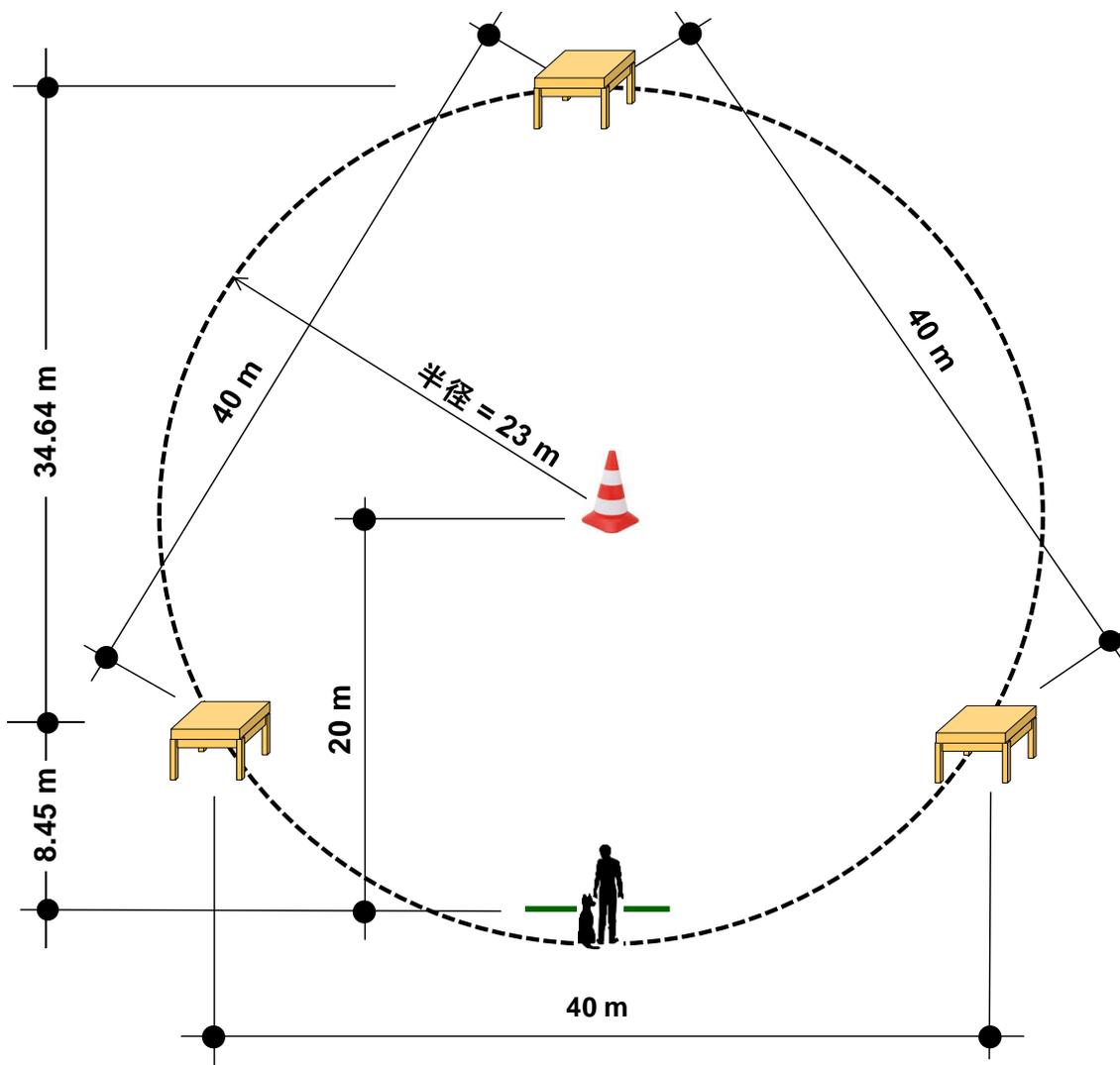


図 20.6 「可動式バレルブリッジ」実施要領図

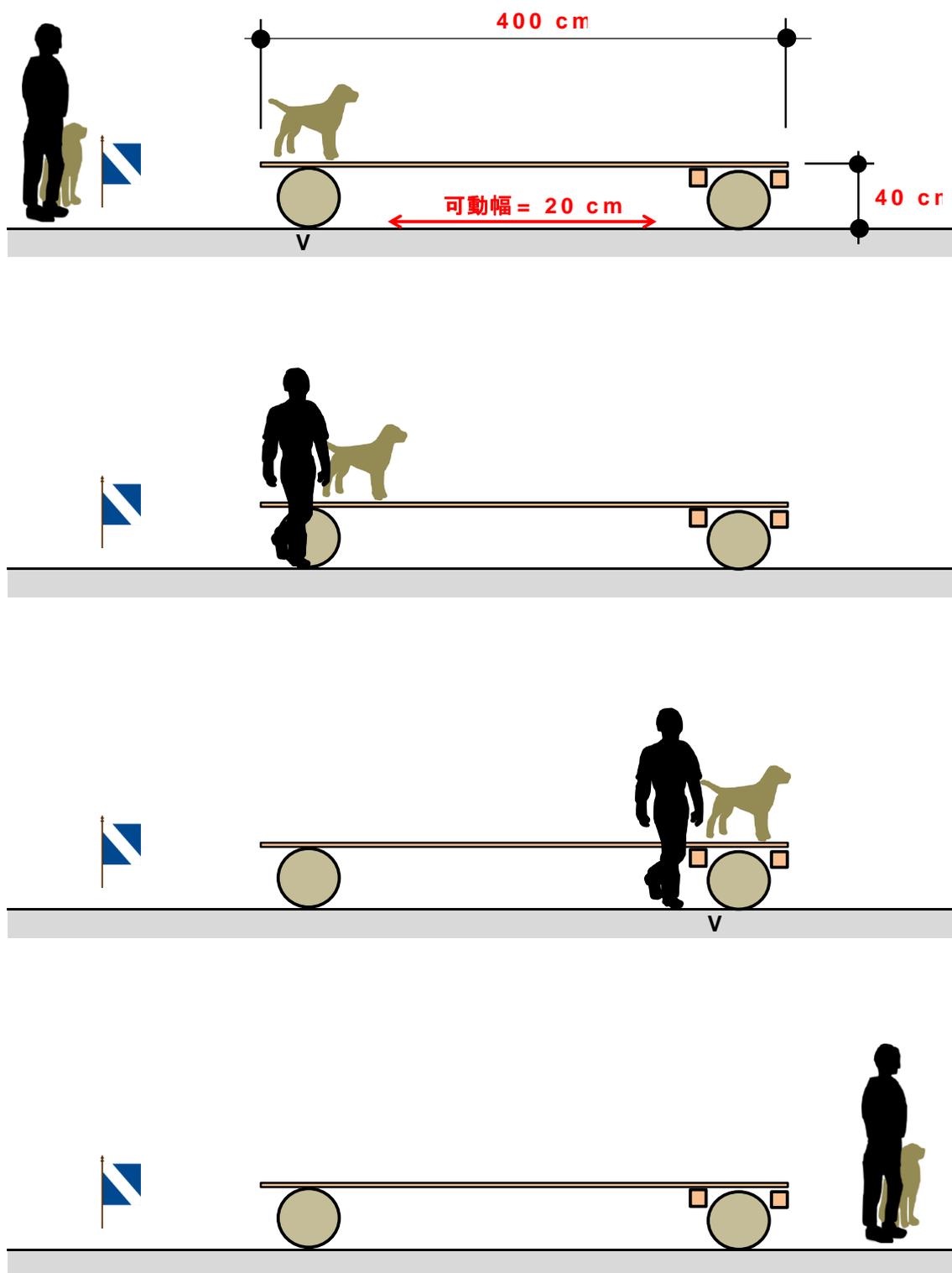


図 20.7

「水平梯子渡り」実施要領図

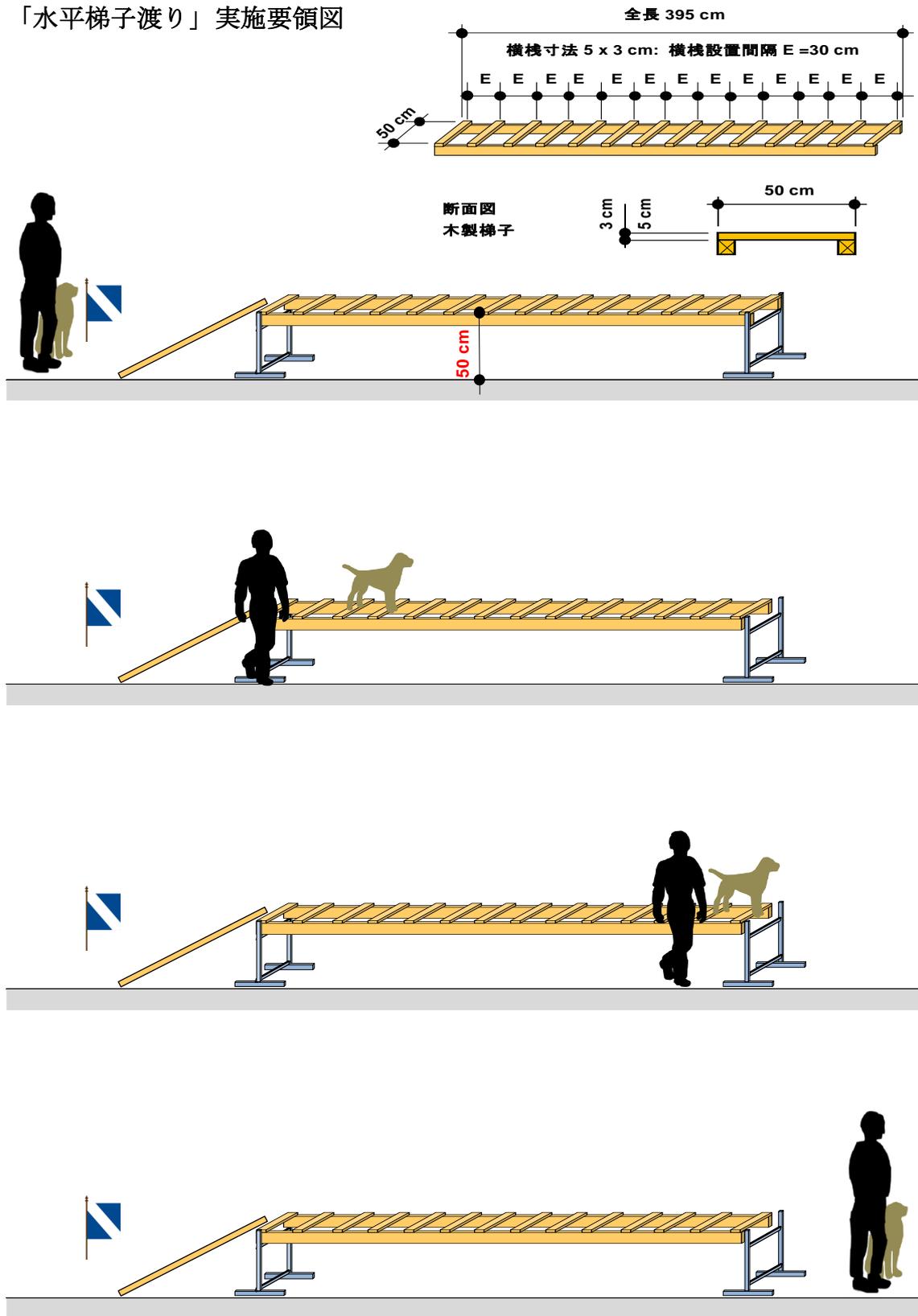
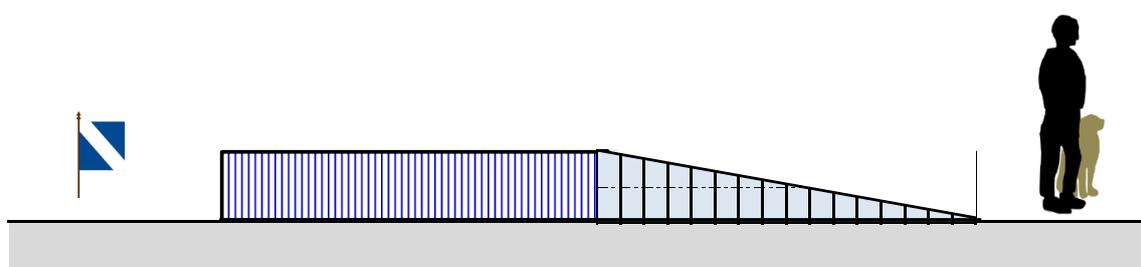
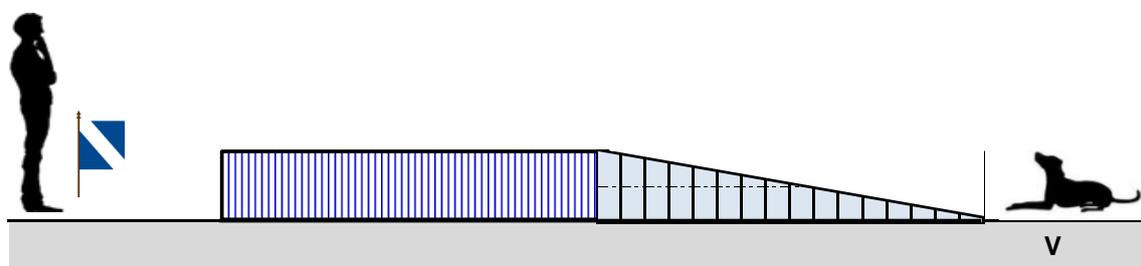
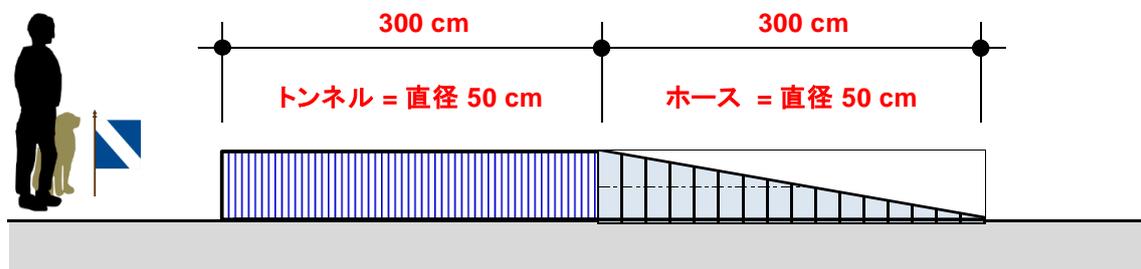


図 20.8 「トンネル通過」作業実施要領図



V = 静止



試験課題開始値地点

図 20.9 「可動橋渡し」使用器具特性及び、実施要領図

同寸法並び可動性を有する類似構造物使用も認められる。

